

第百七十七回
国会

参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第四号

平成二十三年六月十六日(木曜日)

午前九時三十一分開会

委員の異動

六月十五日

秋野 公造君
又市 征治君

補欠選任
竹谷とし子君

六月十六日

加賀谷 健君
神本美恵子君
藤田 幸久君
舟山 康江君
大門実紀史君

補欠選任
大野 元裕君
松野 信夫君
姫井由美子君
大河原雅子君
田村 智子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

柳田 稔君

委員

相原久美子君
岩本 司君
大河原雅子君
大野 元裕君
加賀谷 健君
郡司 彰君
今野 東君

事務局側

常任委員会専門員
常任委員会専門員
参考人
株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役

主賓 了君
姫井由美子君
平山 幸司君
藤田 幸久君
舟山 康江君
増子 輝彦君
松野 信夫君
山根 隆治君
愛知 治郎君
赤石 清美君
岡田 広君
川口 順子君
佐藤 正久君
高階恵美子君
長谷川 岳君
牧野たかお君
山田 俊男君
竹谷とし子君
横山 信一君
小熊 慎司君
松田 公太君
田村 智子君
大門実紀史君
藤井 孝男君
吉田 忠智君
亀井亜紀子君
五十嵐吉郎君
櫛原 利明君
藻谷 浩介君

相馬 市長 立谷 秀清君
法政大学大学院政策創造研究科教授 小峰 隆夫君
東日本大震災支援全国ネットワーク代表世話人 栗田 暢之君
京都大学教授 藤井 聡君
特定非営利活動法人難民を助ける会理事長 長 有紀枝君
立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授

本日の会議に付した案件

○東日本大震災復興基本法案(衆議院提出)

○地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柳田稔君) ただいまから東日本大震災復興特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日、秋野公造君及び又市征治君が委員を辞任され、その補欠として竹谷とし子君及び吉田忠智君が選任されました。
また、本日、神本美恵子君が委員を辞任され、その補欠として松野信夫君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 東日本大震災復興基本法案、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件、以上両案件を一括して議題とし、参考人の皆様から御意見を伺うことといたします。

午前は、株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役藻谷浩介君、相馬市長立谷秀清君及び

び法政大学大学院政策創造研究科教授小峰隆夫君に御出席いただいております。
この際、参考人の皆様一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ当委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま議題となりました両案件につきまして忌憚のない御意見を賜れと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の議事の進め方について御説明いたします。

まず、藻谷参考人、立谷参考人、小峰参考人の順序で約一人十五分程度で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。

また、参考人の皆様の御発言は着席のままで結構でございますが、質疑者は起立の上発言することといたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、藻谷参考人からお願いいたします。

○参考人(藻谷浩介君) おはようございます。

では、座らせてやらせていただきます。

本日はお呼びいただきまして、ありがとうございます。藻谷でございます。

何の資格でここに来ているのかということですが、ざいですが、まず被災地域を一応通り一遍、北から南までよく事前に知っていました。知っていたつて、まあ場所が少なくとも旧市町村名で順番に言えてどこがどうなっているということが言えたというようなことかと思うんですが、復興会議の計画部会、下の方の会の委員をやっております。

す。その過程で今日は恐らくお呼びいただいたと思います。

今回復興に關してはあれこれマスコミなどで発言する機会がたくさんいただきましたので、総論についてはあちこちで話をしております。今日もごく絞って、十分程度ということで、特区について話を特に聞きたいという話を聞いておりまして、絞ってまいりました。

この震災復興特区というのは言葉が独り歩きしているけれども、実態がよく分からないものでございます。私も、提唱者本人、私が言い出したわけではございませんので、これ現場から見えてくるのが本当に必要なかどうかについての意見を陳述させていただきます。

一枚めくっていただきますと、これもつとページを大きく書けばよかったです、右上に小さく、①と書いてある右上に小さい字で2と書いてあります。二ページ目でございます。二枚だけ、被災地の課題というのを①、②ということで書きました。

実際に被災地は仙台市から野田村まで実に様々な大きさのところがございまして、また、今日いらしている相馬市のように強いリーダーシップを持ってマスコミには登場せずに粛々と進んでいるところもあれば、マスコミには出てくるけれども実は余り進んでいないところもございます。だから一概には全く言えないわけですが、恐らく市長さんからうちは違うぞという話が後であると思います。もう全体としての平均はこうだということですね。

その中でも多々課題はあつて、瓦れきとかいろいろあるんですが、今一番問題になっているものは、一に住宅、二にいわゆる医療、福祉、教育、三に雇用ということが地元でよく聞かれます。

住宅に、仮設が半分弱まで進捗し、そして本格住宅の再建については早いところで七月上旬からどこに造るんだという計画を市町村が出して議論が始まるということです、そこから土地がどうやって手当てするんだ、住宅ローンをどうするん

だという問題がその後で本格化すると思います

二番目の医療 福祉 教育 二ページ目の下な
 んですが、これは地元で非常によく聞かれる声な
 のですが、広範に病院、福祉施設、学校が被災し
 ております。それで、その中で公立のものについ
 ては市町村がマッチング予算を出さないと再建が
 できないわけで、特に学校、病院はそういうのが
 多いわけですが、特殊施設は。正直後送りになつ
 ていて、それどころではないといいますが、工事
 に手が付いていないように見受けられるところは
 大変多いと思います。

一 ペジめくつていただきまして、三枚目でございます。さらに雇用でございますが、水産施設が壊滅したところであつ都市部に通勤可能ではない地域、具体的には石巻以北、相馬以南でございしますが、仕事がないので住民が出ていくというところが、いつとき盛んになつたというんだけれども、だんだんだんだん増えているのではないかと、思います。ボランティアではなくて地元住民を雇用してやるという自治体、先進的な例が多々あるわけですが、なかなかそれが進んでいない地域もありまして、かつボランティアを住民雇用に変へた瞬間に、人件費誰が払うんだ、市町村のお金は、どうするんだという問題が出ています。

そして、その他、足元の問題点として書いたのが二つありまして、これも地域差はあるのですが、余り東京で報道されていない話として、三陸などで実はいまだに物資支援がちゃんと行っていないところがあるということを経場の目撃談として聞いています。これは市町村がやっているはずなんです、手が足りていないんですね、実は。あるんです、そういうことがあるんです。配られている食事の質に関しても、相馬市のように栄養士が最初から管理しているところもありますが、ほとんどのところでは栄養を考えずに緊急避難的に続いて三か月というような例が結構あるんです。

その一方で、それはマンパワーという手段で何とかしなきゃいけないんですが、県庁、県の部局

の縦割りで多数の予算メニューが下りてきています。これ善意です。何とかしろということで、たくさん予算をやはり潤沢に付けろということで下りてくるのですが、従来それを市町村側が使いこなさなさいいけないんですけど、そもそも役場、地域が壊滅しているような町の場合、それをもうやっている余裕がないということで、実際には使いこなせていないという大変大きな問題があります。

以上のような総括を経まして、四枚目から①から⑤にわたりまして、こういうことに對していろんな手が当然打てるわけでございますが、特区とということが何かに役に立つかということを書いていきます。なぜ特区に絞るかというのと、申し上げたように実態が余りないまま言葉が独り歩きしているの、一応意味があるのであればこういうことかということ、整理してみました。

①をちよつと二枚にわたつて、四、五ペーじと書いております。これが私が一番重要だと思うんですが、各省庁の制度を市町村がそれぞれ利用するというのが従来の行政の仕組みで、しかも何とか基本計画を一年掛けて作つてから造るようなものが多いですよ。今それをやっている時間がないというか、病院、学校の再建は急務なんです、実際にはないんですね。それで、御案内のとおり、町によつては、津波にかぶつた学校をそのまま再建しようとして、PTAが怒つてほかの場所に移させようとしたというケースもあります。

それから、学校はまだいいんですが、特に介護系の施設に関してはもうないので、体育館の避難所ですのまま同居している。それからさらに弱者になりますと、障害者の方ですね、例えば脳性麻痺の方ですとかあるいは認知の方になった人とかが一緒に入っていて、そこは施設が再建されないまま放置されているというのがすごく多いんですね。これは本当は従来の理屈で言うところの一つ一つちゃんとやるべきなのでしょうが、実際はこれは進まないし、さらに三、四年たつてからようやく今までどおり別々の場所にそれぞれ予算をもらつ

て全然ばらばらに再建されるということになる可能性が高いと思います。

そこで、それに対して省庁が統合窓口を国交省が幹事になつて設置するという、一歩進んだことを今やるわけ、と聞かれたんですが、一つ問題があつて、その町でどこに何を造つて何が必要でどこが無駄でどこを削るかという話は、やっぱり現場に立つて考えないと一般論では分からないんですね。それで一々、結局最終的に個別予算のところに戻つて折衝をしてという作業が結局発生してしまふんですね。窓口だけあつても、最終的に予算を出す個別の部局のところまで、霞が関まで行かないと進まないんです。

五ページでございます。

この課題に何か特区が使えるかということなのですが、運用緩和と特区ということを考えました。すなわち、特区というのは普通は規制緩和でございまして、単純だと法令違反になることを取りあえずやるのが特区なんです、私のこゝで言っている話は法令違反ではございません。法令どおりに本当はできることなんだけれども、法令どおりやっていると三、四年掛かることを三か月でできるように、もう現場で決めて、取りあえず大筋間違っていないことであれば進められるようにできないかということです。

ここで言っているのは、ネガティブリストという言葉を二行目に書いていますが、取りあえずこれだけはやめと。それに反さない限り進めましょうと。進めておいて、後付けで、予算も取りあえず出しておいて、後付けでチェックをして大筋間違っていないければそのままオーケーというやり方で進めるべきじゃないか。

その際に、施設複合体にすべきではないかと。つまり、従来の予算ですと、やっぱり幼稚園と保育園の予算が別々に下りてきますので、別々の場所に、皆さんも思われませんか、幼稚園と保育園と一緒にできているのを御覧になったことありますか。東京でもほとんどありませんよね。だけど、別に、被災地で、人口も減って、みんなであ

緒になってやるときに、一緒に隣同士にあつたり一つの建物が二つに分かれても誰も怒らないんじゃないかと思うんです。いや、原則はいかぬとか、いろんな議論はあるのかもしれないけれどもね。あるいは、ここにありますデイクエセンタール、よくあるのはデイクエセンタール、元氣なお年寄りが集まって昼間いるところと保育園がついていていいじゃないかということで、先行事例はあるわけですが、こういうのを意図的に同じ建物に造つたていいはずだし、あるいは小中学校の体育館が公民館になつていたりとか、いろんなことが実はあり得るので、この際、相乗り施設を造れるチャンスを増やした方が結果的に予算の合理的な運用になる、額の膨脹も防げるのではないかと思うわけです。

従来、これを阻んでるのは、やはり役所の方が見面に運用をやるので、例えば私が見た事例では、ある脳性麻痺の方とお年寄りの介護のデイクエセンタールと一緒に造っている施設、有名なのが山口県にあるんですが、脳性麻痺の方の補助金とデイクエセンタールの補助金を同時に使っているものから、中にビニールテープで線を床の上に引いてあつて、ここから先は脳性麻痺でここからはデイクエセンタールですと、無理やり、実際は同じ廊下なんです、廊下の真ん中に線が引いてあるんです。そういうふうにしなないと補助金を出した人が怒るとか、じゃ脳性麻痺の子供はこの線から右側だけ歩くんですかという、そんなことはないんですけれどもね。そういう類いのことというのが真面目なお役人の方がやるんです。そういうふうにならない、同じ厚生労働省の中で、それはですね。でも、あるんです。ですから、これを何とか、地元の特任事務局というのをやつぱりつくつて、そのところで、市町村はそこまで行けばもう調整ができる。後々は、そこから先、本当によほど変な違反がない限りは補助金が下りるというのを何かやるべきではないかと思うわけです。これは運用緩和特区でございました。

さて、残された時間で、六、七、八、九、短く御説明します。
六番目、②課税特例措置の柔軟運用。六ページ目でございます。

課税特例措置の柔軟運用ですが、これ意外に反対が少ないんじゃないかと思うんですが、もう被災地では取りあえず企業を復興しなきゃいけないです、更に進んで企業誘致をしなきゃいけないです。まだそれどころじゃないとおっしゃるかもしませんが、既に動きは出てきています。

特に福島は、NHK番組にもちらつと出させていたでいてやつていましたが、私が関西などに講演に行きますと、やはり福島で今人材が余つてるので、あれを採りに、いや、こつちに来てもらうんじゃないかと、福島に工場を出したいという人に私実際に会いました。一人知っています。ただ、そういうことをするとき、やはり税制優遇というのはいくらでもいいんじゃないか。これはありていに申しますと、被災地域、発電所があるところは除いてそんなに大きな税源はございませんので、逆に減免したからといって国の予算がそんなに大きく傷つくという話では実はないですね、東京でやつたら大変かもしれないが。そこで、むしろ法人税含めいろんな税制の優遇というのを被災地に限つてやるということは当然お考えになると思うんですが、そういうのを特区を設けてやつたらどうかということです。

一枚めくつていただきます、七ページでございます。あと七、八、九でございますが、まちづくり会社の活用、③まちづくり会社。

これも特区と並んで言葉が独り歩きしていて、何か怪しいとお考えになつていらっしゃる方も多いと思うんですが、まちづくり会社自体は怪しくございません。実例もございます。昔、三セクと言つていたものを天下りなしでやつていてもので、世の中では今、指定管理者という形で非常に普及していますが、いろんな公共施設の運営を民間に委託する。ですが、指定管理者と三セクの中間ぐらいで、一つかつちりとした、経理が透明

で独立したことが、やつている内容は公社がやつているのと同じと、そういうのがまちづくり会社でございます。道の駅を運営するとか、財団がつくった旅館、町の旅館を運営している会社ですとか、そういうのも全部広義のまちづくり会社、地域づくり会社というか、公共が昔ならやつていたものを民間の経理基準で明快にやつて、採算が独立で何とか取れるようにある程度補助金を入れてやるというものです。

これ、被災地においては市街地の再整備や漁港の再整備、あるいは道の駅みたいなものを造つて集客交流、そういうようなことに使えと言われているんですが、当然ながら公共がやる本来の仕事です。補助金が必要なんです、まちづくり会社も複数の補助金をたくさん取つてきてもうまく組み合わせて公正運用をしなきゃいけないということで、実はこういう難しいことができる人がなかなかいないんですね。それで広がってません。

それで、例えば被災地において住宅開発をして、その周りにコミュニティカフェをつくつて、いろんな新しいその町の小さい中心を運営するのを昔なら土地開発公社がやつていたのをまちづくり会社がやるという話の場合に、そういう会社が関連する補助金をこの範囲だったらばつと取れますと、大筋、これとこれをちゃんと満たしてくれば申請してすぐこれるよという、そういう被災地専用のパッケージというものがあると話が進む。逆に、これがないと結局難しいので、全国に数人しかいないこういうのをちゃんと公正運用できる人が地元に入らない限り進まないということになります。これがまちづくり会社でございます。

そして、最後八と九でございますが、ばんそうこう型補助金の運用、私がつくつた言葉なんです、ばんそうこう型というのは何ぞやというところで、後々別の補助金の手当てがちゃんと付くようなことであった場合は自後でその補助金を持つてこれると。つまり、臨時に市町村が何にでも使え

て、例えば通常の補助金の対象じゃないようなもの、よく分らないものに、もうとにかく必要なものに使う。例えば、漁民の生活再建のために取りあえず漁船が足りない、臨時に漁船を買つて漁民に貸す、後々でそれは例えば漁民に買い取らせるとか、そういうふうなことを自由にやる補助金、お金を持たせ、後々その臨時に使つたお金の、漁民が例えば漁船買い取つてお金に戻つてくるとか、あるいは別の補助金が国から後で別途取れたので元使つた補助金が浮いたときにはほかのものに使つてよろしいと。ばんそうこうというのはいくつかの意味なんです、何かに臨時に張つておいて、治癒したら剥がしてまた別のところに張ると。本当のばんそうこうはそこでもう駄目になりますけれども、この補助金はそこで何度でもほかのに使えというふうなことはあり得ないのかというのを書いています。

一括して自由に使えるお金を出せということで当然議論がされていますので、それでもいいんですが、自由に使え、かつ後々既存メニューの措置が落ち着いたところで取れた場合にはほかに活用できるといふことで、より自由に使えるんじゃないかと。逆に、既存のメニューが補助金が下りるまで必要なことを後送りするのを防ぐにこのばんそうこう補助金は有効ではないかと思つた次第です。

最後の一枚です。

以上のような話は、しかし実際はその全部の市町村で同時に行くのが無理なんです。本当は被災者は全部にいますのでやらなきゃいけないんですが、誰かが先行してやつぱりブレイクスルー、こうやつて補助金を組み合わせて使つてこう運用するんだというのをモデルをつくつた瞬間に、二番手、三番手はぱつと動きます。一番手が出てこないとならば膨大な事務コストが特区といつても発生します。

そこで、是非やる気のある自治体に県と国の担当が出ていつて本部をつくつて、そこでこういうことを一気に進めるぞというのを数か月以内に

やられるのがいいんではないかと思うんです。本部をつくるという話があります。復興庁とかいう議論もありますが、これも東北に置くべきじゃないかという議論がありますけれども、まあ置くのはいいとして、現場の対象の市町村、まあ金石が相馬か分かりませんが、そういうところに少なくともある程度権限を持つている課長クラスぐらいの担当者が集まって、そこで一通り物事は進めて、本部との連絡調整はそこに集まった県や国の担当者が自分でやる、市町村の人はそこから動かなくていいと、そういうやり方ができないのでしょうか。これが最後の⑤、一部市町村での取組先行ということに書いたこととございます。

以上でございます。

○委員長(柳田稔君) ありがとうございます。

次に、立谷参考人をお願いいたします。立谷参考人。

○参考人(立谷秀清君) よろしく申し上げます。皆さんのお手元に資料を配付いたしましたけれども、私は、大分現実的な話になるんですが、相馬市の取組の中でこういうことは御支援願いたいという、それが特区という形で実現すればなお結構だと思っています。

紙を裏表でコピーしてきましたのでざっくり説明しますけれども、今、相馬市はあしたをもって避難所を閉鎖します。全員が仮設住宅へ移ります。

この仮設住宅で何が問題かというと、よく言われるのは孤独死ですね。これを我々はずつと念頭に置いてやってきました。この避難所の対策、あるいは仮設住宅での対策ということを考えるのに、最終的な復興像というのを意識しないで例えば避難所のことを考えることはできないですね。やっぱり我々は次の死者を出さないということに対して情熱を懸けてきましたので、そのためには医療であり、栄養であり、あるいは自殺対策である、それをそれぞれやってまいりました。そのうちの何点かをかいつまんで御説明申し上げたいと思うんですが。

まず、避難所なんですけれども、避難所の栄養管理ということで、四月十八日から学校が再開したんですが、学校に給食室がありますね。お昼しか出しませんから、朝と晩は空いているじゃないかと。朝と晩の給食室を使って避難所の給食を作りました、食事を。そうしますと、避難所からおばちゃんを採用して、その人たちに調理やつてもらいます。一日のある程度栄養も管理ができますから、そうしますと管理栄養士の手元でできることになるんです。まあ余談ですけどね、三食は出しますが、そこに炊き出しチームがいつばい来まして、結果メタボになってしまったと。

それを今度は仮設住宅に持っていきます。仮設住宅の場合は孤独が問題になりますから、一日に一回はみんなで御飯を取る機会をつくらうと思っただけですが、残念ながら仮設住宅の集会所がそれほど大きくないんですね。したがって、独居の世帯の方、相馬市は独居世帯と老老世帯、これが百十人いるんですね。この人たちをほっとくわけにいかないですよ。ですから、集合住宅にみんな集まっていたらいい、そこで晩飯は一緒に食べると。朝飯、昼飯については、私、米を一人三十キロずつ持たせていますから、最悪の場合、米にしようゆだけ掛けて、晩の御飯である程度しかりしたカロリー取らせようと、栄養取らせようと。このことの延長で、今度は集合住宅ですが、恒久住宅を考えていくんですね。仮設住宅でそういうことをしつかりやっていくためには、どうやってマネジメントをやるかということが必要になります。そのマネジメントのために、集会所ごとにコローニにするんですね。そこに組長というのを置きまして、その組長さんを通して行政サービス。一戸一戸、一棟五戸ですから、そこに戸長というのを置いて、組長の下に戸長を置いて、組長会議で意見を集約して行政が対応すると。食事についてもそうする。

ところが、ここでお願いの一点目。これをやるのに相馬市が年間三億円掛かるんですね。平成二十三年度は私が今までためてきた貯金でもって何とかになります。来年のめどが立たないんですね。ここはちょっと考えていただきたい、こういう取組には助成してもらいたいということをお願いします。

それから、今度、公営住宅、災害公営住宅のメニューが一戸一、一千百数十億円出たんです。これ使って次の公営住宅をどんどんどんどん造っていきたいと思ってるんですが、その際、これも一戸建てのばらばらになった方がいい方々と、それからある程度一緒に住まわせて共助型の生活をした方がいい方と両方あります。さっき言った百十人の独居の方々ですね、この方々はできるだけ集合住宅に住まわせた方がいい。

早稲田の北川先生と一緒に二人でございまして、立谷・北川型と書いてありますけど、相馬井戸端長屋というのを考えました。

これは、共通スペースを持つて、そのスペースで一日に数回は一緒に住ってもらう。それから、洗濯機はそれぞれのブースに置かないで、各家庭に置かないで、まとまった場所に置いて、そこでみんな、井戸端の代わりに洗濯のスペースを造ったんです。

もう一つは、この次こういう震災が来たらここがボランティア活動の拠点になる。今回の経験なんですけど、いろんな方々にお集まりいただきまして、その方々の拠点になるスペースを確保するって本当に大変だった。というのは、市の公共施設というのは避難民でこつた返している、だから、新たな施設を確保したいにも、旅館はやられてるし、アパートはみんな押さえられているし、非常に苦労しましたですね。ですから、頑強な造りで地震に強いこういう施設が必要だろうというところも考えています。

その次の図面は、これは四ページになります。これは、長屋というのを考えたんですけど、相馬の公共用地に造つていこうと思うと、この長さに対応できないところもあるんですね。曲げてみよ

うと、曲がり屋というのを考えました。その次、行きます。その次は、災害公営住宅のモデルパターンなんですけど、こういう形で造つていきたいと思うんですね。一戸十七坪、一階九坪、二階八坪。私が一生懸命考えたんですが、これだと大体一戸七百三十万円でできます。それに造成費用とか土地の取得費用を合わせると、大体一戸当たり一千万なんです。

ところが、次の問題です。その次のを御覧になつて下さい、六ページです。ちよつと問題点を整理してあるんですが、この災害公営住宅というのは、これを約一棟当たり一千万で造ります。で、七年半たつと、法律上払下げが可能なんです。ですから、皆さん、このコロナ、新しく造つた災害公営住宅、百戸単位で造つていきます、そのコロナに皆さんお入りくださいと。いずれその住宅を被災者の皆さんに払い下げたいんですね。

ところが、これは四分の三が補助金で、一千万のうち七百五十万は補助金で来るんで、相馬は二百五十万出します。七年半の間に五十万ぐらい家賃いただきますから、そうすると、二百万で売ることができれば、相馬市は二百万しか出してないんですから、二百万で売ることができれば被災した人たちが小さいながらも土地と家を二百万でゲットできるということになるんですが、ただ、残念ながら、公営住宅法の施行規則の第二十条に書いてあるんですけど、再建築価格でない駄目って書いてあるんですね。再建築価格というのは、もつと簡単に言うけど、薄価という意味です。そうすると、八百万でないと売れないんですよ。私、八百万で売つて六百万ももうけたくないですね、相馬市は、被災した方々から、二百万しかその段階で我々お金使わないですから。ですから、ここは、藻谷さん、特区、こういうところこそ特区、運用の特例を認める特区。で、二百万で売れるようにしないと、私の次の市長さんが五百戸、六百戸の公営住宅をどかんと預けられて、管理、大変ですね。これはやっぱり自己管

理でやるようにしないといけない。だから持てるようにしなきゃいけない。それが夢になるんだということ。

それからもう一つなんですけど、被災して塩をかぶったところを、私、居住制限を掛けようと思ってるんですね。これからやります。やっぱりそういうところ住みたくないと言っんですよ。特に子供たちがそうです。どんな高さの波が来るかというのは分からない。だから堤防を造ればいいという問題ではないと私は思っている。

ですけれども、じゃ、そこは職住分離でいつて、職業域はいいだろうと。後から、これはさっきの藻谷さんの問題にもなるんですが、企業誘致のための職業域にしよう、だけど住居はこっちの方に、高台に開発しよう。その際、これ、いずれ住民の持っている、一人一人の持っている財産権と衝突することになるんですよ、いずれ。居住制限というのは期間を持って掛けるものですか、永久ではないんです。だったら買い取ったらええでないかと。

で、何でしたっけ、集合住宅法とかというのがあって、あれだと四分の三が国費で四分の一が市町村の持分で、その四分の一、とつても出せない。そうすね、とつても出せないですよ。ですから、これはある程度市町村の持ち物にして、その次の政策展開に使えるようにしないといけない。ですから、この国の四分の三をまあこれは九五%ぐらいにしないといけない。

で、相馬で計算したんです。約三十万坪が被災した部分の住宅地なんです。三十万坪というのは百万平米です。この分を坪二万で買い取るとしたら六十億円ですから、六十億円のうち十五億円というのは、これはとても無理。六億円でも厳しい。三億円ぐらいだったら、後々それは土地利用でもって回収できるお金でもありますから、それだつたら可能なかと思っています。

ここところを一つ、先生、御提案申し上げます。その次、見てください。その次は、じゃ、しか

らば相馬市が復興のイメージとして考えているのはこういうものだ。実際、我々も復興会議を立ち上げて、復興プランを七月ぐらいにはバージョン一を作りたいたいと思います。復興プランというのは、最初から固定したものではないんです。例えば、さっき申し上げたように、災害公営住宅の買取りが果たしてできるようにするかどうかと現段階では分かりませんから。これが分からないと、私、次進めないんです。

そういうことでいくと、今の段階での復興プランはこうだ、来年はまた違っているんです。相馬市ではISO9001を取っていますから、その手法でやりたいと思っています。そうすると年々変わっていくということになるんですが、相馬市の考えるこれが復興プランです。波かぶったところ、私、メガソーラーを敷こうと思う。それから、その波かぶったところの一部、漁港の近くには加工工場を誘致したい、それから倉庫業も誘致したい。ということになりますと、さっきの藻谷さんの話になります。ある程度インセンティブがないと駄目なんです。それは税制優遇であつても何でも、まあ特区という形でなされるかどうか分かりませんが、目的としてはそういうことなんです。雇用創出ということも考えた場合に、これはインセンティブが必要になつてきます。新規工場の誘致についても必要になつてきます。というのは、相馬の場合は原子力の風評被害があるんです。だから、そういうことでもなければ来ないんですよ。じゃ、そのままにしておいていいのかということになるんです。

もう一つは、これはインセンティブということには必ずしもならないんですが、被災した田んぼは私は農業生産法人で復旧するしかないと思っています。農業生産法人に、さっきの藻谷さんの話とちよつと似てくるんですが、農業生産法人に復旧作業を外注するんです。これを土建屋さんにやるんじやなくて生産法人にやる、農家の人たちに土のふるいをやつてもらつてというようになことを考えています。

ですから、恒久住宅の払下げ特例というのはこれは考えていただかなきゃいけないし、それから、メガソーラーを造るとしたら、国家的にプロジェクトを進めるとしたら、被災地の塩をかぶったところにしていただきたいということです。これ一つ考えても、大体これは相馬市の復興のイメージということになるんですが、特区であつても何でも私は構わないんです。そういう制度が、支援の制度が必要であらうと。

それからもう一つ、相馬市フットボールチームというのをつくつてPTSD対策をやっているんですが、これはお金が掛かるんですけども、これは午後から、長有紀枝さんがこのNPOの理事になつていただいていますから、お話があると思います。

それから、最後の紙が、これは昨日やつた相馬市の復興会議の資料です。空欄が多いですけど、これをどつと埋めていきます。毎週一回ずつ、地区住民の代表の方々、各界の代表の方々を集めて私はその復興会議をずっとやっていて、七月中にはバージョン一の一を作ろうと思っています。

これをどんどん改定しながらその状況に応じた復興のプランというものを示していきたい、市民に示しながら一つずつ進めていきたいと思つていますが、一つ申し上げたいのは、復興とは何だということをずっと考えてきたんです。復興とは何だと考えたときに、私はさっきハードの絵を示しましたけど、やっぱり被災した方々がそれぞれの年齢層において新たに人生設計が立てられるようになることを言うんです。小学生だつたら小学生、PTSDもそうだし、被災した子供たちが健やかに成長できるようにしてやるのが復興です。高齢者は高齢者、独り暮らしは特にそうだから、集合住宅でも何でもいい、その方々が孤独死をしなくてもいいようにやつぱりそれなりのケアができて安心して暮らせるようになることですね。問題は青壮年。青壮年についてはやつぱり産業を、雇用を与えてやるが一番です。ここところを失敗するとやつぱりいびつな社会

になつてしまいますね。ですから、そこところは、やつぱり企業誘致にインセンティブを与えるとか、農業生産法人に特別な措置をして収入の道を与えるとか、そういうことをこれから議論していつていただきたいと思つています。

私からは以上です。

○委員長(柳田稔君) ありがとうございます。

次に、小峰参考人をお願いいたします。小峰参考人。

○参考人(小峰隆夫君) 法政大学の小峰でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

私、突然のお呼びだったものですからちよつと資料がございまして、口頭でお話をさせていただきます。それから、私、ずっと長い間マクロ経済、日本の経済全体を觀察し分析するという仕事をやってまいりましたので、そういった観点から意見を申し上げさせていただきますが、今のところ二方のように具体的な話というよりはちよつと総論的な話になつてしまっていますが、御了承いただきたいと思います。

私は長い間経済を觀察しておりますが、今回の三月十一日の地震、津波、原発事故、この三つが重なつたショックというのには恐らく戦後最大のショックだということだと思います。これにどう対応するかということがこれからの日本の経済社会の行方をかなり左右するだろうということで、大変重要な課題だということに考えております。これに対する考え方なんですけれども、私は二段階、フェーズ1とフェーズ2というところで考えるべきだと思つております。フェーズ1というのは言わば緊急対策の段階でありまして、フェーズ2がやや時間がたつた後復興をどうやって実現していくかというのを考える段階だといふふうに思います。これは、分けて考えるのは、物事に対する考え方、政策目的、政策手段と

いうのがこの二つで大きく違つてくるということだからであります。フェーズ1の方は、これは緊急対策ですので、

ともか、人命救助、生活の安定、原発の安定といったことが必要で、これは言わばコストは幾ら掛けてもやるべきだということで、必要な政策はもう分かっている、それをとにかくやるしかないという段階だと思います。

しか、時間がたつて、だんだんフェーズ2
 とうやつて復興を果たすかということにだんだん
 なつてくるわけですが、この段階になりますと、
 ではどういうビジョンで復興するのか、また財源
 をどうするのかといったような形で、今度は負担
 の問題も出てきますし、目的をどちらに重点を置
 くのかといったような問題も出てくる、意見調整
 も必要になるということで、これからが本当の政
 策の出番だというふうに考えておりまして、した
 がってこれからの政策をどう考えるかが大変重要
 だということです。

そういつた観点から今回の復興基本法案を拝見しますと、基本的には、復興に対して必要な基本的な枠組みを決めるというものでありまして、大変適切な、できればもっと早く決めていただきたかったというふうに思いますが、一刻も早く成立させていただいて、その枠組みを決めて、その中身を早く充実させていただいて実行に移していただきたいというふうに思います。

私が観察しております経済なんですけれども、フェーズの段階、つまり復興直後の段階は極めて大きな落ち込みがありました。阪神・淡路大震災のときと非常に違うのは、被災地以外の場所でも生産が落ち、消費が落ちたということが大変大きな違いであります。もうこれは数字が既に明らかにっておりますが、三月一か月だけで鉱工業生産が一五％以上も減るというこれまで見たこともないような減少になった。それから、一―三月がGDPが三・五％のマイナスというのが出ておりますが、これは言わば一月から三月までの間の最後の二十日間だけで三・五％も落ちてしまったということですから、いかに震災の影響が経済に大きな影響を及ぼしているかということを示していると思います。現在四―六月に入っているわけ

ですが、四—六月も大幅なマイナスになるだろう
 ということはほぼ間違いないというふうに考えら
 れております。

これは、言うまでもなく、よく指摘されますが、被災地における生産が途絶えたことがサブライチエーンを切つてしまつて全国生産を落としてしまった、それから全国的に自粛ムードが広がつて消費も落ちたといったようなことが大きな原因になっているということです。

ただ多くのエコノミストは、七—九月以降は逆に成長率が高まるだろうというふうに見ております。私もそういうふうに考えております。コンセンサス、大体のエコノミストの予想では、七—九月、十一月は四、五%の成長が実現するのではないかとこのように考えております。

これは二つの理由がありまして、よく復興事業が出るからだというふうに言われるんですけども、それだけではなくて、一―三、四―六で大きく落ち込んだ消費とか生産が元に戻ってくる。これは、マイナスが減ってくるという形で前期に比べればプラスになるというものが大変大きく影響するということだろうと思います。

この生産の戻りの状況を観察していますと、当初考えられていたよりはずっと早いというふうに考えられています。これは、サプライ・チェーン・マネジメントも一時随分心配されたんですけども、かなり言わば現場力の強力な対応が進んでおりまして、当初予想されたよりは生産の落ち込み等の回復は早いのではないかとというふうに考えられております。言わばこれは民間が必死になって復興しているという状況で、言わばこれまでのフェーズでの対応というのがそういった民間の現場力に大きく助けられて何とか進められてきたと。これからはそれに政策の後押しが加わって更に復興が進むというふうには是非進めていただきたいというふうに考えております。

それから、特区とも関係する議論なんですけれども、特にこれからの日本の経済社会にとって大変重要なのが人口の変化ということで、これは藻

谷さんのベストセラーがありますけれども、その中で大変重要なのが、人口の変化の中で生産年齢人口、つまり働く年齢階層の人たちが減ってしまふということがあります。

こういった観点から、被災地、東北地方の状況を人口面から振り返ってみますと、全国以上に人口に占める生産年齢人口、つまり働く人の比率が低いという状況にある、それから今後を素直に展望してみますと、生産年齢人口の減少スピードが全国平均よりも速いという状況にありました。これは被災前の状況だったんですね。

したがって、これは、今回の法案の前文にも書かれておりますけれども、単なる復元、つまり元に戻すということだけではまた元の厳しい状況に戻るだけということになってしまうので、そうではなくて、やはりしっかりとしたビジョンに基づいて元の状況を覆すような発展性のあるビジョンというのを作っていく必要があるというふうに思います。

そのときに重要なのは、なぜそういった地方部は生産年齢人口の比率が低くてしかもそれがどんどん減っていくのかということですが、これはやはり雇用機会に大変大きな関係がある。つまり、雇用機会が都市部中心に生まれるということ、地方部から都市部に働く人が移っていつてしまふ、したがって、都市部では人口の重荷というのがその分軽くなり、地方部ではその分重くなるといふ構造があつたということであります。

したかつて、特区を考える際にも、むしろ雇用機会を積極的に創出していくということが必要だと、そういった観点から特区についても考えていく必要があるのではないかとというふうに思っています。これは、当面は、復興需要等もありますので、土木工事等が行われますので、ある程度の雇用機会というのは生まれるのかもしれませんが、これは公共工事が終わってしまつたらそれで後はなくなつてしまいますので、ここ二、三年、そういった緊急の公共事業に伴う雇用機会があるうちに次の段階の雇用機会を整備しておくということ

が必要だと思います。

そういつた観点から特区を考えますと、私は特区には、優遇型、その地域だけ特別に扱うという特区と、それから突破口になるような突破口型の特区というのがあろうと思うんです。つまり、例えば農業とか漁業についてもっと企業の参入を認めるとか土地の流動化を大きくするとか、そういつたこれからの日本にとって必要な条件を整備してやってみると。それがうまくいったらそれが全国に広がるという形の突破口になる特区というものもあると思うんですけれども、これは両方は非考えていただきたい。さつき議論になったような税制優遇、これは優遇型ですね、その地域だけ、ほかはやらないけどその地域だけやるということ、でその地域を優遇しようということですが、それ以外にも、将来のための突破口になるような特区というのも是非考えていただければというふうに思います。

それから、経済的な視点からは財源というのが大変重要な観点になるんですけども、私も海外のエコノミストとよく話をする機会があるんですけども、彼らも日本の復興というのを大変注目して見ているわけですが、これは単に人道的な観点から注目しているということではなくて、特に注目しているのがやはり財政問題でありまして、日本の財政は非常に厳しい状況に震災前から置かれている中で、この震災に財政がどう対応していくのか、この対応の仕方によっては、あるいは日本発のギリシャ危機のような危機が起きてもそれこそ大変だと、これはアジアだけではなくて世界経済の大きなリスク要因であると、そういった観点から日本の対応を大変注目して見ているということがあると思います。したがって、財源問題は大変重要だというふうに考えております。財源問題を話すと、やることが大切であって財源はその後だという議論が出るんですが、やはり財源も重要だというふうに思います。

この財源は、これは財源が天から降ってくることはないのです、これは三つしか考えられない。つ

まり、既存の経費を見直すか、増税をするか、国債を出すか、この三つしかないというふうに思います。それ以外の、誰も負担しないので済むような財源が提案されることがあるんですけども、それは回り回って必ず誰かの負担にはなるということで、経済学でよくいう、ただの昼飯はないという原則があるんですけども、これは被災対策においても全く成立することだというふうに思います。その観点から、若干申し上げにくいんですけども、第一次補正のときに、二兆五千億、基礎年金財源の転用というのをやったわけですが、これも回り回って、年金の積立金をその分削るということですので、やはり将来世代の負担になるという点では同じだというふうに思います。

これは、要するに超党派でなるべく長期的なものは決めていただきたいということなんですが、これはやはり緊急の場合ほどそういった合意が得られやすいということですので、是非、今回のような震災に対する復興というのはかなり緊急性を要することですので、こういったことから中心に超党派合意の慣行をつくっていただいて、それを今後の税制、年金、少子化対策等に広げていっていただきたいというふうに申し上げて、私の意見とさせていただきます。

○委員長(柳田稔君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質問の前に答弁者の氏名を明らかにして質問をしていただければ有り難いと思いますので、よろしく願います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小西洋之君 民主党の新緑風会の小西でございます。

本日は、参考人の皆様、お忙しい中に貴重な御見解を賜りまして、誠にありがとうございます。

私の方からは、この基本法の第十条に盛り込まれております特区制度、この特区制度をつくるという点で、昨日までのこの委員会の審議においては、被災地がやりたいことはもう何でもできるような、そうした非常に効力のある特区制度をつくるというような答弁が提案者あるいは政府、閣僚からされているところでございます。

しかし、大事なことは、そうした抽象的な言葉だけでなくて、じゃ一体どういう制度設計でこの特区制度をつくるかという、その制度設計の基

本方針についてもこの委員会ですっかりと提案者あるいは閣僚、政府の方から言質を取ると、そういうことが必要であらうかと思えます。ですの

で、参考人の皆様に、いかなるこの特区の制度設

計があるべきかということを見解を賜りまして、それを後日以降のこの審議で政府の方にしっかりと確認を取っていくと、そのようにさせていただきたいと思えます。

それで、漢谷様、あと立谷市長様からは、非常に現地の実情を踏まえた詳細な御提言をいただきました。その中で、それぞれの方がそれぞれおっしゃっていた、例えば漢谷様がおっしゃっていた、例えば複合的な施設を造る、教育的な施設

やあるいは福祉的な施設の合体の施設を造る、あるいは立谷市長様がおっしゃっていた災害公営住宅をその地域の実情に応じた私下げの仕方を

する、あるいは農業生産法人に現在想定している以上の仕事をしてもらえるようにするとか、そういう様々な規制の特例が被災地の復興の中には必要となってくるということだと思えます。

ただ、その特区制度にそうした特例措置を早い段階で盛り込んでいかなければいけないんですけども、これは立谷市長様の御発言の中にもあったとは思いますが、例えば災害公営住宅の私下げのそういう規制緩和というのができるか

できないか分からないので被災地の全体の復興計画というのがなかなか立案できないと、立案しても進めないというふうなことはあるかと思うんですけど、つまり、申し上げたいことは、早い段階で規制を持つている国と被災地の自治体が二人三脚で地域の復興ビジョン、また復興プランというものを作り込んで、その中で抽出される被災地の復興のために必要な規制の特例というものを洗い出して、それをこれから定める特区法の中にしっかりと盛り込んでいくと、そういう作業のプロセスを動かしていく必要があるかと思えます。

それで、ちよつと今日、私、質問者なんですけれども資料をお配りさせていただいたんですけども、国土交通省が昨日プレスリリースした資料でございますけれども、漢谷参考人からも言及がございましたけれども、実はこれ国交省の単独事業として、分かりますように申し上げますと、霞が関

の国交省の官僚が各被災地、全国で六十二の被災

地のエリアを掲げまして、その被災地の方に国交省の各担当者を個人的に割り当てて、その被災地の方に赴いて被災地の自治体と復興のプランについて意見交換をする。事前にその被災状況なんかを国費で調査をして、プランを一緒に作り込んでいくというような作業を始めていると思うんですけども、私の理解では、こうした作業をどんどん進めて、その中で被災地との対話の中から出てくる必要な規制特例というものを同時並行で検討する政府の特区法の中にどんどん特例措置を盛り込んでいくと、そういうプロセスが一つ必要になるかと思うんですけども。

そこで質問なんです、立谷市長、こういう国土交通省、まだこれ予算が第一次補正で通って六月頭ぐらいから始まった事業というんですけども、国土交通省からこういう御連絡、あるいは実際に担当者が来たということございますでしょうか。

○参考人(立谷秀清君) 立谷でございます。

国土交通省は最初からずつとお手伝いをいただいております。しかしながら、これ立場の違いとか、小西先生の今の御発言とちよつと食い違ふところあるんですけども、私は、復興プランを作るのも復興するのも全てこれは基礎自治体の責任と思っております。自分たちでやらなきゃいけないことだと思っております。そのために国のどの支援を引っ張り出すかということなんです。二人三脚でやるつもりはないですね。我々がやります。それをどうやって支援してくれるかなんです。

ここで申し上げたいことは、例えば私は、災害公営住宅の私下げ、施行規則の二十条、これを別な解釈にできないかということはずつと言ってきたんです。いろんなところで言ってきたんです。ただ、出口は見えないですね。こんな簡単なことをなぜできないの私は思います。一千百億円を予算を付けて一万户の公営住宅のメニューを出したんですよ。この一万户の公営住宅をずつとその管理を将来共に市町村のお荷物にするんです。

かと、それとも被災者の自立を考えて自己責任でやっていたらどうなるんですかと、そういうことを問うているんです。ですから、先生方になんとか私の方で聞いてみたいぐらい。こんな簡単なことがなぜできないのかというふうに思っています。

○委員長(柳田稔君) 小西君、質問の冒頭に誰々に質問しますと言ってからしてください。

○小西洋之君 失礼しました。はい、分かりました。ちよつと考えながらしゃべっているときもございいますので。

では、立谷参考人に重ねて御質問をさせていただきます。

今お答えいただいたことなんですけれども、私も、復興計画を作りそれを実行するのは、それは当然基礎自治体のお仕事だと思います。そのことは私の意見でなくて、国交省の意見としてもこの紙に書いてあります。そこは私も全く誤解はありません。ただ、これだけ大きな被災があり、また、小峰参考人からも御指摘がありましたけれども、元々、人口的な問題ですとかいろいろな課題を東北の地方は背負った地域でございます、申し上げるまでもなく。そうした地域がこうした被災状況の中から着実に力強く早急に復旧復興していくためには、やはり国ができる限りのサポート、お手伝いですね、をしなければいけない。そういう観点でございますので、まずそこだけ御確認させていただきます。

今おっしゃっていただいた、災害公営住宅の例えは出口が見えないと、私下げ。出口が見えないのを、例えばそれを出口をどうやればつくることができると申し上げますと、私がお配りした資料なんですけれども、この仕組みを、例えば私の提案なんですけれども、今これは国交省の単独事業なんですけれども、この基本法を制定後に、災害についての復興対策を一元化するということの内閣に對策本部、また将来的には復興庁を置くことになっております。こうした現地の復興プランをサポートをする国の事業を、国交省の単独事業

ではなくて内閣の對策本部の事業にする。

つまり、そういうことによつて、この災害公営住宅の私下げの規制というのは国交省の規制だと存じますけれども、その規制要望を国交省が受け止めるんじゃないと、国交大臣が受け止めるんじゃないと、この復興全体を所管する復興の担当大臣が受け止めて、復興の担当大臣と国交省の担当大臣がこの規制緩和について交渉する。その復興對策本部長は内閣総理大臣です。もう端的に言う内閣総理大臣が国交大臣と交渉する、そういうようなスキームに変えていくことによつて規制の突破ができるというのが一つの私の理解です。

私、元々霞が関の官僚なんですけれども、私のかつての行政の経験からいっても、これを国交省の単独事業ではなくて、まさに内閣の對策本部の事業にしなければいけないと、そのように思うところではございますけれども、そうしたことにいついていかでしようか、立谷参考人。

○参考人(立谷秀清君) 私は一応行政の長ですから、その立場に立つて皆さんの考えも分からないでもないんです。一千万掛けて造った住宅を七年半で二百万で売ると、それはやっぱイレギュラーですよ。だから、まともな日本の行政システムからいったら、そんな財政規律も何もないようなことできないじゃないかと、これ、当然だと思います。

しかし、今何をしようとしているのか、何をしようとして一万戸分の予算を付けたのかということを考えたなら、要するに目的のために法律作るんですよ。この場合は法律じゃなくて施行規則です。これは、その気になればえいやと簡単にできること。私は、このことは東北地方整備局長からずっと国交省に對して言うてきたんです。ただ、いまだに回答がないんです。いろんなところで言うていますが、全然回答はないんです。そういうことに対して、システムはどうあれ、この場合は今までの慣例、慣習にとらわれずに、今までの既存の考え方にとらわれずに、えいやと

とやる部分が必要なんです。もつと言え、それをできればワンストップでやってもらいたい。ワンストップでやらないための弊害というのは結構出ているんですよ。

だから、相馬にいろんな方が来て、よし分かった、じゃやってみようと言っているが、なかなか、やつてくれたのは金子恵美さんの梅干し五万個ぐらいですね。あとはなかなか、そこでうんとは言うんだけど、そこに至るまでの、大変なんです。今度はあつち行つて、今度はあつち行つてみたいなことをやらなくちゃいけないんです。ということですよ。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、藻谷参考人と立谷市長に伺わせていただきます。

今、立谷市長がおっしゃっていただいたように、必要な規制緩和をえいやつとやるために私の提案としてはこれを内閣本部の業務にするということなんですけれども、今伺ったような個別の規制をどうするかというお話と、あと、先ほど市長様は復興のプランをお示しになって、これを毎週ぐらいいざいざ会議をしていって進めていくというようなことをおっしゃっていただきました。進める中で、当初想定しなかったような必要な規制緩和措置というのがこれから恐らくどんどん出てくると思います。初めに既に分かっているものと今は分からないんだけれども将来分かるもの。

つまり、我々が特区制度をつくったときに、特区制度をつくる前に今議論をさせていただいたような公営住宅の私下げのような規制は私は先に特区制度の中に盛り込んでおくべきだと思うんですけれども、特区法をこの国会で作った後に、被災地が復興する中で、新しい規制の壁というのがまたどんどん出てくると思います。それに対する措置が藻谷参考人が御提言されているネガティブリストですか、ネガティブリストを、要は基本的に例えば刑法に抵触するようなこと以外は何でもできるとか、そんな意味じゃないのかもしれないんですけど、これはちよつと極端な例かもしれませんが

ど、この五ページですね、というようなことだと思いますけれども。

つまり、どういふことかと申しますと、特区制度における規制緩和のやり方として、あらかじめ特区法の中に個別の規制を入れておくやり方と、あと、それでも足りない部分に将来新しく出てくる邪魔になる規制を一定の民主制の手続を設けてその規制を地域で緩和するという、できるだけ自由に緩和するというやり方がございます。

一つの例を申し上げますと、総合特区法案という法律を今内閣委員会において付託に昨日から付されていますけれども、その総合特区法案では、国の政省令がつくった規制を、立谷市長が経営されている自治体ですね、政省令がつくっている一部の規制を自治体の条例でひっくり返せるような制度になっているんですよ。実は、私、民主党の政調の委員会ですそれを私担当したんですけれども。

そうした強力な規制、一般的な緩和措置をこの特区制度にも私は盛り込む必要があるのではないかと申すんですけれども、そのことについて、藻谷参考人と立谷参考人、いかがでしょうか。

○参考人(藻谷浩介君) 私個人、全く国の制度に云々する立場ではないというか、実は専門的知見がないのですけれども、具体的な地域の現場を回つて見ている人間として申し上げられるのは、やはり動けば動くほど新しい問題が後付けで出てくるので、事前に全ての特区、これを何とかするんだという特区、緩和する規制を網羅して法律を作るのは無理だと思います。今の住宅のお話もそうでございます、これは新しくできた法律なんですけれども、その施行規則に一つまた障害が出てくる。

やはり、現場でしかそういう声は出てこないし、一つそれがブレイクスルーすると今度は次にまた何か必ず出てくるということですから、今おっしゃったようなネガティブリストを作つておいて、基本的にその法の精神はこういうことだと。迅速な復旧により、最終的に言う、国費と

いう観点で言うと、生活保護になつてしまう人はいかに減らすかというのが実は予算的な観点であり、個人の人權としても同じことなんです。自立して生きていける人をできるだけ増やすと、お世話しなきゃいけない人に支援をちゃんと集中するということなので、そのためにはやはりネガティブリスト方式が必要ではないかと。

この市長が配られた集合住宅一の絵なんかは実にすばらしい絵なんですけど、仮にこれを取りあえず災害公営住宅の補助金で対象にするとして、しかし、この中には実は介護サービスが入りますね。介護サービスが入るときに、例えば住人ですらなくてもいいんだけど、何かちょっとプロを入れようとした瞬間に、多分厚生労働省の補助金を取ろうとすると、その厚生労働省のいろんな施設基準にこれが合っていないから駄目だとか必ず出てくるんですね。

そういうところについても、あらかじめネガティブリストがあつて、それ以外については取りあえずやつておいて、取りあえず進んだことについて、いいことについては事後的に手当てできるような間口の広い仕組みをつくるべきだと思います。

○参考人(立谷秀清君) ちよつと観点変わりますけれども、今先生のお話を僕は地方分権論からちよつと聞いていたんですね。

私たちは、地方政府という意識でもつてやつてきました。ただ地方政府と中央政府しかないと思つては思つてはいるんですよ。だけど、そこにやっぱり広域自治体である県の介在があるんですね。したがって、そこが今回、大分その整理が付かない一つの原因になっていました。ですから、例えば都市計画を作るのに県知事の同意が要るんですね。それで今足踏みしている部分もあります。

ですから、そこは僕は、特区制度に期待しているのはそういうところもあるんですが、特区でもつてある程度、地方政府という生意気かもしれませんが、我々基礎自治体の判断と意思でもつて地域づくり、地域の再興、復興、新しい地

域社会の建設が進められるように、その特区というものを活用することによって僕は地方分権が進むんじゃないかと、特区が一つの突破口になっていくんじゃないかと、そういう期待も多少持つております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

我々特区制度を検討するに当たっては、被災地の状況から遊離してしまつた何か夢物語のようなことを議論するのではなくて、被災地が復興のために抱える現実的な課題をまさに解決できるような特区制度をつくつていかなければいけないというような認識でございまして、その観点で、個別の規制をあらかじめできる限り被災地から何つて取り込んでおく、あと、それじゃ足りないところを一般的な手続で取り払うような強力な特区をつくると、そうした観点で次回以降も我が会派、質疑をさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○高階恵美子君 自由民主党の高階恵美子と申します。

参考人の皆様におかれましては、本日は御多忙の中、大変貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。特に立谷市長におかれましては、もう現場で陣頭指揮を執つておられるお姿を、本当に地に足の付いた政治を実践しておられる尊敬すべき先輩だという気持ちで拝見させていただいております。本日は忙しい中を運んでいただいたておりますので、特に立谷市長に御助言を賜りますれば幸いと存じます。

私も宮城県の出身でありますので、この間、本当に時間のある限り様々な場所に入らせていただきました。一緒に町づくりを考えていかなきゃという気持ちでこの取組をさせていただいてまいりました。

三か月たちまして今思うことは、この国はそもそももう人口が減り始めていて、これから著しく減少が始まる、労働者世代、働き盛りの世代が減つていく中で、どうやって元氣な地域を保ち、そして子供たち、後輩たちにこの国の未来を引き

継いでいくのか、その仕組みをつくるのが大きな政治の課題の一つだつたと思います。

そういう中で、こつこつと地域づくりをしてきた、その私たちのふるさとが壊れてしまひました。尊い命もたくさん奪われました。そういう現実を目の当たりにしますと復興という言葉は私びんとこないんですけれども、市長さんはいかがでしょう。

○参考人(立谷秀清君) 非常に難しい質問だと思つてますね。復興という言葉の定義だと思つてますね。私は、やっぱり人々の生活、相馬でいえば市民の生活がどうなつていくんだらうということだろつと思つてますね。

そういう意味では、ここに復興が成つたときの子供、青壮年、御老人の方々のそれぞれの生活がきちんと成り立つということが復興であつて、そのためにハードの整備をするんだらうと思つてます。そのハードの整備もすぐできるものじゃありませんから、だからそのためには仮設住宅での暮らしがあつて、そしてその前段として避難所での暮らしがあつて、それを一つ一つきちんとマネジメントができるかどうかということだと思つてますね。マネジメントというのは、例えば栄養管理というふうなことも含めてのことだと思つてます。

ですから、それは自治体によって非常にばらつきがありますね。福島県の場合は特に原発がぶつていますから、相馬も皆さん避難しそうなつたことあつたんですけれど、やっぱり食い止めるのに大変だつたし、実際食い止めようにも、避難地域に指定されているところは避難してそういう生活を送らざるを得ないんですね。

ですから、まずこの復興の状況を判断するのに福島県は別扱いで考えていただかないと、ちよつと宮城県、岩手県とは議論が一緒にはならないだらうというふうに思つていますし、それぞれの温度差があるというところはどう定できないと思つてますね。ただ、首長たちという話なんですすが、みんな本心に必死の思いで頑張つています

ね。みんな寝ずの仕事をしてくれてますね。○高階恵美子君 まさしくそのとおりだと思います。それは、そのふるさとをみんなが愛しているから、そしてそこに生きる住民たちが、もうこの町は自分たちで新しくつくつていくんだと、ちゃんと守つていくんだ、親や先人たちが一生懸命つづつてくれたこのふるさとをもう一回元氣にするんだ、私たちここに住んでいくよ、今を生きている一人一人の責任としてできることをするんだ、そういう気概にあふれているからだと思います。それをいかにして国全体で支えていくのか、その仕組みをどうつくるか、人をどうやって投入するか、財源をどうやって確保するのか、それを総力を挙げて知恵を絞つていくのが私どもの役割かというふうに思っています。

そこで、今回の復興庁、設置された後、地方に分室ができると思つてますが、例えば、私は、そういうところに国家公務員を三百人、五百人という規模で採用して、しっかりと地区ごとに配置をし、そして町の方々とともにチームを組んで仕事をしていくような仕組みを整えるべきだというふうに、そう思つてはいるんです。これは現行制度を大幅に変えなきゃいけない、法制上の整備をしないといけない事項だというふうに思つてますけれども。

なぜそういうふうなことを申し上げるかといいますと、例えば、岩手、福島、宮城、この三か所で今現在避難している方、十二万人です。総人口の大体二%に上ります。国全体でいえば、二百七十八万人の要援護者ですね、の要援護人口が一気にでき上がった、そういうふうな状況にあるわけだ、こういう方々に、例えば月に一度、健康相談、生活相談、あるいは雇用のための相談、あるいは財産をどうやって守るかの相談をするという機会を提供すると考えますと、この三県だけで大体その相談に当たる専門家、フルタイムで働く人が四百七人必要になります。これを各自自治体から出してくださ、短期で派遣してくださ、一週間だけの交代制ですという形でつないでいくので

は、とてもとても責任のある仕事はできないというふうに思うからであります。

あの十年計画の資料の中にも書き込んでございましたけれども、子供の育ちをどうやって支えるのか、そして働き盛りの人の仕事をどうやって確保していくか、どうやって地域の生活基盤をもう一度つくり上げていくのか、そういうことを考えますと、人がどうしても必要になります。そして、その人たちがしっかりとそこに腰を据えて一緒にやって仕事をする。十年計画、こういうふうなことをしっかりと、今の法制度を取っ払う、飛び越えるようなものを新しく用意をして、そこに国がしっかりと財源を付けるような形で共に歩んでいく、こういうふうな計画を立てることが必要だということなんです、いかがでしょうか。

○参考人(立谷秀清君) 今、相馬市の事例と先生のおっしゃったことを当てはめながら考えていたんですけど、この復興のプロセスにおいて必要の人材ってたくさん要るんですね。例えば、PTSD対策の臨床心理士、スクールカウンセラー、相馬では一部ボランティア、一部直接雇ってやっています。この話は後で長有紀枝さんがやりますけど、例えばそういうところで人が必要。それから、弁護士と一緒をやっています。ですから、これは法テラスと一緒にやっています。ですから、そういうところの人的な必要、法テラスが今頑張っているんです。

ですから、復興に向かっている新しい人材が必要だという部分が出てきているんですね。ただ、問題は、それはやっぱり各市町村に仕切らせないと駄目ですね。それはもう重要な問題です。

〔委員長退席、理事金子恵美君着席〕

今回、ちよつと生意気なことを言いますけど、私はいろんな市町村を見ていまして、首長たちの話聞いていまして、大きな問題は各論でやっていないということなんです。省庁別の各論はある、だけど地域別の各論がないんです。例えば、相馬市と南相馬市は全然違うんです。相馬市

と例えば名取市も全然違う、宮古市も全然違う。ですから、宮古という口座をなぜつくらないのかと思うんです。宮古という口座をつくって、あるいは相馬市という口座をつくって、地域ごとに支援をなぜ考えないんだろうなと思うんですよ。

ですから、厚労省の中にそれでだつと担当者がある、国交省の中にだつと担当者がある。それであればばらばらに担当者がいるんですね。ですから、国として相馬市担当部というのをつくって、全部で市町村が二十幾つしかないはずで、町村、もつとあつたか、三十ぐらいですよ、二十から三十ぐらいですね。だとしたら、それぞれ口座つくって、そこに厚労省から国交省から経産省からみんな張り付けて、そこにリーダーを置いて、そういう物の考え方をしていかなきゃいけない。その主体の支援ができないのではなからうかと。そこの中から必要な人間を、人数を絞り出して支援してくれたらいいですね。それで、相馬市担当の国の支援はこの人がワンストップでやってくれるんだ。

だから、復興庁をつくったら、是非その中に地域別の担当課をつくっていただきたいと思いませんか、ワンストップにしたいと思っています。

○高階恵美子君 ありがとうございます。

是非、実現できるように共に考えさせていただきます。というふうに思うんですが、その際に、外からも人をきちつと入れ込むような形をつくらなきゃいけないと思うんですけれども、特にこの地域というのは高齢化の進んでいる地域でございまして、御説明の中にもございましたけれども、独居の方、それから老老介護の方々がたくさんおられます。穏やかな最期までの暮らしを支えることができるようなコミュニティづくりということがどうしても必要になってまいります。今様々なところで何ってまいますと、結構介護職として募集をする人は集まるんだけれども、医師、看護師、こうした専門職がなかなか来てくれないというふうなお話を聞きます。

ふうに思うんですけども、医療、公衆衛生あるいは栄養確保、こういったところに当たるような職種、それから、子供の育ちを支える教育、保育、養育にかかわるような職種、こうした方々と治安維持にかかわる方々は必ず必要なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺の仕組みづくり、例えばバンク制度のようなものを考えていってはどうかというふうに思うんですが、例えばそういうことに関しては何か御関心お持ちでしょうか。

○理事(金子恵美君) 立谷参考人よりよろしいですか。

○高階恵美子君 はい。

○参考人(立谷秀清君) 人材の確保については非常に大変なんです。

例えば、我々の地域、福島県相双地域というのは元々ドクターも少ない、看護師も少ない、そういう医療過疎地域だったんです。今回、更に加速されます。それは東北の被災した各地でそういうことが言えると思うんですけれども、これはバンク制度で果たしてできるかというと、非常に大変ですね。

医療に関して言えば、これは解決策は一つしかないと思うんですね。地域別診療報酬しかないですね。診療報酬を上げるしかないですね。そうやって、東京の診療報酬を下げればよろしい。下げるという文句を言われるから、余り上げないようにすればよろしい。地域別診療報酬、ついでに言えば診療科別診療報酬も必要になってきます。そうやってある程度誘導するという考え方を持たないと、バンクをつくって、人材バンクをつくってそのバンクから派遣するとなったら、東大病院からローテーションを組んでやるぐらいしかないと思います。ですから、バンクの、いろんな例えばドクター派遣業というのがありまして、私もちよつと首突つ込んだことがあるんですけど、私も、私立ち上げようと思ったことがあるんですけども、難しいですね、やっぱり難しいですね。まともな医者は来ない。まともな医者は来ないと

言ったら語弊がありますから、訂正します。なかなか人材が集まりづらいということですね。

ですから、やっぱりバンクでもって強制的にしたら難しいですね。これは経済原理で誘導するしかないんです。ですから、地域別診療報酬、産科が少ないんだつたら診療科別診療報酬、これで行かないと難しいと思います。そのほかの、ドクターとナース以外は私そんなに難しくないのであればそこにいきたいという人はたくさんいますから、そういう条件を付与して、条件さえ良ければある程度誘導することはできると思います。ただ、どうやってその人材を活用するか、運用するかという問題は最終的に残ってくると思います。

○高階恵美子君 地域の特性に合った、ニーズに合った対応をするために、その地域別の、診療科別の診療報酬の単価を設定すべきというお話だったんですけども、それでかき上げが図られますと、当然そこに従事する職員の給料も高くなるというふうな理解になると思います。そうまでして確実に、集中的に、人をそこに重点的に投入しなければ、今一気に要援護状態の方が増えているということは明らかなので、これ、少し発想を変えますと、二十年後の日本の姿なんです。それがもういち早く来ちゃった。そのときに何が重要かということに考えていく、そういう知恵を絞るときだと思えます。そのときに、もし診療報酬や介護報酬の単価をもう少し枠組みごと考え直す必要がある、それからお給料の仕組みも考え直す必要があるということであれば、私も医療職の一人でございますので、お知恵をいただきながら引き続き考えていきたいというふうに思います。

もう一つ、今医療の話になりましたので、子供の虐待のことについても少し触れたいというふうに思います。

大人は、目の前の惨状に本当に厳しい表情でこれまで三か月間、必死になって対応してきまし

た。子供は、我慢しなさいと言われて我慢をするような環境の中で必死にいい子で暮らしてきました。何とかしてこの子たちの育ちを支援するような環境、養育環境の充実を図る必要があるというふうに思うんですが、この点に関して特段御意見というかアイデアをお持ちでしたら、何か一言最後にお伺いしたいと思います。

○理事(金子恵美子) 立谷参考人、時間が来ておりますので簡潔にお願いします。

○参考人(立谷秀清君) 実は、相馬は調べても調べても出てこない。ないんです。ですから、ただ家庭内暴力、奥さんに対する暴力、うちなんかは旦那に対する暴力なんですけれども、大概は奥さんに対する暴力ですね。子供に対する暴力等々について、これも弁護士との相談システムを今回とは別にここ数年つくってまいりました。やっぱり、さつき私、地域のコミュニティとか戸長制度とか組長制度と言いましたけれども、ああいうことと必要なんですね。やっぱり地域全体の見守りがないと分らないですね。

ですから、そこはやっぱり地域のコミュニティをどうやって育てていくか。要するに、その家庭だけで完結しない問題なんですね。子供の虐待についても、やっぱり地域の見守りということが必要になってきて、そのところの充実をもう一回考え直すべき時代に来ているんじゃないかと思えます。

○高階恵美子君 貴重な時間、ありがとうございます。

質問を終わります。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。今日は三人の参考人の先生の皆様方には大変お忙しい中、時間をつくっていただきまして、大変ありがとうございます。大変有意義な御意見をちょうだいいたしまして、これを参考にして私たちもこの法案を是非成立をさせて、そしてその運用にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

三人の先生方にそれぞれお伺いをしてまいります。

すが、最初に小峰先生にお伺いしたいと思えます。

先生の先ほどのお話の中で、緊急のとき、危機的なときには意見はまとまりやすいという話がいましましたけれども、まさにこの復興基本法案というのは民主、自民、公明の三党が協力をして、そして被災地の復興のためにというその一点で作り上げてきた議員立法でございまして、今までになかったことであります。そしてまた、今回を突破口にして、こうした被災地の復興のためにこういう協力の形も是非つくり上げていきたいというふうにも思っているわけでありまして、この条の第七条に、予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ることという、そういう案文が入っております。昨日も私、官房長官にこのことをただしまして、具体的にどのようなことを指すのか、そしてまたそれに向けてどうしていくのかということをお聞きをいたしました。そういう中で官房長官も、良いことではあっても少し待ってもらいたいものがあってもいいという、そういうお話があったわけでございます。

先生のその財源のお話の中で、経費の見直し、そして増税、国債というふうに挙げられました。日経ビジネスの六月六日号の先生の論文の中で、これ順番を付けていらつしやるんですね。今日お話でそのことがなかったもので、この順番を付ける経済学的な意味といえますか、その辺のことをまづお伺いしたいと思います。

○参考人(小峰隆夫君) どうもありがとうございます。

私の順番は、第一が既存経費の見直し、第二が増税、第三が国債の発行という順番で行うべきだということですが、これは特に経済理論的にどれを優先すべきだということが先験的にあるわけではないと思います。主張する人々のやはり価値判断に基づいて行われているということで、今の意見も私の価値判断で行われているわけですが、私の判断としましては、既存経費の見直しの中でやはり民主党のマニフェスト関係の経費というのが

相当大きなものがありますので、今回も三千億円、第一次補正で見直しておりますけれども、もう少し大幅な見直しこれは可能なのではないかと、いうこともあつて、第一に既存経費の見直しということを挙げました。

逆に、第三が国債なのはなぜかということなんですけれども、これは先ほど申し上げましたように、日本が震災前から相当の財政危機にあつて、これに対する対応を誤るとかなり深刻な事態になるということ踏まえると国債というのは最後の手段だろうということになって、それで二番目が増税という、そういう位置付けになっております。

○横山信一君 小峰先生にまたお聞きをしたいんですけれども、この被災三県の地域の中で、とりわけ岩手なんかは、まあ宮城もですが、特に既存のインフラが未整備なところが多い。例えば、岩手の三陸自動車道というのはつながっていないところが多いわけでありまして。

そういうことを考えると、例えば企業誘致を一つ取ってみても、この沿岸部の被災地域というのはインフラが未整備な上になおかつそこが被災地になっているという、そういう状況がございまして、そういう中で新しく雇用をつくり出すといった、これは容易にはなかなかないと思えます。具体的にはイメージも湧かせるのは非常に難しいというふうに私は考えるわけですが、先ほど先生のお話の中で、人口の地方から都市部への移行の中で、この雇用機会と特区との関係のことをお話をされておりましたけれども、この関係をもう少し詳しく教えていただければと思えます。

○参考人(小峰隆夫君) どうもありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、人口の変化というのを考えると、この地域に雇用機会をできるだけ創出していくというのが長期的に重要だということですが、逆に、なぜ人口が流出している、働き手が外に出ていってしまうのかということを考

えると、やはりこの地域での農林水産業というのが後継者難でなかなか人が集まらないということに原因があるのではないかと、いうふうに思えますので、雇用を創出するのであればその農林水産業を活性化するというのが、これが私が一番優先度が高いのではないかと、いうふうに思っています。

そういった観点から、私は経済をやっておりますので、どうしてももう少し企業のノウハウ、活力、資金というものをこういった農林水産業に入れていくと。それで、行く行くは、恐らく若い人の中にも農林水産業を生活の糧としてやりたいという人は結構多いのではないかと、思うんですが、そういった方々が自分でリスクを負って自分自身で事業をするという形態だけではなくて、例えばサラリーマンとして農林水産業に従事するというような形態がもつとあつてもいいのではないかと、いうような観点から、特区なり制度の見直しというのを考えたかどうかというふうに考えております。

○横山信一君 じゃ、今度は三人の参考人の先生方それぞれに是非教えていただきたいと思えますが、この特区制度、実は昨日も私、構造改革特区と比較をしながらこの特区の在り方について議論させていただいたのでありますけれども、この復興特区を考えるとやはり最初にイメージするのは、制度の運用面という特例措置をどうつくっていくか、そしてまた地元からどうした特例が望まれるかというのをいかに吸い上げて、それを効率よく実現をしていくかというふうに思うのでありますけれども、この特区ということに限って言いますと、先ほどの立谷市長からも税制面でのお話が出てまいりましたが、やはり特区の中で最終的にいろいろな議論がなされていく中で出てくるのは、やはり事務権限移譲というのはどうしても出てくるというふうに思っています。

その事務権限移譲の先例として既にある制度がありまして、それが道州制特区推進法に基づく事務権限移譲、地方からそれを国に上げて、国で協議をして、それを移譲するかどうかを決定すると

いう、そういう既に法律があるのでありますけれども、その対象地域、実は北海道に限られておりまして、私は北海道にいるものですから、この道州制特区推進法に基づく事務権限移譲のこれまでのやり取りというのを見てきたんですけれども、実は先日、今月ですけれども、第五回の提言がなされました。

過去四回提言がされているのでありますが、その一回目、二回目というのは期待も非常に大きくて、地域主権という言葉が大きくクロースアップをされていたときでもありますので、地方の期待も大きくて、その地域の発展に資する、活性化に資するような事務権限移譲というのは非常に大胆に提言をされたわけです。それはもう民間の人たちの、有識者の人たちの意見を集めて、そして議論して、これが一番いいというのを絞り込んでやったわけなんです。それは国に上げてみたところ、ほとんど対応不可能になったということで、移譲されたのはたしか、何でしたかね、猟銃の権限の何か一部がちょっと認められたという程度だったと思いますが、ほとんど対応不可能という、そういう結論でありました。

そういう一回目、二回目とあつて、今五回になったんですが、結果的に今五回目です。うーん、ものが今回は提案されたのかといいますが、ふるさと納税のコンビニ収納という、そういうふうになつていくんですね。その一体どこが地方の活性化に資するのか、全く関係ないとは言いませんけれども、そういう全国に通用するようなもので、なおかつそれほど役所にとっては痛みのないものというか、そういうものにだんだんだんだん変化していったという過程を私見ておりまして、やはり権限を手放すというのは、これは役人からすると非常にこれはそう簡単にはいかないというふうに思うわけでありまして。

そういう中で、今回は災害、震災というところに基づいて、それを復興させるためには是非権限が必要だという観点になるわけですが、それにしてしま

えばそうなんです、実例を見たときに非常に難しいということを私は実感しております。これを乗り越えるにはどうしたらいいかとか、そこについての御意見があれば是非承りたいと思うわけでございます。三人の先生方には是非教えていただきたいと思ひます。

○参考人(藻谷浩介君) ありがとうございます。道州制特区の活用を今回も図れないかというふうな話を私も考えたんですけど、残念ながら今、北海道限定であると同時に、今回東北は半分は間接的な被災地域、直接被災地域は半分だけでございますので、事情はばらばらなのでなかなか使えないという話ではないかということでもちょっと今回は取り上げませんでした。

今その例としてお話しになったように、個別の議論になりますと、必ずしもそこまで実は分けてはいけないという議論になります。その根底にあるのは、やはり現場でちゃんと運用されないのではないかという、国から見た現場に対する不信感というのがあります。その際には結局、自治体も市町村も実にピンキリでございますので、大体駄目なときにはキリの市町村を持つてきましてね、こういうところでは当然できないでしょうという話になるわけですね。逆にそういうのがどんだんできていく市町村から見ると、何だこれはということになる。

やはり今回の震災対応特区に関しては、私の意見では、国全体の構造改革以前の問題として、一日も早い復旧なり、少なくとも最低限の生活支援サービスの復旧を図り、生存権保障をとにかくちゃんとやると。それを後々後年度負担が増えないように、そして住民が一番困らないようにやるという観点からやれということなんです。それを、現場に全部の担当が集まって実際に、国側が控えているんじゃないかと、一緒にそこに来て担当者ちゃんと見て、地域をどうするかという形でウオッチすることにより、言わば現場不信ですね、それはちゃんと運用されないだろうという不信は払拭されるはずなんです。そこに当事者と

しているわけですから。それでうまくいかなかったら、それは国の責任でもあるわけですね。

というわけで、集まって、まずは法令を変えずとも本来運用できるところで、さっき言ったように一々国の間を市町村が持ち回つてやるんじゃないかと、出前してみんなでそこで一緒にやってしまいいましようねという、地域側の担当でやるというところからまずブレイクスルーして、実際に地域を頭に置いて考えたらこのとおりうまくいくという実例をつくるのが現実的なブレイクスルーとしては大事なんじゃないかと思うんです。

(理事金子恵美君退席、委員長着席)
その上で、しかし、また個別の制度をどうするかするといふ議論は続くんだと思いますけれども、私もしばらく総合特区制度の委員などやっておりまして、いかに個別の議論に持ち込まれると話が進まないかということをもう痛感しておりますので、ひとつ現場で現実にここにいる住民のためにもどうするか、あなた、というところから進める必要があるのではないかと思います。

○参考人(立谷秀清君) ちよつと話がずれるかもしれないんですけど、僕、道州制の議論は今なじまないと思つています。

というのは、道州制の議論の最大のネックは財源調整なんですね。ですから、そこをどういう方式でつくるかというのが多分最大の問題になつてくると思うんですけど、権限移譲と財源移譲はちよつと別に考えなきゃいけない。特に今、東北がこういう状態ですから、ここで財源論の話が出てくると僕は道州制の理念も何も吹っ飛んじゃうと思うので、今はちよつとなじまないと思つています。

それからもう一つ、これは道州制も含めて特区という考え方になるんですが、この特区のイメージが規制緩和ということとイメーじされるところがあります。実際そうなのかもしれません。けれども、特別措置みたいなところも特区に含めて考えていかないとどうしようもないですね。規制緩和というのは、いずれ時間がたてば何とかなる

ことをすぐにやるということなんです。

問題は、例えばさっきの小峰先生のお話なんかそうなんですけど、あるいは被災した地域がどうやって再生するかというときに、産業を活性化させる、企業誘致も含めて。現に今、相馬市は水面下で企業誘致の交渉をやっています。やっぱりある程度の応援が欲しいんですよ。例えば、企業誘致の助成金をこの場合は二倍にかき上げるとか、そういうことが欲しいんですね。それも特区として考えていかないと、結果的に余り役に立たないということになります。

目的は被災した地域の再生、復興ということになりますから、そのためにはある程度の決断が、決断というか支援という決心をいただきたいなというふうに思っています。

○参考人(小峰隆夫君) 今御指摘のあった、今回行おうとしている特区と従来やったことのある構造改革特区というのは相当違うというふうに思います。

構造改革特区の場合は、規制緩和の突破口として一部の地域でうまくいったものをどんだん全国に広げていくという狙いがあつたと思うんですけど、今回の場合はそれだけではなく、それもちろんあると思うんですが、積極的に特定の地域を優遇していくとか、それからある程度の財源も使つてインセンティブを付けていくといったようなことがありますので、かなり違った発想で臨む必要があるというふうに思います。

そのときに、私も役人をやつておりましたので、役人の担当官では、やはりマニフェストというのがありますから、やはりその人の権限で規制をそんな簡単に見直したりとか法律に掛かるようなことを大目に見るといふことはできないので、これはやはりそこそ政治主導で、官僚の枠を超えた段階でやっていただくのが一番いいのではないかなというふうに思います。

○横山信一君 以上で終わります。ありがとうございます。

○小熊慎司君 立谷参考人にお聞きいたします。参考人も本場にありますがどうございます。

相馬市においては、相馬市自身が大きな被災を受けているにもかかわらず、立谷市長の御努力によつて周辺の被災の市町村も支援をしていたという、まさに本当に驚愕すべき対応をされていたし、被災直後にお邪魔したときから市役所も整然としていて、市長の命令一下、市の職員の方々もそして市民の方々も冷静に対応していたということで、本当にその対応、それぞれの被災地、皆さん頑張っていたわけでありますけれども、相馬市においてはとりわけこれはすばらしい対応をされていたというふうに思っております。

そういった中で、この復興に向けてでありますけれども、五月に超党派の議員で、ここに竹谷とし子議員もいらつしやいますけれども、一緒にアメリカの災害復興の研修をしてきましたが、やはりカトリナの災害の後どうやってやっていったかという意味では、ルイジアナとミシシッピは大きく違う対応をしてしまったんです。ルイジアナは政府におもねいて、そしてミシシッピは自分たちが主役でやっていくんだということでやった結果、全米的にはミシシッピ州の方が成功したと言われているんですね。

何をやってきたかといえば、やはり経済再生を中心にやって人口流出を食い止めようとした。そして、実際、家が壊れた人だけではなくて、職場を失えば家が残っていてもこれはふるさとを離れなきゃいけないという状況になつてしましますから、徹底的にどう職場を確保していくかということをやつた。しかしながら、それでもニューオーリンズは四十八、九万だったんですけれども、そこから人口が七五％になつてきているのもそれは現状なんです、幾ら頑張つたとしても。

三月十一日以前でも、私も県会議員をやつていて現地に赴いたりしていましたけれども、地方での企業誘致、職場づくりというのはなかなか大変な中であつて、この被災以降、更に企業誘致においてはとりわけ特別の取組をしていかなければなら

ないというふうに思っています。

市長が用意されましたこの資料においてもインセンティブということが盛んに書いておりますが、より具体的に、どういった制度若しくは財源的な措置があればこのインセンティブが働くのかどうかということを少し詳しくお示しいただきたいと思ひます。

○参考人(立谷秀清君) この企業誘致は、これは被災、被災しないにかかわらず、全国の、特に田舎はみんなやるんですよ。我々もやるんですね。それぞれの田舎で、田舎という言い方は悪いですが、それぞれの地方で補助金のぶち合戦やるんです。福島県、大概負けるんですよ、少ないです。これです。決まっちゃう。

海外に行こうか国内に残ろうか国内のどこに行こうかというとき、補助金何くれるかで決めるんですね。それ現実なんですよ。いいとか悪いとかという前にはそれは現実なんです。だとしたら、私は、やつぱり福島県の相馬市なんというのは、まあ放射能レベルが高いわけじゃないんですが、風評被害で相当参つています。私自身はひどいと言つたこと一回もないんですが、ひどい、ひどいと言われるから相馬市までひどいと思われちゃうって本場に参つています。

何に参つたかという、被災当初、原発の問題があつた当初、薬が来なくなりまして、相馬市ではトラック借り上げて相馬市の職員が東京まで取りに行きましたから。そうやって守つてきたんですね。風評被害つてそういうものです。

ですから、そういうところに企業が来るかという極めて難しい。けれども、冷静に考えれば、ある程度の条件が良ければ私はおいでになると思うんです。ですから、これはそれをそれぞれの県が、福島県の場合二・五％なんです。これを二五％にするとか、工場を設置する設備投資の二五％にするとか、そういうことをやらないと、これは特に今回の被災地、とりわけ福島県が日本のお荷物になつちゃうんじゃないかと。

風評被害で福島だけ相当な目に遭つてい

す。まあいろんなファクターあるんですよ。大変だ大変だと言うと本場に変になつてくるんですよ、もつと冷静にならなきゃいけないんですが、そういうときに、今そういう状況が起きているときに、インセンティブ合戦をしているとしたら、やつぱりこの際、福島には手厚い制度を何とか考へてもらいたい。

そうしない、今福島県から出ていつているのは若い人たちなんですよ。今回の原発騒ぎで何が大変だったかという、例えば南相馬市では災害弱者だけ残つたんですね。元気な人がみんな逃げた。これは象徴的なことであつて、今福島県全体にそういうことが起こらうとしている。議員の会津地方は大したことないですよ。絶対心配ないですよ。それでも、じゃ一〇〇％絶対の絶対と言えりかという、これ誰にも言えないですね。それは子供、大丈夫だと言えりかはいないと思ひます。これだけだつたら大丈夫。だから、どこかで線引なきゃいけないんですが、しかしながらその線の引き方も難しい。

だとしたら、やつぱり次の世代のことを考えて、福島県には特に企業が来やすいように、相馬もいろいろ頑張つていきたいと思ひますし、それからもう一つ、被災した場所に僕はソーラーパネル敷いたらいいと思ひます。今世界中に、相馬にソーラーパネル敷いてくれって呼びかけているんです。ですけど、どのぐらい来るか分からないですね。けれども、被災した地域は何らかの形で土地利用しない、その電力をその誘致企業に全部差し上げるのもいいじゃないですか、そういうことをこれは皆さんに考えていただきたいと思ひます。

ついでにこの席を借りて御礼申し上げますけれども、小沢議員には相馬市の倉庫で、倉庫の運搬係として大変なお手伝いをいただきました、本当にありがとうございます。大変すばらしい議員だと思つております。

○小沢慎司君 お褒めの言葉、ありがとうございます。本場に私も会津で、風評被害、まあ浜通りよりはそういう部分がありますけれども、この間も、子供を小熊さん何で逃がさないんだと東京の人になじられたり、あるデパートで会津まで売つていたんですね。売り子さんに売れますかと言つたら、去年の米だから大丈夫ですよという言われ方して、そんなのが結局一般の人の感覚なんですね。これは仙台市の市長が悪いわけでは無いんですが、仙台市の小学生は会津に修学旅行に来ていたんですけれども、今度は盛岡とかに振り替えたんです。その記者会見の席で、福島県だからちよつとという理由で変えたんですが、原発から会津も、原発から仙台も距離一緒なんですよ。でも福島県ということであつたというふうになつてしま

う。立谷市長がおつしやつたのとおり、これはそれぞれ宮城県でも岩手県でもひどい災害に遭つて、そこに企業を呼び戻すということは大変なことだと思ひますけれども、とりわけやつぱり福島県は努力をしていかなければならないというふうに私も思つているところであります。

加えて、アメリカへ行つたときにもそうだったんですけれども、工場をじゃやりましたよといったときに、それは工場できるまで、じゃ今日決めてもあしたできるわけじゃないんですね。そういう産業が再び戻ってくる、また再生していく、プラスアルファしていくという、この時間をどう埋めるかということがやつぱり重要で、それが一年先、二年先つてなる段階で結局人口流出が起きってしまうんですね。

じゃ、今の直近、こういう被災を受けている、経済的にも大変な状況にある、この直近の状況、経済的な部分をどう埋めようとしたらいいかというのはいかにアイデアありますか。

○参考人(立谷秀清君) 瓦れきの撤去があるんですね、その復旧ビジネスというのがあるんですよ。復旧ビジネスのあるうちは僕はいいと思つてい。復旧ビジネスをどうやって地元に分配するかという知恵をそれぞれの自治体が頑張つて展開

是非お考えいだきたいと思います。

○小熊慎司君 七月二十三、あと八月十三日、ボランティアスタッフとして参加させていただきますので、よろしく願います。

あらがとうございました。

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史でございます。

今日は、参考人の皆さん、お忙しいところをあらがとうございます。

まず、藻谷参考人に伺います。

「デフレの正体」というのを発売と同時に読ま

せていただきました。大変すばらしい本だというふう に思っております。半分ぐらい同じ意見でございますが、特に賃金の問題ですね、そういうところは鋭い指摘をされているというふうに思いますが、今日は震災問題でまず藻谷参考人に伺いたしたいと思います、先ほどございました運用緩和特区和、あるいはばんそうこう型補助金と、私もいろいろかかわってきて、大変もう霞が関だけでなく、あるいは県のレベルでの縦割りといっています。

か、役人仕事といいますが、そういうものの弊害を大変感じておりますので、こういう藻谷参考人の提案が実現すれば、大変スムーズにいろんなことが進むのではないかと思います。

その上で一層、今国会でも若干の議論になっているんですけども、与党の中でも一定そういうものが要だという意見も出ていますが、今度の二次補正で一括交付金といいますか基金といいますか、自治体が自分の判断でいろいろな事業を組み立てて割と自由に使える、使い勝手がいい

一括交付金といいますか基金制度みたいなものをつくる必要があるんじゃないかと。私も財政金融委員会ですので、野田財務大臣にそういうことを聞いたなら、そういうことは必要ではないかというふうなことで答弁をされるような段階まで来ているんですけれども。

どういう形かという、いろいろあると思うんですが、例えば被災した自治体のまず世帯数とかか

何かで一括して一定の金額を出して、あとは被災

の状況に応じて二次的な一括交付金と。いずれにせよ、自治体が自分で使えるような、自分の判断で使えるような基金なり一括交付金というのは必要ではないかと、そうしないと復興のスピードが間に合わないんじゃないかと思えます。

そこまではないかなくても、少なくとも、例えば雇用対策の分野ごとに雇用対策の基金、あるいは医療が大変な状況ですから医療再建の基金、漁業なら漁業のための基金ということで、余り細かく言わないで、それぞれ自治体にそういう形で配分をするというのが必要ではないかと思っております。藻谷参考人の御意見を聞きたいと思えます。

○参考人(藻谷浩介君) ありがとうございます。

たまたま書いた本が売れたということと地元で、本来的な資格でここにきておりますので、本来なかなか国の制度に立ち入る立場ではないんですけれども、私は、一括交付金型の交付金には個人としては賛成です。今回それを書かなかつたのは、特区ではなくてもできることですので、あえて十五分という中でテーマを絞りましたので書きませんでした。

更に申し上げますと、一括交付金を使ったことが、ばんそうこう型で何かに取りあえず臨時で使ったんですけれども、後々それが、例えば何か病院の整備に取りあえず使っていて、結果的には応急的にできた、修理された病院の部分が別の補助金に該当していた場合、別の補助金を事後申請して一括して補助金を充てた分、その分は回収して、ほかの用途に更に使えるという型だとなおよろしいかと思ふんですが。

また、この震災復興は特にそうですが、海外ですと、いわゆるスラム化した地域の復興のために一括補助金を使っていると再生をしたということが、欧米、クリントン政権なんかでありましたけれども、これは物によつてはかなりワークしたと言われております。同じように、まさに今回も、まさにスラムじゃないんですが、真面目にやつていたんですけれども天変地異でひどいことになったということですから、そういうふうに自

由に使える補助金というのは価値があるし、また、私が聞き及んでいる限りでは、これは本当に結構超党派で皆さんが進めだと思えば大変すばらしいことだと思っております。

○大門実紀史君 今申し上げた一括交付金のよう

な思い切ったシステムが必要だと思えますが、現場の立谷市長さん、いかがでしょうか。

○参考人(立谷秀清君) ちよつと私、水差すわけ

じゃないんですけれど、ちよつと慎重なんです。というのは、義援金たくさんいただきました。

義援金を持つてきてくださる方は、相馬市の復興のために使つてくださる方、おっしゃるんです

ね。それは、被災者に分配して下さるという意

味ではないんです。だけど、それは全部義援金

という、そういうカテゴリーに入っちゃるんです

ね。ですから、我々はこの義援金の使い方に対し

て、一部は、どうか大部分ですけれど被災者に、

例えば、私、被災当初に、みんな当座のお金がないから、一人三万円ずつだあつと配つたんです。

義援金集まる前に配つたんですね、後から集まつ

た義援金でそれは充てていったんですけれど、そ

ういう使い方もあるし、あるいは、その義援金で

もつて、私、市民に、一世帯に一個ずつリュック

サック買つて渡したんです。次の避難に備えな

さいという意味なんです。何あるか分からない

から、そういう気持ちでいてください、そのとき

のための必要なものを常に用意しておいてくだ

さい、リュックサックを一つずつ配りました。

こういうことは配分委員会というところで決

めるんですが、ただ、私、決めていることは、義

援金は、これは決してハード事業には使わない。復

興のためのソフト事業、例えば義援金で線量の

高い地域の健康診断をやるとか、今後仮設住宅の健

康診断をやつていきたいと思ひますけど、ソフト

事業に使うぞというふうに決めている。

ですから、やつぱり今度復興するに当たつて、

私、ある程度引き出しは明確にしておいた方がい

いと思ひつています。ソフト事業に使うべきと

ころをハードに使つたらいかぬですね。ですか

ら、被災から復旧するために、ソフトとハードと分けてやらなくちゃいけなくて、ハードはハー

ド。

これは、一番いいのは、交付金というのが一番

いいんですね、タグ付いてきますから。ですから、

荷札付いた交付金という形で受け取つた方が、

こういう状態であつても、我々基礎自治体とし

ては財政のマネジメントはきちんとやつてい

かなきゃいけないんです。

ですから、そういう意味では、一括交付金で

余りたくさんいただいちゃうと収拾が付かなくな

るという心配があります。ただ、こういう目的が

あるだろうと、ある程度僕は限定して一括交付と

いう形でいただいた方が、私自身は整理がしやす

いですね。それは、うんと大ざつたことを言え

ば、たくさんあればあつただけ何でも使えるん

です。ただ、震災復旧だからといって私は今ま

でやつてきたやり方を余り変えたくないという気

持ちはあります。ちよつとそこを御理解くだ

さい。

○大門実紀史君 もちろん国で恐らく考えな

いけないのも、ばくつと何十億とかそういう形

じゃなくて、市長がおつしやつたように一定の物

差しは恐らく付く形だろうと思ひます。被災地も

いろいろな状況がありまして、とにかくもういろ

んなことをやらなきゃいけないという点で、もう

間に合わないから一括でというふうな要望がかなり

出ておりますので、そういうふうな意味でござ

います。

立谷市長にお伺ひしたいんですが、私も三月

末に相馬に伺ひました。南相馬に行つてから伺

つて、南相馬は市長さんと懇談できましたけれど

も、相馬の方はちよつと時間がなくて伺うこと

できなかったんですが、漁業者の方々のいろん

な話を聞いて、原釜の漁協のところも見てまい

りました。相当の被害でござひます。

先ほど市長さんが提案されたイメージの中で、

被災居住地の買取り支援というところのござ

いますけれども、これは魚市場とか水産加工のこ

入つておると思ひますが、これをもし、国なり県が入るかどうかわかりませんが、もし買取りした場合、その後どういふ構想を描いておられるか、お聞かせいただけますか。

○参考人(立谷秀清君) 買取りした後そのよう

に使いたいということでその図をかけたんです。

ですから、例えば漁労集落ですから漁業を中心

に復興を考えていかなきゃいけないんですね。だ

けれども、そこに居住させるのはちよつと不安

だ。ですから、高台に宅地を開発して、この宅地

の開発というのは難しいんですよ、実際。土地を

買つてということになると本当に難しいんです

けれども、それが可能であつたとして、その宅地

を後々払い下げることができないから何とかして

ちよつだいということを申し上げておるんです

が、それを前提にした場合、やつぱり職住分離で

いくしかないですね。

その職業域をどういふふう利用するかという

ことになるんですが、個人の土地がそのまま残

つておつたのでは、これはその居住制限というの

も当然期間がありますから、後々、俺の土地勝手

に使つてみたいところと衝突するわけですね。そ

れを考えたら、ここはある程度、例えば不動産

鑑定士に掛けたら多分ゼロでしょうね、だけれど

も、課税対象額というのがありますから、そこら

辺の金額で買取り取つて、やつぱり整然と計画的

に使うということは必要になると思ひます。その場

合は利用者にお貸しするということになるでしょ

うね。

ですから、買取りした上でそこに加工工場の用

地を確保するとか、あるいは冷凍庫をたくさん

くるとか、あるいは、それでも土地は余ります

から、そこはメガソーラー敷くとか、そういう形

で全体的に行政が立案していく必要があるん

ではないかということで、そのようことを申し上げ

ました。

○大門実紀史君 市長さんに、ちよつと大きな話

でござひますが、昨日ですかね、福島県の中の有

識者会議で復興ビジョン検討会が開かれて、今後

ただ今回これだけの原発による被災を受けている福島県の首長として言えば、有り難くないことは確か。ですけれども、そこに至るまで私は脱原発ということの標語だけで果たして済むのだろうかということを考えます。それはやっぱり二十年後、三十年後の目標としてやっていかなくてはならないことだろうし、それを言うには、反面、相当な覚悟が必要ですね。その脱原発を、じゃ化石燃料の燃焼でもって達成するのかということとで、それだけで済むのかという問題ですね。元々原子力推進の考え方の中には環境にいいということもあつたはずですから。特に近年そうだったですね。今回、原発がこういうことになったから化石燃料に対して目をつぶつてもいいということには当然ならないわけであつて、そういうときはやはり環境負荷を与えないようなエネルギーの調達、言うのは簡単ですけど、現在、日本ではまだだいたい〇・三%ですからね。これを三%にして三〇%にして、それで初めて脱原発の理念が完成するんだと思うんですよ。

最初に、藻谷参考人にお伺いします。

藻谷参考人は意見陳述の中で、要するに住宅、医療、雇用というふうに大きく三つに分けられて、そしてまた特区のことにも触れられましたけれども、一言で私印象に残ったことは要するに何かと言ったら、柔軟に対応してほしいと。そして、もう一つ、私の勝手な思いかもしれませんが、スピード感を持っていくこと。そして、そのスピード感を持たせるためには権限を、特に現地本部を中心に宮城、岩手そしてまた福島もそうなるかなんですが、それが必要じゃないかというふうに私は感じ取ったわけであります。

そこで、いろんな問題があるんですが、規制緩和というのは非常にこれもまた結構耳触りのいい言葉なんですよね。しかし、ある面では、規制緩和というのは、先ほど立谷参考人ももう一つ特別措置ということもあるんじゃないかと、規制緩和。もう一つは、やっぱり規制強化というのにも必要なのですよ。規制も強化しなきゃいけない。我慢してもらうということは、首長さんもそうですが、権限を持ったこれから本部、そういったことに対

規制強化について、まさにそうでございます。て、今回の資料にも規制緩和とは書いていないんですが、運用緩和というのがありますが、私権制限ということをどさくさに紛れてやるというのは非常に危ないということなんで書いていませんけれども、現実には、土地利用に関しては既に取りあえずテンポラリーに建築制限を掛けているところと、まだ掛けていないところがばらついているわけですが、これは明らかに何らかの形でやっていかないといけませんし、そのときに、ではそこに、被災された、津波かぶったところにしか財産がない方、あるいは今立ち入れなくなっている地域です、原発で、ししか土地がない、それが唯一のよすがである方々を逆に制限するんであれば、どう救うのかということを考えなくてはいいかな

私の意見では、買取りの場合、価格はどうするのか、買った人の負債をどうするのか、バランスシートどうするのかという問題が発生するので、本当はなるべく定期借地という形で解決できないかと私どもは思っています。まちづくり会社のようなものがその被災された地域の土地とそれから内陸部の土地を、これも内陸部の土地を高い値段で貸そうとするわけですけれども、そうじゃなくって、こういうことなのでひとつこの値段で貸してくれないかと、売れとは言わない、先祖代々の

これに、私は岐阜県で今回直接被災を受けていませんが、例えば何かを、道路を整備しよう、それは国道であつたり高速道路であつたり市町村道であつたりしますけれども、一番問題になるのは、最後、土地買収なんです。日本という国は民主国家なんです。ですから、やはり民主的のやりますと最終的にはもう土地買収がなかなか進まない。結果的に九九％の人たちが賛成しているのに一％の反対者によつて道路ができないとか、整備できない。これが結局、その地域、またあるいは自治体全体の大きなネックになるという。

ですから、私あえて、皆さん方本当に、規制緩和だ、もう現地の声をよく聞け、そしてそのことにこたえていけ、スピード感持つてやれと、これが一番大事だと思うんですけれども、一方でふつと忘れがちなのは、こういう民主国家だからこそ逆に、土地のある程度制限、今暫定的にやっていますけれども、ある面ではそういったことを強化をしていかないと本当に復旧も、それから将来的な復興もできないんですよということを、ある面では私は、政府もそしてまた自治体の皆さん方方も、また被災を受けた方々も御理解をいただくかなきやならないんじゃないかなということであえてこの質問をさせていただきました。ありがとうございます。

になって、今日また改めて陳述をお聞きしまして、相変わらずバイタリティーがあるなど、また行動力があるなど、時々口が悪い、耳が痛いことを私どもよく聞かれますが。

そこで、今日は、先ほど風評被害が大変大きな被害だと。実は私は、岩手、宮城に比べて福島県はまさにこの原発という問題が大変なこれが風評被害を呼んでしまっている。先ほど会津の話もありましたけど、私は、被災を受けた後すぐ、私の知人、これロンドンに住んでいるんですけど、二十年間、電話掛かってまいりました。藤井さん、知っているか、ヨーロッパでは日本全体が原発、いわゆる放射能でもう被害を被っているよと、だからもうみんな即引き上げろと、そういう話が報道されているよと。いち早く、いち早くと言ったらおかしいんですけど、ドイツの国はルフトハンザという航空をいち早くストップさせましたよ。そしてまた、在留しているドイツ人の人に、あなた方すぐ関西へ移れとか、そうしたら各国もそれに引きずられて、そしてまた日本から戻ってこいという話。

だから、風評被害でもう即時に世界的な風評が広がったということが現実なんです。ですから、原発の問題も、私は実務者会議のたちあがれ日本の代表としてずっと出てまいりましたけれども、やはりその適切な、そしてまた情報公開というのには本当に適切と適時、そして正確に伝えないと、これはもちろん国内はもとより海外、全世界から、風評被害によって一番その被害を被っているのが私は福島県だと思っております。

そういう中で一番苦労が多いと思っておりますが、それはそれといたしまして、我々も正確な情報の開示、そしてそれを国内外に伝えていかなきゃいけない責務があると思っております。

それで、今日は意見として出てまいりませんでしたけれども、立谷参考人は道路関係非常に一家言お持ちであり、よく会合でもお会いしますけれども、こうした港、特に相馬市を一つ限定しなくても、港、鉄道、道路、そういったネットワーク

をどう考えるか、そこに漁業があり漁港があり、そしてまた産業が壊滅状態になっている。そしてまた、市民の皆さん方をどういったところ、安心して安全な場所に移すかという中で、やっぱり道路というもののネットワーク、これが結構必要じゃないかと思うんですよね。何も大きな高速道路だけが重要だというんじゃないで、そういった件について今日は触れられませんでしたけれども、立谷参考人、この道路のありよう、有効利用、そして整備の在り方について御意見をいただければと思っています。

○参考人(立谷秀清君) まず、これから造る道路は全て災害に強い道路でないと駄目です。いろいろな機会に道路行政を進める気かというの、かみちなことをおっしゃる方がいるというので、ちよつと腹が立つているんですけども、やつぱりこれからの道路は災害に強い道路でないと絶対駄目です。それから、相馬の場合、津波が来まして、私の病院が津波から約五キロメートル、海岸から、私の病院の五百メートル前に六号バイパスという土手のような道路があるんです。ここで止まったんです。あと五百メートル来たら相馬の医療は壊滅ですね。相馬は人住めなくなりまして、ですから、道路で助かったんです。

それから、もう一つ、原発の問題がありまして、風評被害で相馬に葉が入ってこなくなつた。この葉が入ってこないというのは大変なこととして、もしも道路が寸断されておつたらもう永久に終わりですね。迂回して入ってくるというのはなかなかありませんでしたし、あのときに。ですから、やつぱり被災直後の我々の目標というのは次の死者を出さないということなんです。次の死者が出る最大のリスクは医薬品がないということなんです。医療が立ち行かないということなんです。比較的早く相馬―福島間の道路が開通しました。これは国土交通省東北地方整備局、徳山という人なんですけれども、よくやりましたね。私とはもう毎晩電話で話していましたけれども、ほんと寝ないでやりました。我々寝ないでやりまし

た。くしの歯作戦という、あれがなかったら葉が届かなかつた。相馬もそうだったですね。あれがなかったら、あの道路がちゃんと通らなかつたら、東北自動車道と相馬―福島の道路がなかったら、まず原発騒動でやられましたね。我々、トラックを相馬市がチャーターして職員が取りにいきましたから。そうやって強引に頑張ってきたんですけれども、道路があつて初めてですね。ですから、これからの道路は地震に強くないとまず駄目、それから海岸部は津波を防いでくれる道路でないとまず駄目。もう極めて痛感いたしました。

○藤井孝男君 ありがとうございます。

今、東北整備局の徳山局長の話が出ましたけれども、私も長い、徳山局長とはまだ彼が若いころからのずつとお付き合いで、東北整備局をお伺いしたときも彼と直接話しました。例の今お話出ましたくしの歯作戦、これは何が非常に基本かと言つたのは、まず道路を、緊急車両とにかく一台でもいいから、とにかくもう通れるようにしろと、それは自分の権限で、何も言わないで瓦れき、とにかく目の前にあるものを、トラック一台とにかく通れるようにしようということが早期に、横のくしの歯と言われている啓開ができたので、啓開という言葉ですね、そこが一番大きなポイントだと思ふんです。ですから、非常にまた参考になる御意見、ありがとうございます。

もう時間が参りましたので、最後に小峰参考人にお伺いします。

小峰参考人は三つのことを挙げておられて、まず歳出の削減、無駄を省くということ、それから二番目に増税というのがあつて、最後には国債発行ということでありまして。どちらかというと、国債発行は三番目の順位ということでありましたけれども、私は昨日も実はこの委員会に質問したんですけれども、財務大臣に、確かに日本の財政状況、特に国債の発行は世界の中でもぬきんでて債務国家になっている。

要するにギリシャのようになって、先般もIMFの幹部が来られて、そういったことを非常に懸念しているという、これよく分かるんですが、しかし、これはもう釈迦に説法ですから、先ほど、ちよつとギリシャというのを言われましたけれども、ギリシャ国と日本の経済力も、それからいろんな意味でのファンダメンタルズが全く違う。ですから、ギリシャがそうだからといって日本はそうなるという私は個人的にはそう思っていない。千年に一度のこうした大災害ですから、むしろこれは財政出動すべきである。確かに、国債の発行は世界でも最大の発行額を持っているという債務国家と言われておりますけれども、しかしその国債の消化は、ほとんど九六％は国内で消化している。あるいは、今デフレのような状況です。国民の、まあ金融資産はもう千何百兆とありますけれども、預貯金だけでもかなり、百五十兆とかそういった額が銀行の中にたまっている。それが借り手がない状況であるから、当分の間、私は、むしろこの大災害ということを考えて、同じ借金であっても、それは勘定を別にすれば、同じ借金であれば、これは大事なことですから、私は大胆なやつぱり国債の発行はすべきではないかと。復興債という名前であらうと、あるいは建設国債ということもありまして、同じ借金かもしれないけれども、そういう意味では復興債という形で大胆な私は国債を発行すべきだということを思っています。

○参考人(小峰隆夫君) これは私は、やはり国債の発行には相当慎重であるべきであつて、今回は復興債は別建てにして、恐らくある程度の増税を担保にして償還していくという枠組みであれば増税と国債の中間形みたいなものになりますので、まだましという感じはしますけれども、国債、財政危機の議論というのは私から見ると言わばオオカミ少年の議論に似ていて、オオカミが来ると言っていないが今年は来なかつたんじゃないかと、来年も来そうもないんじゃないかということなんで

すが、今のままいくといつかは来ることは間違いないということなので、それが、今年はないとは思いますが、何年後なのか、二十年後なのか三十年後なのかというのが分からないという、そういう類いの問題であるわけです。

ですから、これは私の計算でも二〇二〇年をちょっと過ぎた辺りで家計の預貯金を全部国債に回さないといけないぐらいのバランスになりますので、その辺になるとさすがに現実の危機として表れてくるようなことになりかねませんので、やはり長期的な視野で、なるべく長期的には財政の健全化を目指しているんだということが対外的に明らかにするような枠組みの下で国債を出していくということはどうしても必要だというふうに思います。

○藤井孝男君 ありがとうございます。

そのところがちよつと私とやっぱ見解の相違があると思います。確かに簡単に国債を発行すべきじゃないということも私も承知しておりますが、しかし、こうした千年に一度のこういった大災害でありますから、こういった意味における国債の発行というのはむしろこれは大胆にやるべきだというのが私の意見でございますけれども、今日は貴重な御意見をありがとうございます。どうもありがとうございます。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

三人の参考人の皆様方には、先ほどの意見陳述また質疑の中で大変貴重な御提言をいただきました。誠にありがとうございます。三人の参考人の皆さんに一括して質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、漢谷参考人に対してでございますが、漢谷参考人は全国の市町村をほぼ回られて、また被災地域も回られてきたと、全国の事例もよく御存じだと思ひますが、先ほど立谷参考人から非常に、本当にこの厳しい状況の中でよく考えられて取り組んでおられるという事例をお伺いをしました。この相馬市の取組について、漢谷参考人の立

場で感じられたこと、あるいは今後何か提言的なものがもしございましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、立谷参考人に二点お伺いをします。先ほど漢谷参考人から、省庁、県の部局の縦割りで多数の予算メニューが下りてきているが、市町村の現場はそれを統合的に使いこなせていない。まさに日本の省庁縦割りの行政機構の問題点について簡潔に指摘をしていただいているわけですが、現場で今取り組みまされておられて、このことについてどのように思われるか、またこういうことを克服するために工夫されている点がありましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。それが一点。

二点目が、この三陸沿岸は、御案内のとおり、貞観大津波、それから明治三陸、昭和三陸、何回も大津波に見舞われて、本当に津波の常襲地帯でありますけれども、結果として、その津波が起こつて十年あるいは百年たつた後に、低いところにはずつとやっぱり定住するわけですね。これらの防災計画を考へる上で、そういう過去の事例をどのように参考にして、そして住民の皆さんの意思も踏まえながら計画を樹立していくかということが極めて重要なことではないかと思ひますが、その点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、小峰参考人にお伺いをしますが、率直に申し上げて、私も十四日のこの特別委員会の質疑でも申し上げましたが、発災後三か月を経てこの委員会でのこういう議論をしなければならぬ、大変遅れている、率直に申し上げます。

なぜここまで遅れたのか。率直に、例えば小峰参考人はかつてこの行政機構の中におられましたし、今はちよつと離れた立場でおられますけれども、その理由についてどのようにお考えか、またこれからのようにしたいのか、それが一点。

それから二点目は、財源の問題で、当面は復興債、私は出さざるを得ないと思ひます。その後の

財源の確保に用いる税制、これをさらにどのようなにしていっていかたいかというお考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(漢谷浩介君) ありがとうございます。

僭越ながら、それでは相馬への評価と提言というところでございまして、恐縮です。私、やはり長年皆さんが進めていらした地方分権の成果だと思ひますが、やはりそれぞれの個性を生かしてこういうふうにはベストプラクティス、先行して頑張るという事例が次々出てきているということが大変重要でございまして、相馬市長、僭越ながら全国医系市長会の会長でもいらつしやいます。病院を経営されているお医者さんでもいらつしやるわけ、そうすると医療、福祉に対する当然ながら見地が高いということ、経営者ですと具体的に箱に落として物をちゃんと考えられるということと徹底されていて、そういう方がきちんとマネジメントを、たくさんの人を雇ってマネージされますね、看護師さんやお医者さん。ということなので、そういう観点に加わると非常にこういう具体的な計画が出てきて、かつそれが、例えば住宅にこういうふうになんと介護や共助、コミュニティゾーンを入れなきゃいけないとか、現実的、非常に現実的な、理念もそうだけれども、現実的にはこうしないことにはしょうがないと、トリアージ的な考え方ですかね、全員助けたらいいけれども、取りあえずまずこの人から助けるというふうな御発想になつていふと。

そういうふうなことを、逆に、当然全部の市長さんは医系でももちろんありませんし、そうある必要もないんですが、ほかの町の方にうまく広げられるような仕組みが必要だし、逆に言つたら、別のところでは例えば工業出身の方、あるいは農業出身の方、漁業出身の方が中心になつていふところもあると思ひますが、それぞれそういうところ、逆にこの相馬市のイメージに書いてあるのかな、具体的に農業や工業、漁業がどうするのかというところについて、彼らが考えたベストプラクティスを是非また相馬市が導入しやすくするよう

な、そういう情報の交換が非常に重要だと思つて、まあやられると思ひますが。

その一方で、もう一つ余計なことを言えば、一つ申し上げたいのが、その際に、こういう絵に対して、提言としては、まちづくり会社、市が直営されることもあるし、民間企業が全部やつてくれることもあるんですが、どっちでもないはざに臨むことが必ず出てきますので、そういうところを従来型のように、公社だとか三セクというのはずつとまた市の後年度負担になりますので、うまく住民にお金を出資する程度してもらうまちづくり会社的なものを活用されて、補助金もある程度受けながらというところが、使いやすいパッケージであればやってみようかという気になると思ふんですね。そういうのが明快に事例があつて、変な話にならない、こういうふうな事例がありますと、よそでこういうふうなやつていますというふうなことがあつて、農事法人なんか有効活用できると大変有り難い。

いずれも、農業も漁業も、民間の採算事業であるように見えて地域を復興するための公的性格を持つていますので、そういうところに住民に出資させて、彼らもリスクを取りながら一緒にやるという、口は出さないけれどもリスクは取るということですね。進めやすくなりますので、そういうスキームを考えられたらいいかと。

もう一つだけ更に申し上げます。

今回、特に仙南、石巻以南の海岸平野については、もう五キロ近くまで波が来たわけなんです、にもかかわらずちよつとやつて機能している町があることについては、先祖の知恵で、それでも波が来ないところに町の中心がつくつてあつたということとは極めて大きいんです。相馬市の場合も中村という極めて歴史の古い城下町が中心にあるわけですが、お城もありますけれども、やはり何百年、七百年ぐらい続いていると思ひますが、ちゃんと、過去何回もあった津波の経験から、実は波が来ないところにヘッドクォーターが置いてあるんです。

唯一、福島、海岸平野で中心が被災したのは新地町という町でございます。名前のとおり新しい土地でございます。新地が悪いわけじゃないんです。ただ、やはりその新地町が本当に復興してから何百年かは大きな津波が来ないんです。ですから、そこに町をつくったんですが、実は役場のところまで波が来てしまいました。やはり、中には石巻のようにどうくつても波が来てしまふところもあるんですが、実は石巻も市役所自体は津波で壊されてはおりません、冠水しました。そういうところにつくつてあります。

やはり歴史に学んで東北の人はきちんとして町をつくつてきているということ、ほかの地域の人は考えた方がいい。全国見渡してこんなに津波に強い地域はないです。逆説的に申し上げているようですが、実は強いんです。同じことが東海道や四国や紀伊半島に來たら、とてもこんなものでは済みません。我々は東北の知恵に学ぶべきだと思います。

○参考人(立谷秀清君) まず、国と我々地方という基礎自治体の関係でどうやらうまくいくのかということについて、今日までの私の成功事例になりますが、国と、国の中枢と、省庁の中枢と直接やることで、間入れちゃうとよくない。だから、例えば水産庁の長官と直接電話でお話をします。場合には副大臣ともお話をします。そこと直接やらないと駄目です。農水省関係についてはそういうことです。国交省関係についてもやっぱり同じことが言えますね。

ですから、国の出先がありますけど、今回明確に言えることは、国の出先が極めて役に立っています。それがいけないという議論もありますが、しかしながら今回明確に言えることは、国の出先と、例えば東北農政局、東北地方整備局と私との話の中で進めています。それ以外のところと話し合っても駄目です。そこで、その方々にこうせい、ああせいと言ってくれるのが国会議員であつて、あるいは副大臣クラスの方々に、あるいは松本大臣なんかとは直接お話をさせていただいてお

りますけれども、そういうところから後押しをしていただいて、国の出先と直接やつたから今まで進んできたという側面が大いにあります。

ですから、地方分権論を考へるとき、いたずらに出先をなくせばいいというものではないですね。今回つくづく思いました。それをどこにやるんですかという話になると、私は、やっぱり日本という国は地方政府と中央政府でできているんだなとつくづく思っています。このところは今後いろいろ検証されると思いますが、ちよつと頭切り替えていかなきゃいけないんじゃないかなという気がしています。

それから、町づくりに関して将来どうなるのかということですね。事例になるかどうか分かりませんが、私は被災した相馬市原釜というところでも生まれ育ちました。伝説があるんです。津神社という神社があるんです。津という字を書く、三重県の津。津と書いてツノミツと読むんですよ。子供のころから言い伝え聞いて育ったんです。津波が来るんだと、ここまで逃げれば助かるんだという津神社なんです。今回そこまで逃げた人が助かっているんですよ。ちよつとその辺まで来ているんです。調べてみたら、四百年前、一六一年に相馬藩の領内で七百人が溺れ死んだという記録があるんですね。いやあ、先祖つて有り難いですね。その原釜地区は九五%が助かっているんですよ。言い伝えって恐ろしい、恐ろしいって、有り難いですね。言い伝えとその神社があつて、あそこまで逃げれば助かるんだという、私もそれを聞いて育ちました。私の弟は助かりました。

ですから、これがどういう意味があるか、私も行政的にどうなのか分からぬですけども、百年後、二百年後、あるいは十年後でもいいですね、この土地に居住するとして、四百年前の人がそういう言い伝えを残してくれたんだから、この時代に、やっぱりそこに仮に家建てるにしても、そういう土台組んだ上で建てるのか、そういう知恵は必要になりますね。それはもうどのぐらい先

になるか分からないし、相馬がどういう復興を遂げるかも分からない。だけど、今のところは、私にはあくまでも職住地域分離でいきたいと思っています。

○参考人(小峰隆夫君) 今回のような復興のための基本法の制定が大幅遅れたのではないかと、それがなぜ遅れたのかというのはなかなか、私の方が聞きたくらいなんですけれども、確かに遅いと思います。

それで、海外の方と話していても、民間のさつき言つた現場力のような対応、それから被災者の方々の非常に冷静な対応、こういつたものについては非常に称賛の声が高い。ですけれども、やはり政策がどうも遅れているんじゃないかという評価がこれはすつかり定着しているという感じがします。

その原因は何かというのが難しいところですが、私は、やはりねじれた状況の下での政策合意形成のルールがまだ十分整っていない段階で震災が起きてしまったということがちよつと歴史的な不幸だったのかなという感じがいたします。元に戻ることではできませんけれども、震災の直後にもう少し何とか対応する道があつたんじゃないかなというふうには思われます。

それから、財源についての税制をどうするかというところですが、これは先ほどからも私も議論させていたのですが、根本的に私が考えておられますのは、震災前にもう相当大きな問題を抱えていた。これは結局何をやっていったかというところ、どうしても増税なり国民の負担をお願いしないと財政再建はできないというのはこれは明らかで、かそのとき国民の反感を買つてしまつたということがあつた。

そうすると、これは現代の民主主義の最大の欠点は、これから生まれる人たちが意見を言えないということなんですね。将来世代の意見を聞くことはできない。だから、現在の政治を担う方々は将来のことを考えて意思決定をする責務がある

いうふうな思ふんですけども、現実には現在の短期的な利害を求めて、結局は将来世代に負担を先送りしている。今回の震災を契機にそれを強めてはいけないというのが私の根本的な立場です。ですから、先ほどから国債よりは現世代の増税の方がまだ優先すべきじゃないかというのは、そういう立場から言っているわけですね。

これは、よく弱者を助けなければいけないと言いますけれども、私の持論は将来世代こそ最大の弱者である。これは生まれた瞬間に、ある計算ではもう五千万円以上の債務を負つた状態で生まれてくる。それから、よく格差を是正しろと言いますけれども、私は現代世代と将来世代の格差こそが日本の最大の格差だというふうな考えでいますので、そういう観点から先ほどのような主張をしております。

そういう観点から税制を見ますと、実は消費税というものは現世代が負担をする。しかも、これはなかなか申し上げにくいんですが、勤労世代だけではなくて高齢者も負担するということなんです。ですから、私は消費税でいいんじゃないかというふうな思ふんですが、これはなかなか議論があるところですので、私は税制、どの税目かというのとはこだわらなせん。こだわらないんですが、何らかの形で現世代が税負担をすることは避けられないのではないかとこのように思つております。

○吉田忠智君 大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

○委員長(柳田稔君) 以上で午前の参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様へ一言御礼を申し上げます。本日は、長時間にわたり御出席をいただきまして、貴重な御意見を賜りまして本当にどうもありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。(拍手) 午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時開会

○委員長(柳田稔君) ただいまから東日本大震災復興特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、藤田幸久君、加賀谷健君、舟山康江君及び大門実紀史君が委員を辞任され、その補欠として姫井由美子君、大野元裕君、大河原雅子君及び田村智子君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 休憩前に引き続き、東日本大震災復興基本法案、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に關し承認を求めるの件、以上兩案件を一括して議題とし、参考人の皆様から意見を伺うことといたします。

午後は、東日本大震災支援全国ネットワーク代表世話人栗田暢之君、京都大学教授藤井聡君及び特定非営利活動法人難民を助ける会理事長・立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授長有紀枝君に御出席をいただいております。

この際、参考人の皆様一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま議題となりました兩案件について忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしく御意見をいたします。

本日の議事の進め方について御説明いたします。

まず、栗田参考人、藤井参考人、長参考人の順序でお一人十五分程度で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。
また、参考人の皆様の御発言は着席のままで結

構でございますが、質疑者は起立の上発言することとしておりますので、よろしく御意見をいたします。

それでは、栗田参考人からお願いいたします。
栗田参考人。

○参考人(栗田暢之君) よろしくお願ひします。
東日本大震災支援全国ネットワークの代表世話人を仰せ付かっています栗田と申します。

資料を一枚はねていただきますと、東日本大震災支援全国ネットワークの概要を記したものが二ページにわたってございますが、現在までに、これは三月の十一日の震災以降に立ち上がった団体でございます。現地のいわゆる社会福祉協議会だとか行政機能が麻痺して、これまでの阪神大震災以降の取組の中で、被災地の社会福祉協議会が中心となつて、そこに關連するボランティア、NPO団体加わつて災害ボランティアセンターをつくるというような流れがこの阪神以降の十六年の歩みとしてありました。

ところが、今回の大震災に際しましては、その受け入れるはずの社協自身が宮城県だけでも二十人ぐらい犠牲者が出ている、庁舎が流されている、そういう現状の中で、社協ネットワークだけでは当然無理だと。そして、ボランティアネットワークをより充実させた全国的なネットワークをつくらなきゃいけないという発意に基づきまして、三月の三十日に總會を開いて設立をした団体でございます。

現在までに五百四十八の団体に御参画いただいております。そういう五百四十八団体が加盟している団体の代表世話人なんです。ただ、何か五百四十八団体でまとめてやつていこうということではなくて、あくまでも調整機能としてのネットワークなんです。何かここが日本の今のボランティアの主体となるということではないんですけど、一応五百以上の団体が入つていて、様々な被災地の過不足を補ひ合つていて、という現状でございます。

レジュメに戻つていただきまして、余り時間がございませんので、その三つ目の黒丸の辺りから御説明させていただきますが、現状のボランティアさんに関しましては、現在までに全国社会福祉協議会なんかの集計によりまして、三十六万人とか三十七万人の方々が被災地で延べ人数で活動された。ただ、ボランティアセンターを通さないNPO、NGOもございまして、四十万人以上のボランティアさんが現在出入りしたということでありまして、阪神大震災は例えば一月十七日から三月三十一日までの間に、二か月ちよつとなわ

けですが、今現在、三か月被災地が経過しておりますが、まだ全然片付いていない地域もあるということです。当然、被災地内の格差もございまして、ボランティアさんがゴールデンウィークに一部余つていたといった報道もありましたが、それは一面の一特定のところであつて、被災地の現状から申し上げれば、まだまだボランティアがかかつてやるべきことはもう山積しているという状況であります。

そういう中で、しかし今、避難所だとか仮設住宅だとか、あとは在宅被災者との支援の格差が広がつていて、市町村だとか、市町村でくれないような、例えば石巻なんかは非常に広いですが、地区だとか地域を含むバランスの良い支援策が求められていますが、ただ、その全体を見るということが容易じゃない。例えば宮城県全体がどうかといつても、一つ一つの自治体ごとにその状況が全く異なるということ、進捗具合が。それから、例えば福島と、じゃ宮城と比較できるのかといつたら、そういう状況ではございません。ですから、一つ一つの地域が、市町村を超えた連携や情報交換も含めてまだまだ不十分じゃないかということでございます。

ただし、私も東日本全国ネットワークとしましては、県域ごとに意見交換会を、現地会議を開催しまして、先ほどの全国支援ネットワークのレジュメの二枚目を見ていただきますと、その下の方に宮城そして岩手のまとめを記載しております

が、東日本大震災全国支援ネットワークでは今まで東京を主体に、政府の關係省庁との連絡會議もこれも東京でしながら、むしろその後方支援に徹するような形で情報交換を行つておりましたが、やつぱり現地の生の声を聞かなきゃいけないという声に基づいて現地會議を行いました。

五月二十五日に宮城で行いましたが、その宮城のまとめとしましては、改めて被災地は広範であつて地域によつて復旧復興の状況は異なる、ボランティアがまだまだ必要であるということ、そして復興は長期にわたること、さらに地元主体ということを尊重して、外部からの支援は地元と向き合つて地元の団体などと連携して信頼關係を築くことが大事じゃないか、それから今後の課題である暮らしの支援だとか雇用問題も含めて、ボランティア、NPO、NGOでできる限り引き続き知恵を出し合つて支援を続けていきたいというのが宮城のまとめでございます。

同じように六月三日に岩手で開催しましたところ、やはり復興は長期にわたること、ボランティアは必要ということ、これは宮城と共通です。そして、今日までそれぞれが全力で緊急救援期の対応に尽力してきたが、今後は横の連携を大切にしなければいけないということ、そして復興の主役は被災者であり、被災者自身が自分たちの町に責任を持つよう外部支援者はコミュニティの再生とかイベントや祭りを含む町づくり、そして地元が経済的にも潤うような後押しをしていくことが必要じゃないか、そして垣根のない連携で今後知恵を出し合うこと、若干ニュアンスは異なりますが、まあまあボランティアさんも必要だし、ただし地元が主体としてこれからは様々な知恵を絞つていかなきゃいけないということが大きな流れです。

ちなみに、福島は六月二十九日に開催予定でございます。
レジュメに戻つていただきますと、やはり私たちはこうした状況におけますます中間支援組織的な役割が非常に大事だということを感じており

ただし、これには例えば国による支援、例えば厚労省の地域支え合い体制づくり事業だとか、中小企業庁の中小機構による仮設店舗だとか仮設工場の整備、いろいろな様々な今回の支援策が打ち出されておりますけれども、末端の市町村が、その

ただし、この後御説明されます難民を助ける会の長さんなんかのやっぱり国際協力の団体がいち早く現場に入って活動されたというのは特記するの値ありますし、一方で私たちが災害救援の国内対応のボランティアとして様々なネットワークを生かして入ろうとしたんですけれども、なかなか

これから災害はどんどん広域化が懸念されていますけれども、そういう状況において、やはり私たちは、もつともつこの日本社会全体が災害ボランティアに対する理解が促進されて、そして、基本はやはり地元住民自らが頑張るということでは

ただいまの栗田参考人の方からは、現地のボランティアの活動の必要性等々含めて公述いただいたところですが、私は、今回の復興基本法の中でうたわれておりますいわゆる復興院並びにその中でどういう復興事業を進めていくのかと、十か年という文言が書かれておりますけれども、その中でなすべき事柄についてお話をしたいと思えます。この十か年という期間を考えますと、先ほど京都栗田参考人のお話にもございましたように、首都

直下型地震並びに東海・南海・東南海地震も当然ながら視野に収めなければならないということも前提に公述したいと思っています。

大震災から三か月以上もの月日が経過したわけですが、その間、現地では被災された方々と関係各位の大変な御努力により復旧復興が始められているところがございます。しかしながら、その間、残念ながら、我が国の政府の対応の恐るべき不十分さに対しては、改めて私が指摘するまでもなく、多くの国民が絶望的な気分を伴う深い憤りを抱かずにはおれないというのが今日の現状ではなからうかと感じてございます。

例えば、全国そして世界中から集められた義援金のお大半がいまだに被災地に届けられておらず、そして復興構想会議の議論を待つまでもなく、実行可能であったはずの数十兆円規模の大規模な国債発行とそれに基づく大規模な復興事業の始動は決して遂行不可能などではなかったということは明らかではないかと感じております。

こうした政府の対応の恐るべき不十分さのために、被災地は放置され続け、失われずに済んだはずの数々の人々の命が、そして本来ならば失われずに済んだはずの地域活力が数十、数百、数千と失われているのが実態ではなからうかと感じております。これを不作為の罪と呼ぶべぬならば、一体何が不作為の罪なのでありましょうか。数名をあやめるだけで極刑すら免れ得ぬ法治国家である我が国日本には、被災地の放置という巨大なる不作為の罪を裁く法が不在なのだという不条理の極みと言ふべき恐ろしい事実を誠に遺憾ながら認識させられた次第でございます。ごんぎの念に堪えません。ついでには、国政に直接、間接にかかわられます皆様方には、今すぐに迅速かつ大規模な復興事業の展開が可能な体制づくりを心からお願い申し上げます。

さて、本日公述申し上げる内容はお配りした資料に記載しておりますので、こちらを御覧いただきながら公述したいと思っております。なお、国民の皆様方におかれましても、当方の、藤井聡の

ホームページにて公表してございますので、御覧いただければ幸いです。

第一に、本基本法に基づいて二十兆円から三十兆円規模の国債を今すぐに発行し、大規模な復興事業を速やかに遂行すべきであります。もうこれ以上、政府による不作為の罪を重ねることは断じて許されません。なお、復興のための公費総額は私どもの試算では少なくとも五十兆円弱の水準にあります。については、この二十兆円から三十兆円の国債は、瓦れき処理を始めとしたあらゆる応急対応のための財源という位置付けであります。

第二に、今被災地で求められているのは、被災者の救援や疎開、瓦れき処理、仮設住宅の整備、基本インフラ復旧等々であります。それらに加えて、とにかく大至急行うべきものは、廃業の連鎖並びに転出の連鎖を食い止めることとあります。今、被災地の漁業、農業、商業等の担い手の多くが毎日廃業するか否かの選択を迫られておられます。しかし、先行き不安のために廃業を選択する方が日に日に増え続けています。同様に、被災地からの転出についてもこうした負の連鎖が進行しています。この廃業と転出の連鎖は地域活力を一気に衰弱させ始めています。この負の連鎖を止めるためのあらゆる対策が東日本の再生のために何よりも必要とされていきます。とりわけ、いわゆる二重ローン問題におきまします一重目のローンは今政府で議論されているよりもより大規模で、最終的には国が全て肩代わりするほどの強い対策が不可欠であると確信しております。

第三に、国費に加えて大量の義援金が被災地に支給されていないという状況は大至急改善せねばなりません。そうした資金の配分を適切に急ぐためにも、徹底的に、自治体あるいは農協、漁協等々の地域組織を徹底的に活用すべきであると考えます。一定の基準を設け、そうした地域組織に資金を大量に配分し、その組織内部での配分方法についてはその組織に任せるという態度が不可欠であると思っております。そうした組織は、中央政府や中央の諸会議では分からない、何が必要で誰が

困っているのか、あるいはどういう町づくりをなすべきなのかということを経よりも分かち合っているものであって、結局それが一番公平かつ効率的な分配をもたらすことになるからであります。

第四に、そうした地域組織を徹底活用する一方で、全体の調整を図るような広域的な地域組織が必要であります。そうした調整には中央の復興院では入手困難な情報こそが重要となりますので、国と地域をつなぐ中間的な広域的組織を被災地に設置するということが不可欠であります。本基本法におきまします地方事務所をこれに対応するものとして運用することも可能かもしれません。あるいは、予算年次等にとらわれない柔軟な対応が不可欠であるという点を鑑みずと、より重要な組織体としては特別な立法に基づく例えば東日本ふるさと再生機構を設置するということも考えられるかと思っております。そうした地方事務所あるいは機構にて、雇用創出に基づく就労支援、全国からのボランティア等の支援の適正配分、その調整、そして自治体や地域組織への諸種の支援を被災地にて行うという体制が極めて肝要であります。

第五に、今回の大震災は、日本経済の供給力ばかりではなく、需要能力を大きく破壊したという現状認識が不可欠であります。この需要の毀損を放置すれば震災デフレが深刻化し、現に、今既に全国で倒産や失業が連鎖的に広がっておりま

す。言わば、かの津波は、被災地だけでなく、全国各地の地域経済にもデフレという形に姿を変えて襲いかかっているものであります。これを食い止めるためには復興のための基礎体力すらを我が国が失ってしまうことにもなりかねません。

ところが、現政府で恐るべきことに真逆の対策が進められています。復興資金確保のために非被災地の公共投資額を一律五％も削られているのであります。これでは震災デフレの進行は決定的なものとなります。今なすべきことは、適切な金融政策と同時に、それと併せて全国の投資を増強し震災デフレを食い止めること、この点なのであります。

現在、今回の震災によってGDPが二十兆から三十兆円程度低下することも予期されております。したがって、例えば今年だけでも被災地復興に二十兆円、非被災地でのデフレ対策に十兆円程度の投資を行い、震災デフレを食い止めることが不可欠であります。一方で、震災デフレが放置されれば、日本のGDPが近い将来に三百兆円台にまで割り込み、大幅に税収が減少し、財政は悪化するものにもなりかねません。そうした暗い未来の到来は何としてでも防いでいたきたいと祈念せずにはおれません。

さて、以上は震災復興に直接かわる諸点について公述いたしましたところでありますが、東日本大震災の直撃を受けた我が国は、今、更なる恐ろしい巨大地震の恐怖に備えなければならない状況にあります。首都直下型地震であり、西日本の大震災であります。

配付した資料の最終ページの参考資料を御覧ください。三ページ目でございます。

御覧のように、我が国は過去二千年の間に今回の類似した東北太平洋沖でマグニチュード八以上の巨大地震が四回発生しております。その四回のうちの実に三回、七五％において、東海・南海・東南海地震、言わば西日本大震災という超巨大地震が十八年以内の間隔で連動しております。さらには、その四回の東北太平洋沖の巨大地震の全てのケース、一〇〇％におきまして首都直下型地震、すなわち関東大震災が十年以内の間隔で連動しております。そして、首都直下型地震は歴史的には三十年から五十年ごとに発生してきたのであります。ところが、今回に限っては実に九十年近くも発生していません。ですから、今回、数年内以内にマグニチュード七ないしは八クラスの巨大地震がこの首都東京を襲う見込みが極めて高い状況に至っているのであります。

いずれにしても、我が国は、東日本大震災、西日本大震災、そして平成関東大震災という超巨大地震の三連動が相当程度の確率で生ずる状況にまさに今直面しているのであります。

そして、さらには、これだけの巨大地震が連動するときは富士山の大噴火も併発してきたという歴史的事実は忘れてはなりません。全くもって恐ろしい話ではございますが、かの寺田寅彦先生がおっしゃったように、自然の時の流れは我々人間の歴史の流れとは全く無関係に進むものなのであります。そして、不幸にも、平成の我々日本人はたまたまその恐ろしい時代に生まれ落ちてしまったのであるというふうな考えざるを得ません。そうである以上、我々は今、こうした巨大地震の数々を近い将来起こるものだと明確に覚悟することが何にも増して求められているのであります。だからこそ、政府のこれから設置されるであろう復興院を中心として、東日本の復興を遂げるために全力を傾けると同時に、来るべき次の巨大地震への備えを速やかに始めなければならぬのであります。

さて、これらの地震の被害総額は、中央防災会議の試算では二百兆円程度に上ると言われておりますが、地震や津波の大きさが想定外となる可能性も勘案いたしますと、三百兆円程度、すなわち、この度の東日本大震災の実に十倍程度の水準にまで至ることも予期されるところであります。

つまり、今このままこうした超巨大地震に対して無策であれば、日本国家の存続そのものが危うくなり、日本国民が皆、孫子の代まですさまじい不幸のうちでの暮らしを余儀なくされるであろうことは火を見るより明らかではないかというほどの水準にある状況に至っているわけでございまして。だからこそ、日本国家の存続を望むのならば、日本そのものを、遅くとも、遅くとも十年以内にこれらの超巨大地震の連発をも乗り越えられざるほどの強靱な国に、すなわち、しなやかなレジリエンスある国に仕立て上げなければならぬのであります。

そのためには、何よりもまず、皇居、そして官邸、議事堂、中央官庁、そして各地の学校や各種のインフラ、そして原発施設を始めとしたあらゆる

施設の耐震強化が急務であります。各法人には、地震の際にはいかに事業を継続させることができるかというBCPの策定を義務化する法律を整備することが必要であります。学校等では徹底的な防災教育を進めなければなりません。インフラとエネルギーのシステムについては、過剰に効率化してしまうことを避け、どのビルにも非常階段があるように、まさかの有事を想定しつつ二重化、三重化していくという態度が不可欠であります。

さらには、最大の防災対策は、被災地域の人々や工場をできるだけ非被災地域に事前に疎開させておくことが重要となります。つまり、国土構造の分散化こそが最大の防災対策なのであります。そのための、日本海側や北海道、九州といった非被災地域における各種の投資や税制優遇などの地域振興策の徹底的な推進が不可欠であります。そして、首都機能の分散化や副首都構想の議論の再燃も今絶対的に不可欠であります。

さて、これらの強靱化対策を大規模かつ速やかに推進するためには、大規模な資金が必要となります。これから十年間で少なくとも二百兆円程度の予算が必要となります。こうした予算は全て強靱な日本列島を建設するためのものでありますから、財政法にて法的に認められているところの建設国債を中心として確保していくのが妥当であると言えるであります。しかも、確実に列島強靱化を果たすためには、こうした予算を、単年度予算の考え方とは異なる、年度を越えた数値目標に基づいて確保していくことが必要となると考えられます。

無論、国内にはこれ以上国債というツケを将来の世代に残すのかという議論が生ずるであろうことは想像に難くありません。しかし、巨大地震による巨大被害という負の遺産ほどに大きなツケはないのではないのでしょうか。そして、その建設国債を、その巨大被害というツケを残す代わりに、生命と財産を守る強靱な日本列島という正の遺産を後世に残すためのものである以上、後世に對す

る単なるツケなのでは断じてあり得ないのであります。

しかも、この規模の公共投資を適切な金融政策と適切な税政策等によるインフレ対策、デフレ対策を併せて実施することで、日本の適切な経済成長が可能となり、日本のGDPは八百兆円から場合によっては一千兆円超という、所得倍増とも言われる水準に達するであろうことも十二分に見込まれるのであります。そうならば、財政再建や少子高齢化等の我が国が抱える根深い諸問題を一気に解消することも可能となるのであります。

そして、防災的にも経済的にもそこまで強靱な国家に我が国が十年以内になれることができれば、平成一九七九年の東日本大震災の被害を最小限に食い止め、迅速に回復することも可能となるに違いありません。そして、それらを通じて、子孫の、孫子の代まで我々日本人は安寧と幸福のうちに暮らし続けることができることとなるに違いありません。

ついでに、是非とも、後世の日本人の生命と財産と暮らしを守るための列島強靱化十年計画を、十分な予算措置にて挙国一致にて、挙国一致にて着実に遂行していただくための強靱化基本法案を、今回の復興基本法案と併せまして、真の政治主導でもって制定いただくことを国政に直接かわっておられる皆様方に心からお願ひ申し上げ、当方の公述といたしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○委員長(柳田稔君) ありがとうございます。長参考人、長参考人にお願ひいたします。長参考人。

○参考人(長有紀枝君) 長です。どうぞよろしくお願ひいたします。

冒頭で、栗田さんの方から、国内対応のボランティアの活動、災害ボランティアの活動についてお話しいただきました。それと補完するような形で国際協力のNGOが現地でも活動しておりますので、その立場から本日はお話をさせていただきますと思います。

私がおります難民を助ける会は、一九七九年にできた国際協力のNGOで、先生方とも関係の深い尾崎行雄の三女の相馬雪香がつくった会でございます。海外の難民支援、特に災害弱者の方々、障害者の方々を中心とした支援をしております関係で、今回の震災につきましても、発災直後から被災三県でそうした活動をしております。

本日お配りいたしましたジャパン・プラットフォームの資料がございまして、このジャパン・プラットフォームの資金助成を受けながら、また、皆様からの募金をいただきながら活動しております。こちらの資料もどうぞ御覧ください。

本日お話しさせていただきたいポイントは三つございます。災害復興に国際協力の視点を生かすこと、それから災害復興の意思決定に被災者御自身、その中でも障害者や女性の視点を含める点、それから復興庁の機能に将来起こり得る広域災害に対する対応も織り込む点の三点でございます。

まず初めに、改めて申し上げることではないかもしれませんが、復興とは何か、復興をどのように考えているかということについてお話を申し上げます。

今般の東日本大震災では、まさに国家の安全保障が問われる事態になっております。その意味でも先生方お一人お一人が重責を担われているわけですが、同時に、復興は個々人の方々、被災者個々人、お一人お一人の人間の安全保障の問題でもあります。この点を本場に端的におっしゃられたと思いますのが、今日の午前中にいらした相馬市長の立谷さんのお話で、それをちよつと紹介したいと思います。

立谷さんはこんなふうにおっしゃいました。今回の震災でいろんな方が突然御自分の人生を断ち切られているわけですが、復興というのは、そうした突然断ち切られた人生の設計が、お年寄りならお年寄り、若い人なら若い人なりに、それぞれがそれぞれの人生の段階でそれぞれの人生設計を再び立てられるような状態になることと

いうふうにおっしゃっておられました。私たちが目指す復興もまさにそうしたものです。そういったものに向けて、以下三点、お話を申し上げていきたいと思えます。

まず一点目ですが、今申し上げたような人間の安全保障を確立する災害復興のために、国際協力の視点、知見というのを是非生かしていただきたいというふうと考えております。

今回、未曾有の災害に日本は襲われておりますが、国際社会を見渡しますと、スマトラやハイチ、それからバングラデシュ、ミャンマー、ビルマと、様々な災害が各地で起きております。それに対して、国際協力NGOや国連関係者、日本でも外務省やJICAの関係者など、多くの人たちがそれにかかわってまいりました。そうした人材がたくさん国内にいるのではありますけれども、多くは国際協力向けということで、国内の災害に余りそれが生かされていないように思っています。

また、国連機関、日本は世界第二位のODA拠出国として長きにわたり支援してきているわけですが、国連が培った災害対応の様々な知見もございいます。どうしてそれをお金を出してきた私たち日本が使っていないのでしょうか。これは決して途上国のためのものではなかったと思います。平時にこうした国際機関と覚書を結んだり、政府が直接無理であれば、今回実際行われているが、国連機関とNGOが連携するなどの形で是非その国際協力の知見を国内の災害対応にも生かしていくべきだと思っております。

そうすることによって何が生き残るかといいますと、今国際社会の災害救援では、権利ベースアプローチ、被災者個々人の権利という観点からのアプローチですとか、障害者の権利条約に基づいた支援でありますとか、それから災害と女性の視点というのが大変大きな流れの中になっております。こうしたものを生かした支援活動ができるのではないかとというのがまず一点目の御指摘でございます。

次に、二点目といたしまして、災害復興の意思決定に被災自治体であるとか住民の方、その中でも特に障害者、女性など、多様な当事者を含めていただきたいということです。

こちらは、例えば十三の障害者団体が構成されております日本障害フォーラムが要請しておりますように、また堂本先生を中心に六月十一日にシンポジウムが行われました。こちらでの要望にもありますとおり、是非意思決定の場に女性や障害者を加えていただきたいというふうと考えております。

これは、障害者のために活動しているNGOが長く国際社会でおっしゃってきた標語、ナツシグ・アバウト・アス・ウイズアウト・アス、私たちのことは私たち自身に決めさせてくださいと。まさにその標語のとおりなのが今回の災害対応でも求められているのではないかと思います。反対に言いますと、それがなされていないのが現状かと思えます。

例えば、卑近な例と思われるかもしれませんが、女性用の生理用のナプキンの配布の事例がよく引かれます。これ、通常ですと一日で五つとか六つとか女性が使用するわけですが、若い男性が女性に一つずつ配って、足らなくなったらまた言ってくるという状況だと。当然そんなことは言えずに使えるようになっていない。足りないのは物ではなくて、物はそこに届いているのに、最後の末端の配布のところでもちよとした配慮がない、知識がない、意識がない、そんなことのために、実際に物やサービスがあるにもかかわらず、それが全くないような状況に置かれている。こういうことが実際に起きているわけで、そのために当事者をどんどん含めるということをお願いしていきたいと思えます。

それから、復興庁の機能に、東日本大震災の対応の経験に基づきまして、先ほど藤井先生がおっしゃられたような、将来の広域災害に対応するような機能であったり仕組みであったり、これも是非入れていただきたいと思えます。

被災者の方によつてはもしかしたら、復興庁であるにもかかわらず、なぜ今回とは違う災害対応の準備もしなければいけないのかと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、様々な援助活動をしておりまして、次々といろいろな災害が起きまうと、常に新しいところ新しいところへの対応で追われてしまふと。そうしますと、まだまだ十年単位で東日本大震災の被災地への支援が必要であるにもかかわらず、もしここで次の大規模な災害が起きて今と同様の準備ができていたら、多分政府も援助団体も次の災害に掛かり切りになつて、もつともつと強化していかねばならない東日本大震災の被災地への支援が更に手薄になるというような悪循環に陥りかねません。そういうことにならないためにも、復興庁の機能の一部に是非その広域災害対応というのを入れているいただきたいと思えます。

そうした復興庁の考え方にこういった視点を加えていただきたいというものを幾つか列挙いたしました。これを順番に見てまいりたいと思えます。

まず最初に、個別ニーズを特定するために被災者状況の把握でございます。

今回、あるいは国際社会、あるいは難民支援をしておりますときに、まず私たちが最初に取り組もうとするのが災害弱者の方たちの支援であるんですが、今回そういった方たちのデータが本当にございませでした。今でも特に、施設に入っている方はまだしも、御家庭にいらつしやる方、その個々人の方々への支援をしようと思つても、そういった方々の情報が無いということで支援が本当にできておりません。

また、個人情報保護法があるからということでも、まさに本末転倒ではないかと思うのですが、個人情報保護法の観点からそういった災害弱者の方々へのアクセスができないというような状況が現在起きております。次のこの復興庁の構想では、そういった課題を是非解決するような仕組みをつくつていただきたいというふうに考えております。

ます。

それから、重なりますけれども、人道支援や復興支援のニーズを現地で調査するために領域横断的、今は自治体ごととか県ごとであるかもしれないですけれども、それを領域横断的、障害者であつたり、まあお年寄りはあるかもしれませんが、様々な領域横断的な調査というのが必要になるかというふうに思っております。それから、統一された被災者台帳のようなもの、これも必要なのではないかと思っております。

また、今回、支援活動をしておりまして、市町の境界線というのが、これは国境ではないかと思うぐらいなことがしばしばございいます。あるいは、これは、縦割りというのは別に市町だけではなくて、それぞれ、県でも市でも町でもそれぞれ分野ごとに御担当が違うので、一人の方には一つのことしか伺えないと。ニーズの全体の把握をしようと思つたら、自分でこのことを知りたいと思つたら、それぞれの担当者を見つけて一人の人に一つずつ聞いていかなければならないというような事態が起きております。領域横断的それから地域横断的、そういったような視点が非常に必要ではないかと思えます。

また、先ほど申しました相馬市では、心のフォローチームと云つて、被災した小中高生、学校単位で心のケアをするような仕組みが今できつつあります。こういったようなグッドプラクティスというようなものを是非、市町それから県のレベルを超えて全域で共有できるようにそういった仕組みもつくつていただきたいというふうに考えております。

それから、国際協力の専門家。先ほど何度も申し上げておりますが、国際協力の専門家、特に官の方たち、民は、自慢するわけではないのですが、私たちは別に呼ばれなくても勝手にいきますので、今回は国際協力NGOが被災地にいち早く行つて活動することができておりますが、これは民だからこそできるわけです。しかしながら、国際協力の知見を持つておられる方々は民にとどま

らず官庁の中にもたくさん大勢いらつしやると思
います。その方々が、それぞれの所属する官庁が
災害対応の官庁でないと実際現地に行けない、休
暇を取って行くしかないというようなことがあつ
て、それは本当に国家の損失といえますか、せつ
かくいる人材を生かさないという法はないと思
います。是非国際協力の特設家というものを官
民にかかわらず生かしていただきたいと思つてい
ます。

それから、将来起こるべき大災害というとき
に、これは本当に恐ろしいことではあります。各
各地に原子力発電所があるということは、今回と
同じようなことが次の災害でも起こる可能性が十
分にあるということです。そうしますと、復興庁
の復興政策をする意思決定の中に、放射能が人体
に与える影響というものをよく分かつていらつし
やる医療の専門家のような方々を是非含めてい
ただきたいと思ひます。

これらのことは、将来の災害に備えるというだ
けではなくて、現在起きている様々な課題を解決
していくためにも是非とも必要な視点と思ひま
すので、こういったことを現在の東日本大震災の被
災地の支援にも活用していただきたいと思ひま
すし、また復興庁の新たな機能にも是非加えてい
だきたいというふうに考える次第です。

私の方は以上です。ありがとうございます。

○委員長(柳田稔君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。
これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○今野東君 民主党の今野東でございます。

三人の参考人の方々、本当にお忙しい中おいで
いただきましてお話しくださいまして、ありがと
うございます。

私は宮城県仙台出身でございます。まさに
被災地のご真ん中にいて様々な動きを実際に感じ
ているわけでございますけれども、本当に復興に
向けて多くのボランティアの方々においでいた

き、かわつていただいていることを感謝してお
ります。そして、そういう方々が被災したそれぞ
れの地域の人たちに寄り添ってどれほど大きな力
になっているかということをお聞き、本当にボラ
ンティアの方々の力というのは大きいなというこ
とを改めて教えられているところなんです。

さて、岩手県と宮城県と福島県のこの三県に
限つてみますと、震災ボランティアの方々はこの
三か月でどれくらいいるかというところ、もちろ
んはつきりは登録をしないボランティアしてくだ
さっている方もいらつしやいますから正確にき
た数字は分からないわけですが、およそ四十万人
というふうに言われておりますね、今の栗田さん
のお話にもありましたけれども。

阪神大震災の場合は三か月で百七十七万人とい
うボランティアの方々が来てくださった。今回のこ
の大震災に当たっては四十万人程度にとどまつ
ているということが内閣府のまとめで分かつてお
ります。また、内閣官房の震災ボランティア連携室
が持っている数字ですけれども、週ごとのボラン
ティア人数をまとめてくれるんですね。そうする
と、五月二日から五月八日にかけての週が最も多
くて、ここがピークで五万四千百人。ここをピー
クにして少しずつ、まあ増減の幅はありますけれ
ども、減少をしているんですね。

そこで、豊富なボランティアの経験をお持ちの
栗田さんにお伺ひしますが、今回の大震災は阪神
大震災に比べるとおつしやるように広域であるわ
けで、またそれだけではなくて、復旧復興が大変
長期になるということが確実だと言われておりま
す。ですから、ボランティアの方々に参加をし
ていただくためには長期的な展望を持った計画が
必要になると思うわけですが、政府も、ボラン
ティアツーリズムの推進とか、あるいは国家公務
員の方のボランティア休暇を五日間を七日間に引
き上げるといふような特例の措置を講じるなど工
夫はしているんですけれども、ボランティア活動
に参加していただくその動機付けなどでアイデ
アがありましたら教えていただきたいと思ひま

す。

○参考人(栗田暢之君) 当初の阪神大震災の比較
にしましては、はつきり申し上げて、私も阪神
の現場へ行きましたが、まあ歩いてでも行けたわ
けです。大阪あるいは青木の駅まで電車が通
つていました。そういう状況とは全く今回異な
るということでございます。ですから、西から東
から多くの方々が、学生が休みだったということ
もあって多くの方が駆け付けた阪神大震災に比
べて、今回は余りにも広範囲、歩いては行けない
ということが非常に厳しいという状況がございま
す。元々、現地に人の集中しているところが仙
台の数は阪神大震災と比較すると非常に少ないとい
う状況はあると思ひます。

じゃ、ところが、比較してどうなるかという問
題でもないで、やっぱり私たちが被災現場にお
いてそれぞれ何が必要かということをしつかりと
把握しないといけないと思ひます。それから、一
方で、やっぱり災害ボランティアのイメージが泥
かきだとか炊き出しとか、そういう単純作業に終
始してしまっているんじゃないかなということが
大きな点でもあると思ひます。

一方で、私も今現状で、私、名古屋のレス
キューストックヤードというところのNPOの代
表理事もしているんですけども、私どもの団体
としては宮城県の七ヶ浜町で当初から活動をして
おりますけれども、何といいますか、泥かきだ
とか炊き出しとか、そういうニーズがだんだん
減ってきた段階においても、今度は例えば仮
設住宅への支援をどうするかという課題がもちろ
んあります。ただ、仮設住宅のことばかりや
っていると、在宅の方々がすねるんですね。で
すから、地域に出かけていってバザーをやつたり
うことで、町長さんに最初にお会いしたときも、
この浜の復興が私たちの一番のポイントだとい
ふにおつしやられました。

ば、そうした泥かきとか炊き出しの支援ではなく
て、浜の清掃なんかも含めて様々なメニューが提
示できればいいと思ひます。でも、メニュー
がでないとボランティアさんがたくさん来ても
ちよつとやつぱりやることのないということ
でちよつとやつぱりやることがありますから。

そこは、先ほども申し上げましたように、様
々な被災地がたくさんありますけれども、その
やつぱり知恵の交換をちゃんとして、自分たち
の町はこんなふうにしてやつていっていると、それがイ
コール町づくり、復興の町づくりということに
つながるような支援に対してボランティアさんが
必要なんだという発信を被災地の中からしつかり
していくということが大事だと思ひます。そ
のため条件整備がまだ全然できていない。だ
って、自分たちの町のことを今必死にやつてきて、
隣の町のことと比較が今できない段階なんです
よ。ですから、少し余裕を持って、そういう関係
者が集まるような場の設定みたいなことがど
んな必要じゃないかというふうに思ひます。

○今野東君 続いて長さんにお伺ひしますが、私
は国会でメーソンのテーマの一つに難民問題に取り
組んでおりまして、不安定な地域や国から来た
方々をどのように受け入れるかという問題ですけ
れども、長さんも長い間難民という弱い立場の方
々を救済する国際活動をしてこられたわけですが、
今回も震災の直後から障害者やあるいは高齢者、
また外国籍の在留者など、災害弱者を重視した活
動に取り組んでこられて、こうした方々がこれか
ら高湿度、高温の厳しい自然条件の中で暮らして
いかなければならない、そこにどのような対応が
必要だとお考えか。またあわせて、行政とボラン
ティアという関係、また官民の関係について望ま
しい連携とはどういう形なのか、お話しいただ
ければと思ひます。

○参考人(長有紀枝君) ありがとうございます。
今の御質問に全部お答えできるかどうか分からな
いんですけれども、お話しさせていただきたいと
思ひます。

今、特に私自身、福島の方によく出ていってござりまして、相馬、それから南相馬、新地町ですとか、それから富岡や川内から逃げられてきた方たちとお話をしています。そのときに、これは別に福島だけの問題じゃなくてあらゆるところかもしれないんですが、仮設住宅になかなか入るのをちゅうちょしていらつしやる方がおられると。これは今の災害弱者の方だけではなく全ての方かもしれないんですが、現在の支援の形というのは、お仕事も全部あつて家だけがなくなった人が復帰するにはいい形、避難所にいれば少なくとも三食の食事はあつて、御自分の貯金は減らさなくて済むと。それが仮設住宅に入つた瞬間から、収入は全くないにもかかわらず御自分で生活をしていかなければならないと。健康者の方でさえこういうような状況であるときに、更に災害弱者の方々、もう言わずもがなと申しますか、更にそういう避難所から動けないというような方たちが大勢いらつしやるかと思ひます。

本当に考え方の抜本的な転換といひますか、今までの状況ですと、家だけがなくなつたという状況では今回全くないわけですから、ほかの支援、じゃ具体的に何という形では言えないんですけども、それが必要になると思ひます。そのためのまず第一歩として、そういう特に災害弱者の方々の情報を、市町になるのか、どこかに集約して、それを援助団体に確実に届くような仕組みをつくること、それがまず第一歩ではないかというふうに考えております。

○今野東君 次に、藤井参考人にお尋ねします。復興基本法と同時に強靱化基本法を作つて、災害にとにかく強い日本をつくつていかなければならないのだということをお話しいただきました。そして、日本の存亡にかかわる巨大地震の更なる危機ということ、過去にどういふ地震があつたかということを示していただいたんですが、これは私たちの反省として、こうしたことを教育に取り入れてこなかった、徹底した防災教育が必要なんだとおつしやいましたけれども、少な

くともこうした学ぶべき歴史があつたにもかかわらず、そこに蓋をしてきてしまつていた、結果的に。こういう教育のあり方についてどのようにお考えでしょうか。

申し訳ありません、時間がありませんので、少し短めにお願ひします。

○参考人(藤井聡君) この教育というのはいろいろな意味での教育が考えられると思ひますが、二つ考えられると思ひます。

一つは、やはりそれぞれの地であつた災害がある。これについてそれぞれの小学校、中学校、高校で、洪水なら洪水、地震なら地震、土砂災害なら土砂災害ということの危険性があるのだということをきちんと教えていくということ、これはいわゆる文部科学行政として全ての子供たちにきちんと教えていかなければならなかつたと。それと同時に、いわゆる教育学の用語では生涯教育という言葉がございますが、生涯教育の中でもいわゆるリスクコミュニケーションという形で、徹底的にそれぞれの地であつたものがあるのかということをお話していただくことは、これはもうやはり今まで以上に一層これは進めなければならぬというのが一点であります。

もう一点であります。今お話しになつたように、実は今回の地震は、東日本大震災の地震は、地層調査等々をしていくと、千年に一回起こつたといふことは実は学会なんかでも発表されていふと、ただ、まさかそんなことは起こらないだろうと、日本人全員が何か平和に生活してしまつたといふことが、何となく、学会でも、そんなないやろみたいな空気があつて、その空気が一番駄目だつたんだと思ひます。今からそのデータを見直すと、ああ、それはそろそろ来るわなと冷静に分かつていたはずなんです。

そういう意味で、この情報も、これちなみにどこにでも載つていふような簡単な情報をこういう形にまとめただけですので、この解釈する能力が日本人になつた、すなわち地震が来るんだとい

う覚悟がないので、まさかそんなことはないだろうといふふうな、いわゆる寺田寅彦先生がおつしやつていふような、忘れたところにやつてくるのを忘れた状況に今なつていたところなので、決して忘れないようにして、自然が我々に与えているサインを全て読み取つて、きちんとそれを理解し備えていくという態度が必要だと思ひます。それが二点目です。

○今野東君 最後の質問になりますが、被災された皆さんはこれから仮設住宅に入つていくわけですね。そうしますと、人と人とのつながりを持つたコミュニケーションをどういふふうにつくつていくか、維持していくかということが大変大事になります。

そういうところになると、暮らしの現場を担つてこられた女性の役割というのは非常に大きくなつてくると思ひます。長参考人は女性の参画ということが最初の段階から必要なんだということをおつしやつていただきましたけれども、私も、復興構想会議、女性の視点がまだ足りないと思つておりますし、現地の対策本部、それから、やがて設置される復興庁、都道府県あるいは市町村のボランティア、市町村で様々な復興に向けた会議、会議体、そしてボランティアセンターなど、あらゆる組織や政策決定の場面で女性の積極的な参画を求めていく必要があると考えております。

できれば三人に伺いたいんですが、短い時間で、すから、栗田さん、藤井さんにお伺いをして、もし補足していただけることがあれば長参考人から最後に話をいただければ、私の質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○参考人(栗田暢之君) ありがとうございます。

一つは、やはり私も同感でございますが、女性のバイタリティーは男性が見習うべきところたくさんございまして、私もボランティア活動をやつていふのも一番僕にいただくのがやつぱり御婦人なわけですね、主婦層の方々。そういう方が、やつぱり被災地の中の避難所あるいは仮設住宅の中心、中心にはなかなかりたがらない方が

多いんですけども、その支えとしての、例えば集会場を使つた喫茶店とか、そういうところには喜んで参加していただくような状況でございます。これをよしとせずに、やつぱり感謝の意を込めて、皆さんでそれを盛り上げていくような、支えていくような体制づくりが必要だと。

しかし、一方で、女性は避難所で炊き出しの担当をするのは当たり前だといふ社会の一方で、側面もございまして、そこに疲弊してしまつていの方も実際にあつたので、それを特性といふふうなやつぱり押し付けずに、やつぱりそういう方が自発的にかわつていくような、仮設住宅でも、やつぱりやりたい人やりたくない人がいるわけですから、女性だからできるだろうといふことじゃなくて、やつぱりその選択がちゃんとできるような体制づくりが今後、応援団としては必要じゃないかなと考えています。

○参考人(藤井聡君) 手短かに申し上げますと、今回の震災に対して、これからの巨大地震に対してどうすべきでありますけれども、レジリエントな社会をつくつていかないといけない。そういう意味では、重要なインフラをつくつたりとか、巨大な国土的なものと同時に、それと全く同時にそれぞれの地域のコミュニティを強化していかないといけない。

コミュニティを強化していくときに一番重要になつてくるのはやつぱり地縁社会であります。その地縁社会は何かといふと、やはり子供を通じた隣近所のお付き合いとか、いわゆる日本というところ、非常に昔ながらではあるかもしれないですけども、そういう地縁社会のきちんと強いところ、それはそれ隣のひとちゃんと挨拶したりとかといふことをやる上において、やはり男性ではできないところがあるんじゃないかと思ひます。なので、いわゆる地域コミュニティを強化する上で女性の力といふのは絶対的に不可欠であると感じてはおります。

○委員長(柳田稔君) 長参考人、よろしいですか。一言あります。じゃ、長参考人。

○参考人(長有紀枝君) 先ほど申し上げましたので、改めまして、いろんな意思決定の場に女性をということをお願いしたいと思います。

それから、冒頭の、障害者の方の御質問にちよつときちんと答えられなかったもので、その点よろしいでしょうか、補足。

栗田さんの方で調整という機能をとてもお話しされておりましたが、やはりそういった障害をお持ちの方たちの支援というので、かかわっているいろんな団体が調整会議を持つ、これが本当について最近動き出しているような状況でございます。

そういうやっついている団体同士が市町や県の境なく調整をすることでより良い障害者の方の支援というのが可能になっていくのではないかとこのように思っています。

済みません。ありがとうございます。

○今野東君 ありがとうございます。

○赤石清美君 自由民主党の赤石清美でございます。

まず初めに、この度の東日本大震災でお亡くなりになった方への御冥福をお祈りするとともに、東日本大震災から三か月経過したにもかかわらず避難生活や復旧活動を行っている被災地の皆様へ心よりお見舞いを申し上げます。

そして、本日、東日本大震災復興特別委員会の参考人として非常に御多忙の中お越しいただきました栗田暢之様、藤井聡様、長有紀枝様、心より感謝申し上げます。

さて、私は青森県の出身でありまして、今回、この三日間の議論を通じてどなたも青森県の被災について語られなかったものですから、少し語らせていただきたいと思いますけれども。

青森県も八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町など大きな被害を受けておりまして、六月六日現在で、青森県の調査によりまして、被害総額が港湾、漁港を中心に一千七億円に上っております。また、青森県には原子力発電所ともう一つ大事な放射性廃棄物の処理施設があります。今後これが最も重要になってくるというふうに思っております。

ります。

私は、被災直後の三月十五日から数回ほどこの被災地を訪れてまいりました。青森県の八戸から岩手県の久慈、普代村、宮古市、山田町、大槌町、そして釜石に至るいわゆる四十五号線をずっと車で移動して視察をしてまいりました。これだけの広域かつ甚大な災害の復旧には、国がもつともスピード感を持って、先ほど藤井先生がおっしゃられましたけれども、実力、実行力を発揮しなきゃならないというふうに痛感しております。

そこで、私はより具体的な質問を藤井先生に申し上げたいと思います。今日のお話を伺いまして、このような大胆かつ大規模な政策がこの国に本当に必要なだと強く私も感じました。また、先生が東日本ふるさと機構でお使いのふるさとという言葉、私は大好きでありまして、私も自分が生まれ育ったふるさとを思い、政治家としてこれから必死になって頑張っていきたいと思っております。そういう視点で三つほど、藤井先生に質問させていただきます。

まず第一点は、喫緊の課題としてある防波堤、防潮堤でございますけれども、この度の震災において各地の防波堤、防潮堤が大きな被害を受けております。従来、防潮堤の必要がなかった地域でも、地震による地盤沈下によりまして高潮対策、あるいはこれから梅雨どきになって大雨対策、そういう意味でも防潮堤が必要になってきます。このようないきなり必要になります。それから、同時に、中長期的な防潮対策をどのようにするかという点について、まず一点目の質問をしたいと思

います。

それから、二点目でございますけれども、東北地方におけるインフラシステムの強靱化についてであります。

この震災から一か月間、新幹線が不通になりました。私はたまたま航空便があつて、それで青森まで飛んで、それから車で移動することができました。

したけれども、また、現地では東北を横断する、縦断する道路は何かあるんですけれども、横断する道路が不十分であります。このことによつてガソリンなどの供給システムも非常にトラブルしました。先生の御指摘のとおり、道路という枠の中でもないゆるゆるリダンダンシーを確保することが重要だというふうに思っております。またさらには、道路という枠組みだけではなくて、空路、鉄道、そして道路、さらには通信手段、これもかなり寸断されました。こういう枠組みもリダンダンシーの確保が必要だというふうに思います。この点についてお伺いしたいということです。

それから、三点目でございますけれども、先生はエネルギー、食料について自給率及び一定の備蓄が必要だというふうにおっしゃっておりますけれども、食料については私も同感で、備蓄の可能性はかなりできるだろうというふうに思っております。しかし、エネルギーを備蓄するというのはなかなか難しいことではないかと思ひまして、このエネルギーの備蓄について先生はどのようにお考えになっていらっしゃるのか、以上三点を御教示をいただければと思います。

○参考人(藤井聡君) どうもありがとうございます。

まず、第一点の堤防の問題ですが、今回きちんとしてから、既に検証が始まっております。これからはもうと検証しないといけないことでありまして、いろいろとあの地域で造ってきた堤防がどういふ役割を担ったかということとをきちんとして科学的に明らかにする必要があります。

既に土木学会等が現地に行つていろいろと調べておりますと、乗り越えられたシーンだけを見ておりましたところでも、波の高さを著しく下げて被災地域を大きく下げたというところとかがかなり上つていてということが明らかにされております。当然ながら、堤防があることで完全に防がれたところもあります。その辺りを踏まえながら、やはり堤防はきちんと、コストの面にもらみながらで

ありますけれども、きちんと整備していくことが必要であらうというのが一点であります。

この堤防をこれから東北地域においてどう整備していくかでありまして、大ざっぱに申し上げまして、例えば三陸地方に関してはリアス式の部分でありますので、山がかなりありますので堤防を造らないといけない部分というのは非常に限られてきますので、そういう意味では効率的に堤防で被災を防ぐことができると。したがって、北部の三陸地方に関しては堤防というものを更に中長期的に強化していくというのが当然あり得ると思います。

南部の平野が広がっている地域に関しては、これは堤防で全て防ぎ切るといふことはもちろん技術的に不可能ではないとしても、コストがかなり掛かり過ぎるというところがあります。この点についてどう考えるかでありまして、津波対策としては、堤防だけで防ぐというほかにも、当然ながら高台に移住するというのもあれば、あるいは公共施設だけを高台に移したりとか、あるいは盛土をして避難所だけは確保するとか、いろいろな津波対策というのがあり得ると思ひます。

そういう意味で、それぞれの地形を見ながら、それぞれの被災状況を見ながら、是非々々でいろいろな技術を活用して津波に強い地域をつくっていくというのが大事であらうと思ひます。それがまず第一点であります。

第二点目の東北のインフラでありますけれども、今回の津波で明らかにしたことのひとつが、高速道路というのは盛土で造つた地域がありまして、実際はもうと北までずつつなぐということが予定されて、計画はあるんですけれどもまだ事業化されていらない、造られていないというところがあるんですけれども、たまたまといひまじょうか、造られていた部分では、その盛土のおかげで、それが津波堤防になつて道路の海岸沿いは壊滅的なダメージを受けたが道路の内陸側は全く無傷であつたという地域があるということでありまして、これは、道路整備のときに実はそうい

うアクセスを全くしていなかったところでありまして、今回初めてこういうような効果もあつたんだなということが明らかになったところであります。

そういう意味で、一点目とも関係しますけれども、道路をきちんとつなぐということのネットワークとしての有効性もきちんとらみながら、それが津波堤防としての役割も使えるのではないかなというのをにらみながら、一挙両得というような形で高速道路を盛土で整備していくということは非常に効果的であろうと今考えているところであります。

財源不足のために高速道路が途中で止められてるところがたくさんありますので、そこはきちんと造っていくというのは、これはやはり三陸並びに東北の沿岸部の人々の願ひではないかと思ひます。その高速道路があれば、きちんと港が復活したときにはそこからの水揚げがすぐに、より早く東京の市場とか大阪の市場に運ぶことができるということもあるかと思ひます。そういう意味で、東北のインフラはまだまだ計画があるにもかかわらず造られていないところがあると思いますので、それは適宜造っていくべきであるというふうに思われます。

さらに、備蓄の点でありますけれども、もし今回製油所が、実は十割の製油所のうち三割程度備蓄的な役割を担っておりまして、といひますのが、ふだんの需要よりも多い形で製油所の油が日本国内にあつたものでありますから、あれだけの事故があつて、衝撃的な映像がたくさんありまして、あれでかなりタンクなんか潰れたわけでありまして、あれがあつたにもかかわらずそれほど大きな大混乱は、もちろん混乱はあつてガソリンはなかつたわけでありまして、本来ならもつと困つていたところが助かつたというところがありますので、これもまたま備蓄分が残つていたということでありまして、これからは意図的にそれぞれの地域にどういう震災があつてもすぐにガソリン不足が解消できるような

備蓄をそれぞれのところで置いておくということが必要でありますし、並びに、電力に関しても、今回計画停電の問題等々がありますけれども、それとともに、例えばスマートグリッドというものな分散型のものもありますけれども、あれにしても、スマートグリッド的なものもあつても、あるいは、場合によつてはそこで建物が崩れると全部潰れてしまひますので、場合によつてはそのスマートグリッドだけでは非常に脆弱であるということもありますから、中央電力系と地域分散系というものを併用するような二重化というような、そういう意味でも、これは備蓄といひますようか、その方がリダンダントということでありましてけれども、エネルギーに関してはそういうような安全保障を加味したエネルギー政策を取っていくことが必要であるというふうに感じております。

○赤石清美君 ありがとうございます。

続きまして、震災の復興復興関連事業の中で雇用創出というのが非常に重要になつてくるわけでありまして、しかしながら、被災地域において雇用維持を長期的に継続するためには地域ごとの産業育成、これが、再生、育成が必要だと思ひますけれども、先生の提案では、この復興関連事業で雇用政策をやるんだということになつていますけれども、そうじゃなくて、もつと中長期的に考えたら、何かやつぱり産業を再生しなきゃいけないと思ひますが、この点についてはいかがでしょうか。

○委員長(柳田総君) 誰に質問ですか。

○赤石清美君 藤井参考人によりしくお願いいたします。

○参考人(藤井聡君) まさにおっしゃるとおりでございます。私、こういうふうに考えております。まず、地域社会がこうありまして、今回、地震、津波によつて毀損をしたと。それで、今まずやるべきことは、二重ローン問題等々も含めて、この津波による地域社会の破壊をできるだけ最小に食い止め、できるだけ早期に回復していくと、

そうすることで雇用が吸収できると、これがビジョンであります。

その一方で、今回、激甚な被害でありますので、すぐにはこれが回復できない、五年、十年と掛かる地域も出てくるだろうと。そのときに、実は回復しないので、回復するための事業というのが、これが復興復興事業である。したがつて、地域社会が傷ついているということは、それを回復するための事業がそこにあるはずで、この事業に雇用を吸収する余地があるんじゃないかと、いうふうに考えております。

それが進展をしていつて、だんだんとその事業が成功して、復興復興が成つていつて、地域産業がきちんとふるさと再生ができるようになれば、今度はきちんとした地域社会、復活した地域社会でその雇用を吸収するというところで、継続的にずっと雇用が守られるというのがビジョンとして考えられるのではないかなと思ひます。

○赤石清美君 ありがとうございます。

続いてまた藤井参考人をお願いいたしますが、行政の代替機能とリスク分散の話を生先生されておりましたけれども、東日本ふるさと機構というものを先生提唱されておりますけれども、今回もその政機能というのをもうなかなか今代替できないでいるわけですね。

将来的には、やつぱりリスク管理という意味で行政機能をネットワーク化するというか、そういうふうな考え方が必要ではないかというふうに思ひますけれども、先生のこの行政機能のネットワークについてどのようなお考えを持つているのかお知らせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○参考人(藤井聡君) おっしゃるとおりだと思います。

強靱な社会をつくりたいというときに、強靱なシステムとは何かというと、それぞれ自立的にふだんは動いているけれども有事のときには助け合ふことができる、そういうネットワークを事前

に有事の前に平時のときにつくつておく。

そのために、やはりいろんな交流をふだんからしておくべきであると思ひます。それは人事交流ということもあるでしょうし、お互いで、複数の自治体と一緒にいろいろなプロジェクトをやつたりという形で、その辺りをネットワークキンググとしておけばまさかのときにいろいろな代替機能が出てくるというふうに思ひますので、まさに先生おっしゃるとおりだと感じます。

○赤石清美君 ありがとうございます。

最後になりますけれども、先生が提唱されていまず強靱化基本法という、藤井参考人、ですから、もう少しどんなものかという、具体的に時間のある限りお教えいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○参考人(藤井聡君) ありがとうございます。

この強靱化基本法については、この資料の中では七ボツのところに①から⑥まで書かれてございしますが、これはインフラの強化ですとか、防災教育の推進ですとか、自給率の確保等々、今いろいろとお話していたようなところを、それぞれの項目について十か年程度というように強靱化していくのかということを書かれるというのが一点であります。

それと同時に、それは施策の内容であります。その施策の内容と、そのためにどれだけの財源が必要なのかということ、きちんと財源のことも書かれておくということが重要であります。これが単年度予算によつて左右されないということのために、十か年でどれだけという目安を、複数年次で公共投資目標をきちんと書いておくというのが重要であると思ひます。それだけの公共投資をしますと景気とか金利とかも変わつてくると思ひますので、その辺りどういふに裁量的に調整していくのか、税制ですとかあるいは金融政策もどうするかということもきちんと書かれておくと。

何よりも最も重要なのは、強靱な国にするんだと、そうすることを通じて子々孫々にまで豊かな

国民生活を残すんだというビジョンが一番冒頭に書かれているというような法律をこれは是非とも作らないと、この国は二十年後に、GDP百兆円とかでもみんな、何か今日、銀しやり食べてよかつたなみたいな、月に一回ぐらいいしか銀しやり食べれぬようになってしまいうような国になるのは何としても避けていただきたいというふうに考えているところでございます。

○赤石清美君 どうもありがとうございます。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子でございます。

今日は三人の参考人の先生方、お忙しい中貴重なお時間をいただきましてお話し賜りまして、本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

まずは長参考人に伺いたいと思います。

長参考人は、人間の安全保障の視点からの復興ということを初めにいうことで掲げられています。国家の安全保障の問題ではあるけれども、復興というのは被災者個々人に焦点を当てた人間の安全保障の視点からなされるべきということで、立谷相馬市長の定義も御紹介をいただきまして、午前中もお話、御本人からありまして、非常に共感をさせていただきました。公明党も、お一人お一人の生活、人生に焦点を当てた人間の復興ということをビジョンに掲げております。

今回、ジャパン・プラットフォームさんが本当に被災地の緊急支援、そして今後の復興に大いに貢献をされていることをいろいろな情報を伺っておりまして、その資金についてちよつとお伺いをしたいと思います。

配付をいただいた資料に、こちらの大きな資料の方ですけれども、二ページ目のところに、これまでにジャパン・プラットフォームに寄せられた寄附とその使途についてということで説明がなされています。これ、大きな金額ではありますけれども、これから活用する資金というのが九億八千

二百八十四万円ということで、総額六十三億のうちこれだけ今後活用する資金とあるということですので、これ単年度で見ると、ああ、あと約十億もあるんだというふうに見えるかもしれないけれども、ジャパン・プラットフォームさんの、今回の震災対応されているだけではなくて、様々な事業の中での御予算ではないかというふうに思います。

今後の長い復興支援を見据えて、資金的な問題はありませんでしょうか。また、国又は民間に對してお願ひする協力要請、そういったものがあれば是非教えていただきたいというふうに思います。

○参考人(長有紀枝君) 竹谷先生、御質問どうもありがとうございます。

先生方御承知のように、ジャパン・プラットフォームは、元々は海外、国際協力のための組織で海外向けには活動しております。それに加えて、民間の企業の方々から御支援をいただいております。今般の震災については当然、外務省の資金というのは全くございませんので、最初から、民間の企業の方々それから個人の御寄附で運営するというのを念頭にスタートいたしました。

三月十一日の二時四十六分に地震が発生しているわけなんです、五時くらいにはジャパン・プラットフォームとして出動ということを決定しまして、もうその時点でこれは未曾有の災害というのはいま承知いたしましたので、海外であるとか国内ととか、そういうことではなく、もうとにかく出動ということになったんですが、その時点で手持ちの資金がほとんどなく、すぐに、特に企業の方々に募金をお願いすることも始めました。

おかげさまでこの六十三億以上のお金が集まりましたが、これをどのように使うかというときに、すぐに使ってしまった方がいいのか、今先生がおっしゃったように、今回の災害、非常に長期に

復興がわたるということは分かっておりますので、長期的に使うべきなのかと、そういった議論ももちろんいたしましたけれども、今すぐ使っていただきたいということで寄せられた資金ということで、とにかく今必要なことにどんどん使っていくというので、加盟しているNGOですとか、今回は加盟していない団体さん、特に法人格を持っていて助成をしている、ジャパン・プラットフォームを開いて助成をしているという最中ですので、そうしますと残りが九億ということで、まだまだこれから申請してくる組織もあつて、当然足りない状況です。

現時点では、今この助成されたお金でそれぞれの団体が宮城、岩手、福島で活動しておりますので、今現在はお金で活動しているんですが、じゃ中長期的に何か先立つものがあるかといますと、これ以外にはないわけで、引き続き民間の募金、ただし、そちらにも限りはあると思いますので、先生おっしゃったような政府に対するものというの何があるか、これは個人的な意見ですが、けれども、考えていきたいと思っております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

続いて、栗田参考人にお伺いしたいと思います。震災後間もなく公明党で栗田参考人にお話を伺ったとき、これからばらばらのボランティアの組織をネットワーク化していくことをおっしゃられたのを記憶しておりますけれども、六月十三日現在で五百四十八団体まで組織化されたということ、本場にその御努力に対して敬意を表したいと思っておりますが、震災間もなくNGO団体等からお話を伺っている中で、とにかく情報共有をしてほしいという、そういう御要望をいただいております。今までも、政府として、避難所のアンケートで環境衛生、また食事等でアンケートを避難所ごとに取っているわけなんですけれども、そういった情報を開示なされないんですかというふうに政府に聞いたときに、原則開示はしません

ということ、場所ごとにどこまで充足をしているのか、避難所ごとに、そういった情報を私ども議員にも開示してもらえなかった。そのような状況でしたので、情報がない中で、御苦労されながら情報を自分で取って様々な支援を必要とする方々のところにボランティア団体の方々が御支援されていることは、本当に大変なことだと思っております。

(委員長退席、理事金子恵美君着席)

栗田参考人が、国による支援策について末端の市町村がいまだ十分に活用できる段階にない、またボランティアやNPO、NGOはそのサポートや対応もできる可能性があるが、それに堪え得る国とのつながりがほとんどないということで、政府に対する情報共有についての必要性というものを御提言されておりますけれども、この点についてもう少し詳しく御提言いただければというふうに思います。

○参考人(栗田暢之君) ありがとうございます。私どもは、ボランティア団体として、あるいはNPO、NGOとしてその地域にしっかりと根付いて、短期的な支援だけでなくやっぱ長期的な支援を目指そうという団体も、どこまで体力が続くかわかりませんが、それぞれの団体の体力がよりまずけれども、でもそういう意思でかかわっている団体が、今、次の復興を目指したときに一体自分たちが何ができるのかということを考え始めているところであります。

それは、やはり被災地の喫緊の課題でやっぱり食の問題であつたり、あるいは阪神大震災のときに孤独死が出てしまいましたが、そういう人たちの一人も出さないでいきたい、そういう願いみたいなところがあるんですけれども、それに対して、様々な制度が準備されているにもかかわらず、それを市町村から何かこう提案するということがほとんどできていない。これはやっぱ市町村自身がもう弱体化していますので、合併等で弱体化してきた、更に今の東日本大震災ですから、もう当然非常に市町村役場自体が疲弊していると

東京のネットワークは、非常にすばらしいネットワークがあると思います。しかしながら、一つの点としては、今回震度五台ということで、それほど被害はないだろうと我々事前に想定していたんですが、にもかかわらず、それなりに通行止めになったような道路が出てまいりました。そういうことで、きちんとこれはまた防災を見直していくというのが一点であります。

実は、首都高速道路のネットワークングとしては実は容量が全然低いという問題もありますので、いわゆる合流部分に関しては、細かいところではもう時間もあるので詳しくは申し上げられないですけれども、もう信じられないような道路構造のところとか容量の構造というところがありますので、それは本当は見直していかないと有事のと

ので、それには本心に見直していかないと有事のとき

きにも対応できないということになると思いますので、実はこういう形で震災に対する備えを考えるということが我々の社会の在り方そのものを考え直すという点で非常にいい意味が出てくるのではないかと。いい意味というか、そういうふうにかけていかなければならないというふうに感じています。

○竹谷とし子君　ありがとうございます。

終わります。

○小熊慎司君　参考人の皆様、本当にお疲れさまでございます。ありがとうございます。

まず、藤井参考人にお伺いをいたします。

本当に的確な状況把握、説明だというふうに思っております。私、会津なんですけれども、直接の被害というのは少なかったわけでありますが、この間、阪神・淡路の復旧復興にかかわった

元役人の方ともお話しして、もちろんあの部分に学ぶべきものもあるけれども、やっぱり今回の場

合は広範囲であるということ、何よりもこの間の阪神・淡路の場合は都市部の災害で、産業基盤

が周辺にあつたので労働力も吸収できたと、それであつても産業移転がした部分もあつて、いまだ

に癒えていない部分もあるという話を聞きました。

東北の場合は、これ広範囲ですし、仙台のよう
に人口密集地域もあればまた寒村もあるという
ところでありますので、先生御指摘のとおり、廃
業の負の連鎖と転出の連鎖というのは既にもう始
まっています。また、福島県におきましては、こ
れは原発の事故の実害、風評被害で、これは私の
会津の地域でもこの連鎖があるというのが実態な
んです。観光業なんかでは、いわゆるお土産の
卸業の方なんかは、もう四月は五バーとか一〇
バーとかです、減じやないですよ、五%しか
ないとか、こんなのがずっと続けばもうやれな
くなくなってくるんですね。

ですから、被災地という直接被害を受けた以外
の部分において、先生、この部分は負の連鎖をど
う止めていくかということがもう喫緊の課題なん
ですけれども、もちろん産業基盤を再生させるの
は必要なんです、午前中もしやべったんですけ
れども、工場を造るといつたって、今日言っ
たでできるわけじゃないんですね。その部分、緊
急的にこの地域経済を守っていくという意味では
どんな手だてが有効だと思えますか。

○参考人(藤井聡君) どうもありがとうございます。

工場は今日言ってもすぐできるわけではない
というところはあるんですが、今日、何とか国が
するからと、お金のことは心配するなと、もう
言と、もう心配しないでやってくれという、その
一言があるだけで、ああ、それじゃ頑張ろうとい
うふうになる方もおられるし、当然、それでな
れない方もおられるかもしれないですけども、
もう心配するなと、全部国が面倒を持つという
の一言さえあれば、これは今日言えることで
し、今日すぐに効果を発揮する発言ではないか
なと思えます。

当然ながら、言ったのけた以上はそれなりに
ちゃんと対応する必要があるわけでありま
すけれども、今回の法案はそれが可能な法案であ
る事前に見えていますので、是非この法案
を最大限に活用して、まず、これ専門用語で

とコミットメントと言うんですけれども、大丈
夫だということをやまず宣言いたして、それと
同時に徹底的な支援を始めていくという態度が
私としては一番大事になるんじゃないかと思
います。

○小熊慎司君 経営者はそれでいいんですが、働
いている人が実際職場がない。会社は統
ていけど、今仕事は再建できない。給料
払えませんが、これ、そこをどうする
かということなんです、職場の部分で

○参考人(藤井聡君) 経営者に関してまず産業
の負の連鎖を止めるという意味で、まず
そのコミットメントが一つあると。従業員
の方にしても、経営者の方が面倒を見る
という部分についても国が面倒を見る
という宣言の仕方は今できる
んじゃないかなというのがある。

しかしながら、言葉だけではなかなか信用でき
ないかもしれないので、そういう産業とい
うのは、漁協とか農協とか建設業協会とか
いうもの、と全てつながっている、全
てといいますが、多くのつながっている
と。したがって、まず中間組織の
ここに具体的な資金を可及的速やかに大規模
に注入していく。そうすることで、も
ちろんそれでも時間は掛かっていくわけ
でありますけれども、今の状況よりは
ずっと改善するでしょうし、このま
まそれをしないで二、三か月はう
つておいたら、いっぱい潰れてしま
うところあるいは失業してしま
う人というのはいくらも止められ
ないんじゃないかと思えます。

そういう意味で、ここでも今日お話し
申し上げましたけれども、中間組織、地
域組織というもの、これを徹底的に
活用して、結局、国は顔が、現場
の方の顔が見えないので助け方が
分からないわけでありまして、中
間的な組織は顔が分かっています
ので、その顔が分かる方を信用し
て、そこに徹底的に資金を注入し
ていくことが大事ではないかと思
います。

○小熊慎司君 それでは、藤井さんにお伺い
しますが、さあ、やはり原発事故の
ところはちょっと状況が違っていて、
確かに今言われたところ

おり、しっかりと未来大丈夫だとい
うことは大事だと思えます。本
当に。だけど、二十キロ圏内
に閉じ込められている、戻りたい
と言っている人たちがいる、町を
再建するんだという思いでお
られる人たちがいる一方で、私
も地元で商工会議所とか商工
会の青年部の活動をさせて
もらっていますが、双葉町、あ
の原発のあった双葉町の商工
会青年部でアンケートを取っ
たら、戻っても一度商売をや
ると言った人は四件だけ
なんです、会社、商店含めて。
そういう状況なんです。

しかしながら、そこで再建する
とか、じゃ新天地でやるとか
というところはまだ決まるスキ
ームがなくて、非常に中途半
端なんです。宮城、岩手で
あれば、幾ら甚大な被害があ
っても、そこでも一回やり直
すのか新天地へ行くのか、今
決めていないんです。ところが
、二十キロ圏内は、戻れる
んだつたら戻れるけれども、
戻れないんだつたら補償どん
なになるんだらうとか、何も
決まっていなくて、選択でき
ないんです。コミットメント
を発することができないとい
う状況なんです。

この非常に悩ましい状況の中
でも、やっぱりそれは食ってい
かなきゃいけない。いつまで
も支援物資だけで暮らしてい
くわけにもいかない。やはり
自分たちの家族は自分で守
り、自分たちの地域は自分
たちで守ると。これが本来の
通常の在り方。そういう普
通の生活を取り戻したいとい
うのは地域住民の願いでも
ありますので、そこ、どう
ですか、この中途半端な状況
のところをどうしていったら
いいのかなというのを。

○参考人(藤井聡君) 的確にお答えできる
かどうか難しいところかもしれ
ないですけども、そういう問
題があるからこそ、本日もお
話させていたいただきまして
、再生機構というような形
の機構をつくって、この機
構は、そこで暮らす、もち
ろんふるさとを再生すること
が最高の目標になるわけであ
りますけれども、実はふるさ
とを再生するために雇用を創
出してみんなが働けないとい
けない。今おっしゃったよう
に、まず働くとい

うのが人間の全ての基本だ
と言っても差し支えないと思
います。

ふるさと再生機構で、その
状況の中でどう雇用が
つくられるのかという
ことを、それを狭い地
域で考えているとそれは
もう、そこに戻ること
がどうするかで分から
なくなりますが、広い
地域で、東日本全体
で、そういう機構があ
り、こういう雇用があ
るといことを全体を
俯瞰して見ている人
がいれば、場合によ
っては、ここで吸収
できるような地域
があるという情報
が即座にきたりとか、あるいは農業
であれば即座に
きたりとか、ある
いは、それでも
やっぱり元
に戻るとい
うことをベ
ースとす
るのならば
、その間
隙間先とし
て半年とか
一年間とか
、少なくとも
、働く仕事
と住む場所
とにぎり
と、この三
つをきちん
と提供する
ような場所
を再生機構
の中でどう
いうふう
に供給でき
るのかとい
うような議
論をしてい
くことが必
要ではない
かと思いま
す。

それで、それを自治体では、もう自治
体の中だけで、もう全部が被災
になつてい
たりとか、
することが
あるでしょ
うから議論
できないと
思いますが
、是非広域
的、しかも
広域的なん
だけれども
、東北、東
日本という
地にしっかりと根
差したよう
な組織でそ
ういう問題
を、一つ一
つ現場の問
題を見なが
ら解決して
いくしか今
のところな
いかなとい
うふうにか
感じます。

○小熊慎司君 ありがとうございます。

栗田参考人にお伺いいたします。
私も三月十一日、山形にいま
して、その夜、宮城に入
って、ずっと被災地を
それから巡って
いたわけ
ですけども、確かに
初期のころは車
の中で私も寝たり
して、食べ物も
会津に一旦戻
ってクラッ
カーを持っ
て、支援物資
を持ってい
て、車の中
でも、ガソ
リンがない
ですからエ
ンジン掛
けずに寝袋
と毛布にく
るまって、
それでも非
常に寒かっ
たんですけど
も、そういう
状況の中で
非常に混乱
していました
。まあ一定
時期から少
し落ち着い
てきて、そ
のボランティア活動のミ

マッチといったものもクリアしてきている。今の状況の中でも、確かに今も大変な状況が改善されない地域もあるし、自立に向かって歩み始めている地域もあります。

その中で、今の仕事の話とつながってくるんですが、例えば瓦れきの撤去なんかは、ボランティアでやるよりは逆に公共事業としてやって地域の人が働く場を提供していくという移っていく部分があったり、仕事にはならないものはやっぱりボランティアでカバーしていくというものがあつたりすると思うんですね。その辺のラインとか、逆に栗田さんの方から、これ我々が手を引いて地域の人たちに仕事としてやってもらつた方がいいねという、そういう何か基準みたいなものを持つておられますかね。

○参考人(栗田暢之君) ありがとうございます。

とはいうものの、圧倒的な瓦れきの量なので、その暮らしている方々にとつて、今待てる状況なのか、今できることから始めていくのがいいのかというのは、地域によって大きく違うと思います。

それを第一義としつつ、ただその公共的に瓦れきの撤去をしていく部分に関しては、やはり公共のものでするので公共のところから優先されるわけですけども、今ボランティアがやっていてところは、家の中の問題であつたり家に入つてきた瓦れきをどう片付けるかと、それを誰もやってくれないからボランティアがやるという状況もありますから、そういう辺りでもちよつと線引きを引きながら、ただ被災者の職の問題というのは、これボランティアがやってしまつて、その仕事を奪うみたいな話になつては困りますから、それは地域地域で十分に話し合つてやつている範疇だと思つています。

○小熊慎司君 これはよく国際援助のときに話が出るんですけど、被災国には魚を与えるのではなくて魚の釣り方を教えるんだというのが本当の援助だというのがありますから、これは国内のこの被災においても、やっぱり被災の方も本当に

ずつというんな人の支援がなければ生活がなかなか立て直つていかない方もいれば、逆に甘えの構造を生み出さないということもやっぱり必要だと思ひますし、今日午前中の立谷市長は最初から言つていたんですけども、総論で当たつては駄目だと、これは各論でやっていくしかないんだという意味では、このボランティアの世界、そういう援助の部分も、やっぱり地域地域、人によつていろんなものが変わつてくるというふうに思ひますので、その辺はこれまでの知見の中でたくさんあると思ひますから、是非これからも御支援をいただいて、真の復興に向けてお力を携えていただきたいというふうに御期待を申し上げます。

時間がないのでちよつと長さんの方にお聞きしますが、私の家内は青年海外協力隊の元隊員で、今福島県でOB会の役員もしておるんですけども、JICAも実は余り報道されていませんが現行法の中で今回の被災地の支援活動をしておりまして、OB会においては三百人ぐらいボランティアを登録して、仙台を中心に、実際ボランティアを実行された方は、いろんな抱えている仕事もありましたから、まあ二、三十人であつたわけですけども、そうした取組をしております。

いろいろ情報提供をしてくれ、福島県であるというのでうちの家内のもとにもJANICとかジャパン・プラットフォームの方からも問合せがあつたんですが、結果、私、外交防衛委員会というところに所属して一度審議したことがあるんですけども、長さんも新聞のインタビュー記事では、しっかりとそのニーズを把握して、その被災地の状況に応じて活動していくべきだというような趣旨の発言をされていますが、実際、岩手、宮城、福島の活動は、もうめちやくちや少ないですね、福島県、このNGOの活動が。これは、もちろん原発事故があつて政府が正確な情報を出さないからそういう結果になつてしまうわけでありまして、多分その県内での位置、宮城県内とか岩手県内でのいろんな情報の交換をしてそういう活動をしているところとしていないと

ころとアンバランスな状況はなかつたと思ひますが、東日本全体で見ると、やっぱり福島県が非常にへこんでいるんですね、この活動が。

その辺について、今後こうしていったら、まあ原発もあるんですけども、その辺の不具合を直していくにはどうしたらいいか、お伺ひいたします。

○参考人(長有紀枝君) ありがとうございます。

おつしやるように、福島県、ほかの地域に比べて入つているボランティアの数も、またNGOや市民団体の数も少ないのではないかとこのころではいろいろところで御指摘を受けているところであります。

〔理事金子恵美君退席、委員長着席〕

先ほどの、ジャパン・プラットフォームの助成を受けまして、ADRAジャパンさんと私も難民を助ける会で、仮設住居に入られる方々の、日赤さんがやられていて六点セット以外の鍋かまが中心なんですけど、こういったものの支援をゴールデンウィーク明けからになりますけど、始めたところなんです。

先ほど先生がおつしやられていた地元の経済というところでは、急いでというのであれば大手のお店に一括してお願いするというのもあるかもしれないのですが、あくまでも被災自治体に資するようというところで、そういったものの調達は基本的にその被災自治体の商工会議所を通してお願いしています。

他方で、これの反省点としては、三宅島の村長さんのお話を伺つたときに、行つた先でお世話になるので行つた先の商工会と話をした。今回、福島県で行つた先の自治体とは余りお話をせずに出身の方の自治体とお話をしましたので、今後、支援活動をする上で、出身自治体の商工会だけではなくて受け入れられた方ともお話をできればなというところは考えております。

私たちも海外の難民支援をしてまいりまして、今福島で起きている状況というのは海外でも見たことがないといひます。まさに国内避難民になら

れている方が本当に大勢おられて、それで、一回の避難ではなく二回目、三回目というのは、これは海外の状況で見てもめつたにない状況である。その中で、こういう援助をしている者たちに何ができるかと、本当に限界もあるんですが、引き続き、現地の皆さんとお話をしながら続けてまいりたいと思ひますので御指導をよろしく願ひいたします。

○小熊慎司君 本当に、三参考人には本当にありがとうございます。

藤井参考人にお伝えしますが、本日二時に、増税によらない復興財源を求める声明文というのが二百人以上の国会議員で出されましたので、お伝え申し上げます。

ありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

今日は大変ありがとうございます。お話を伺ひたいしてまして、まず、長参考人が復興とは何かというそもそもの論のところを相馬市長のお言葉も引いてお話しされた。私は、これは復興政策を考えていく上でも土台として非常に大切な問題提起ではないかというふうに受け止めています。

これは是非、三人の参考人の方、それぞれに伺ひをしたいんですね。

私は、やっぱり復興とは何かといへば、やはり被災した方々が失つた暮らしや失つたなりわい、仕事を自らの力も含めて取り戻していくと、これがやっぱり一番の土台に据わらなければならぬことだ、そのために行政が何ができるのかということを実際に考えていく、これが一番根本に据えられるべきだと私は思つていふんです。

それで、土台に据えるべき、一番基本とすべきこの考え方、これを是非三人の方々からお伺ひしたいのと、理念だけでは駄目ですので、それをどうしたら進めることができるか。今、復興会議の中で議論をされていることを聞いてみても、何ですか、ちよつと焼け野原みたいになつたところどこに何をにつくろうかみたいな、外から資本も呼

だから、やっぱり今やろうとする人たちの力を
どうやって引き出すか。能登半島地震では仮設住

もう一方は、社会有機体論というのがありまして、これは社会は生き物だと、これは社会学の一番古いスペンサーとかコントとかという人が言っている最も典型的な考え方なんですけれども、古典的な社会学の考え方なんです、これは社会というのは生き物ですから、大震災というのは何かというと、大けがをするということだと考えるわけですね。これは大けがをしたときにどうするかというと、もう全ての医者が共通して主張するよ

実際のところ、これ、結論はどつちなのかというところは分らないんですが、これは社会有機体論だと思ふのならば、国民がそうならそういうふうに治しましょう。そのためにやつぱり薬を投与したりとか栄養をあげるように、徹底的にいろんな資本注入、国債でも何でもいからお金を注入したり、あるいはもう何かいろんなボランティアの皆さんもそうですし、もういろいろと手当て

約三か月がたつわけですが、東日本大震災の被災者の方々の、時間が動き出している方もおられるかもしれませんが、動いていない方もおられるかもしれない。また、先ほど相馬市長が総論ではなくて各論とおっしゃったのがまさにそこだと思うんですが、本当に復興にはむらがあると思います。自治体でもむらがあるでしょうし、また個人の方でも、あるいは同じ御家庭の中でもむらがあつて大変な状況になつていふと思うので、やは

りいかにそういう細かなところに向き合っていくかというのが私たちの仕事ではないかと思ひますし、あと、先生、行政に何ができるかというふうにおつしやられたんですが、それが国として基本だと思ひますが、その一方で、こういった災害に際して民が何ができるのかというのも私たち考えつつ復興に向き合っていくかと思ひます。民だからできること、民しかできないことという範囲がどんどん広がっているのではないかと思ひますので、それを、じゃ具体的に何と今すぐ申し上げられませんが、その部分を模索しながら復興にかかわっていききたいというふうに思ひております。

ありがとうございます。

○田村智子君 大変熱のある御発言、ありがとうございます。

私も、日本の経済の復興のばねにして日本を元気にするんだとか、そういうのは後から付いてくる結論だと思ひますね。今御意見を伺ひていても、やっぱり現場からものと要求を出していいんだと。その要求に今の制度の枠がこうだからこたえられないとかじゃなくて、やっぱり枠は作ればいいことであつて、スピード感を持つてこたえていくと、こういう復興になるように頑張つていきたいと思ひています。

栗田参考人にお聞きしたいと思います。

今、ボランティアの方と行政の方のどうやって連携を取つていくか。私もこれ、被災直後から非常に感じていたことの一つは、今回規模も大きかったということもあるんですが、面で被災の状況をつかむということが、国会の側も、それから行政の側も非常に今も困難なんです、今も困難。

例えば、私は医療の分野で厚生労働委員会等も担当してきたんですけども、医療のニーズがどういうふうに必要なかということ、いろんな医療の支援チームは現地にどんどん入つていて、ところが、その支援チームがつかんだ情報を厚生労働省が一括してつかむという仕組みはなかったんで

す。だから、どこまで避難所の中に医師が派遣されているのかも分からない。避難所の数も当初は分からない。今も、例えば在宅の避難の方というのは、先ほどお話あつたとおり、どういう状況にあるのか行政は分からない。行つたボランティアは、危機的な状況があればそれをつかんでいらつしやると思ひます。

ここは、私は、何か行政の在り方としても、命にかかわるような事態、緊急に手だてが必要な事態というのは、もつと有機的に、やっぱり情報を自らもつかんで積極的な支援策を取るような仕組みが必要じゃないかと思ひていて、そういうふうに、体験された範囲で構ひませんが、御意見伺ひたいと思ひます。

○参考人(栗田暢之君) ありがとうございます。

当初の混乱した状況において末端の市町村にそこまでできたのかというところ、これはもうとてもやっぱりできなかったというところを考えると、そういう現実があつたと。それを民も、あるいは場合によつては官も産も、それぞれ補ひながら少しずつその穴埋めをしていったというのが現状だと思ひますけれども、じゃ、これからもうそういう

そうじゃないと思ひますから、やっぱり一市町村に今どんな、私もから言つて、どんな支援団体が入つていて、その方々が有機的に連携しているかどうか、あるいは連携していないのかどうか。あるいは、その、例えば県というところとやっぱり広いですから、圏域つてありますよね、そういうような圏域ごとに、じゃ連携が取れているかどうかということ、やっぱり連携を少し図つていかなくちゃいけないんじゃないかということ、これを私たち自身も議論しますし、そこにやっぱり私たちが得た情報は、行政との連携も含めて、例えば市町村担当者にその報告をさせていただったり、あるいはそういう調整の場も必要だということに考えています。

○田村智子君 藤井参考人にお聞きしますが、財源、復興の財源についてです。

私たちも、歳出の在り方の見直しだけだと限界があるかと、復興国債というのが必要だと考えています。国民が買うだけでなくて、やっぱり内部留保二百四十兆と言われている大企業も、今こそこの内部留保を復興国債に充てるなどして活用することが必要じゃないかというふうに考えているんです。

今日のお話の中では消費税のことには触れられていませんでしたが、事前にいただいた資料の中では財源は消費税などの増税に頼るべきじゃないということと提案をされていますが、そのことについてお話しただけだと思います。

○参考人(藤井聡君) どうもありがとうございます。

今回、国債を中心というところで書かせていただいてありがとうございます。今回の復興基本法もそういうように記載されていて、先ほどもお話しございましたように、そういう方向で今先生方も御議論いただいていると。

増税の問題点でありますけれども、それは本日の資料で申し上げますと五項目の問題に関係、直結するところでありまして、今本場に余り議論されていないんですが、今回の震災が震災デフレをもたらしているところ。このデフレというのは需要と供給のバランスの中で需要が小さくなるという問題で、当然ながら今回工場等が毀損することによって供給も少なくなっているんですが、それと同等あるいはそれをもつと激しく上回る勢いで、計画停電とかいろいろな風評被害も含めて、もう人々が物すごく消費も投資もなくなってきています。

この状況では震災デフレがもつと進行してしまつて、このデフレというのは本当に恐ろしい病気で、年間二十兆円ずつぐらいの所得がなくなつていくような話にもなるかもしれないですね。このまま数年ほうつておくと、四百兆とかもうすぐ割り込んでしまふ、GDPがですね、なつてしまふかもしれない。そうすると、本当に倒産する企業はもつと出てきますし、解雇される人も

もつと出てきますし、残念ながら自殺される方なんかもつと増えるかもしれません。ですから、もう是非でもこのデフレは止めないといけないというのが私、本当に強く感じているところであり

それを考えますときに、例えば社会保障等々のために増税をするという議論もありますけれども、このタイミングで増税をしてしまへば、もうデフレさんの肩をがあとと押して、デフレさん、わあつと勢い付いてしまつて日本めっちゃやめやめなつてしまつて、被災地以外も何か津波で洗われたみたいに何かぐちゃぐちゃになつてしまふというふうにも、私もそれがもう心配で心配で仕方がないので、是非でもこのタイミングでの増税は是非やめていただきたいというふうに感じているところでもあります。

○田村智子君 どうもありがとうございます。

○藤井孝男君 参考人の先生方、今日はありがとうございました。

早速意見をお伺ひいたしたいと思ひます。発言順にお答えいただければと思ひます。

まず、栗田参考人。栗田参考人は、このレジュームにもありましたように、阪神・淡路大震災からボランティア活動に参加されて、また今回も大変な活躍をされているわけですから、いますけれども、今回は規模も範囲も全然阪神・淡路とは違ふわけですから、貴重な阪神・淡路大震災のボランティア活動を経験されて、今回との違い、ただ単に規模が違うとか範囲が違うというだけじゃなくて、何がまた共通するところがあり何が違うのか、この点についてちよつと具体的に教えていただければと思ひます。

○参考人(栗田暢之君) ありがとうございます。

阪神大震災はまさに日本社会でボランティアが初めて認知された災害でありましたので、はっきり申し上げて、ボランティアが何であるかということも分からない人々も含めてたくさん入つたと。ただ、それがかつて自由な活動ができて、

ふるさとという言葉、私も大好きなんですけれども、個人的なことを言って恐縮なんですけど、私は岐阜県人なんですけれども、私を産んでくれた、もう亡くなりましたが、産んでくれた母親は相馬郡のいわゆる中村町の生まれ育ちで、私の体内の半分は福島県の血が流れておりますものです。

そういう意味ではボランティアは横柄であつてはいけませんし、むしろ、今日資料として提出させていただいた、あの一言一言が載っている、今やもう二千五百件あるんですね、つぶやきが集まっています、足湯といったようなものも、結

○藤井孝男君　大變ありがとうございました。今後とも御活躍を祈っております。

それでは、藤井参考人にお伺いしたいと思います。

藤井参考人とは同姓でありますけれども、もう旧知の間柄で、もう何度も藤井参考人の、今回の強靱化基本法であるとか復興債の話であるとか、そういった話をして、私も、同姓であるから共通

○参考人(藤井聡君) どうもありがとうござい
す。藤井先生がおっしゃったように、私も全く同
感であります。

国債、国債と一言で議論されることが最近非常
に多くなりましたが、十年ほど前まではそんなで
もなかったと思うんですね。それは何を申し上げ
ているかという、国債には二種類ありまして、
建設国債と特例国債あるいは赤字国債と呼ばれ
るもの。これは、財政法の中で建設国債等は許
されているわけでありますけれども、赤字国債
の方はこれ特例国債と呼ばれるもので、特例
的に建設以外のために国債を発行するのは禁
止されているわけですね。だから、禁止されて
いるわけに、それを発行するときには国会の決
議が必要になってくると。

これはもう常識中の常識で、二十世紀末ではもう皆さん、世論の中でも国会の先生方の議論の中でもそれは明確に分けられていたんでありますけれども、最近、何か国債が十把一からけに全部問題であると言われているのは、これは非常にゆゆしき事態であると感じております。

そもそも、財政法の理念からなぜこれが二つに分かれているかといいますと、これは、建設国債の場合は、普通の世帯で考えますと、住宅ローンみたいなもので、三十年、四十年とか住むものでありますから、子供も住んだりとかするものですから、ローンを組んで借金をすると。だから、建設国債、住宅ローンは許容されるというのが財政法の考え方であります。

ところが、それ以外のもの、消費してしまいうなもの、例えばハワイに行くのに借金してしまつたら、それはその人どうなるのだろうみたいな話になりますから、それはもううちよつと、よつぽど慎重にならないかぬということで、国会の決議で慎重にやろうということになっているわけですね。

復興ですとかあるいは防災というのは、これはもう住宅ローンどころかも何百年、何千年と効果があるような話でありますから、ですから、ここで日本の国家が死んでしまつたら、これはツケを残せる相手すらいなくなるという何か滅亡になりますから、だからこそ復興とか防災というもののに対しては国債で発行して、それで全ての世帯で負担をするというのは、これ何らかしいことではないわけですね。それがまず、この点をまず我々国民は十二分に理解する必要があるんじゃないかと思ひます。

○藤井孝男君 分かりました。ありがとうございます。

それからもう一つ、藤井参考人はやつぱり歴史に学べ、要するにこの二番目のレジュメの最後にありますように、巨大地震のさらなる危機というもの。結局、午前中の参考人の御意見でも立谷相馬市長も言っていましたけれども、やつぱり自分

の生まれ育つたところの神社、先人の教え、温故知新、古きをたずねて新しきを知るといことが非常に大事である。やつぱり、その先人の教えというものを我々は歴史の中でも勉強してこなかった。今後とも、そうした地域のコミュニティを大事にするならばやつぱり先人に学べと。これはどこの地域であろうとも必要だと思ひますけれども、その点について一言御意見があればと思ひます。

○参考人(藤井聡君) まさにおつしやるのとおりで、先人には、この町づくりもそうでありましてけれども、例えば百年とか二百年とか千年とか続いているといろんな試行錯誤をやられて、いろんな問題があつたので改善してこうなつて、でも完璧な社会なんてないですから、今の社会は当然問題を抱えているわけでありましてけれども、いろんな問題を乗り越えてきた町がある。だから、それを全部無視して、津波に流されたからもう新しいところに線を引いて町を新しくつくるなんかやつてしまつと、もうどんな訳の分からない問題が発生するか分からないので、先人の蓄積してきたものをベースに、それを自分たちの代で謙虚な気持ちでもって可能な限り改善していくというように格好でないかと防災も復興もならないというふうに感じます。

○藤井孝男君 ありがとうございます。

それでは、長参考人にお伺ひいたします。長参考人は、国際的ないわゆるボランティアといひますか、人間の安全保障と申しましようか、そういった国際的な立場で活躍されたわけでありましてけれども、国際的な立場で活躍されたと思ひますが、そのときのいわゆる長参考人のボランティア団体の評価といひのは一体どうであるのか。

御自身で自身を褒めるということになるといひたら言いくいかもしれませんけれども、率直に日本の国際社会に対するボランティアの評価、それと、今回国内で働いているボランティア、その

認識度のギャップというのはあるんじゃないかなと思ひます。それについて、このレジュメでも、いわゆる国際協力現場における災害対策の知見のある官民人材の活用をせよと、そういう御意見も書かれておりますけれども、そういった国際的な立場での知見をどう今回の国内の大災害に対して生かしていくか、そういった点について御意見があればお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(長有紀枝君) ありがとうございます。

私どもに限らず国際協力のNGOはいろんな現場におりまして、全て試行錯誤でございまして、成功したこともあれば失敗したこともあつて、それは私たちだけではなくて世界各国のNGOがそうで、そういった失敗したことの中からどうやうな次の災害でうまくできるんだらうかといううなことで、やつとやつとこう積み上げてきたのがいろんなガイドラインであつたりとか、このガイドラインが出てきたのも、みんな勝手にやつて勝手にやつて大混乱に陥つたとか、これらワンダの大虐殺の後の支援活動であるとか、様々な経緯や経験の後にできたものでございまして。

そういったことから出てきたもので、こういうスタンダードでやつと海外で動いているときに、いざ自分の国で起きたときに、当然海外であれば支援されるべき人がどこにいるかさえ分からないといううな状況が、本場に私たちとしてはもう目を疑うようなことでございまして。ですので、冒頭で申し上げたような国際協力の知見を何とか生かせないかということですね。

日本のNGOは、やはりいろんな国のNGOと比べまして、きめが細かいとか、相手のお話をよく聞けるとか、自分の考えを押し付けないとか、そういったことが美德といひますか、強みとされていまして、そういった点は、これは別に国際協力のNGOだからというよりは日本人が長く大事にしてきたものだと思ひますので、それは東北の震災対応にも生かしていけるのではないかと思ひます。

一方で、国際協力のNGOは募金で活動しますので、海外に行つて自分たちがやつた、やつた、やつたと言ふ。それをしないと、日本で募金をしてくださつた方や税金で支援をしたときにそれがきちんと報告できませんので、今回もしかしから国際協力NGOは被災地に行つて同じことをするんじゃないか、自分たちのマークばかりべたべた張るんじゃないかと、そういうような御懸念というのはいくら抱かれておりましたが、やはりそれは海外と国内で文化も違ひますので、そういった問題は余り起きていないには思つております。

○藤井孝男君 どうも貴重な御意見、ありがとうございます。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

三人の参考人の皆様方には、お忙しい中、貴重な御意見、提言をいただきまして、ありがとうございます。三人の方に一括順次質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、栗田参考人に対してでございますが、今後のボランティア活動についての中で心のケアということが書かれております。

阪神・淡路大震災のときにも心のケアという点でボランティアの皆さんが大きな役割を果たした、そのように聞いております。特に今回の東日本大震災では、県や市町村などの行政機能が大きく低下をしておりますので、率直に申し上げて、なかなかそこまで手が行き届かないと思ひます。発災後三か月が経過をして、被災者の皆さんは本当に精神的にこれから厳しい状況に置かれるわけでありまして、是非心のケアの部分、ほかの分野もそうでありましてけれども、是非ボランティアの皆さん、大きな役割を果たしていただきたいと、そのように考えますけれども、これからの心のケアのことについて、活動についてお考えをお聞きしたいと思ひます。

それから、次に藤井参考人にお伺ひをします

が、三月二十三日にこの場で、参議院の予算委員会ですら、お一人お一人に合った対応が必要だということがあります。じゃ、一人一人全部できるのかという話ですけれども、しかし、支援する側の人間の方が圧倒的に多いわけですから、日本の人口を比べてみたら、それはやっぱり制度としての復興支援員だとか、あるいは保健師だとか民生委員さんだとか、そういう制度としての方々はもちろん頑張るはずですが、それに對して、僕らおせっかいなボランティアが何度何度出かけていって、元氣ですかという声を掛け続けられるかどうか。

原発のことについてお伺いしたいと思いが、今回あつてはならない原子力発電所の事故が発生をしました。私はもう人類と核は共存できない、そして何より、この地震、津波の常襲地帯である日本列島においては共存できないという立場でございますし、国民の合意と覚悟によって脱原発、そして自然エネルギーへの抜本的な転換を図っていかねばならない、そのように考えておりますが、先生のこの資料の中には原発についての明確な記述はないように思います。エネルギーシステムの多重化ということは書かれておりますけれども、これからの復興を考えると、あるいは強靱化を考えると、原子力発電というものをどのようにしたらいいのか、先生のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、長参考人にお伺いをいたします。災害弱者という点では、私も予算委員会でも質問させていただきましたが、なかなか表に出ませんけれども、女性の性暴力の問題もあると思っております。今回の大震災に当たって、実態としてどのようにとらえておられるのか、そして警察などの行政の対応が十分であったのか、そうした課題についてお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

○参考人(栗田暢之君) 御質問ありがとうございます。心のかアの問題に関しては、非常に貴重な、大切なキーワードだと思っておりますので、どんどん推進していきたいということではあるんですけども、ただ、心のかアということ素人が言った瞬間に、それがまた逆効果になるということも一方ではありますから、慎重にこれは対応していかねばならない部分もございます。

そして、これはやっぱりお一人お一人の命の話

です。私は、多分、九月の十一日の震災から六か月という時点で、学生さんは休みが終わりますから、どんどんじり貧になつてくるんじゃないかと、ボランティアも。どうしてもやっぱりそういう時期が来るわけですね。風化は避けられないと思いが。そうすると、十月、十一月、十二月、非常に寒い時期に、ぼつんと仮設住宅のところになかなか人がもう来てくれないわという状況はつくっちゃいけないと思いが。それから、やっぱり今のうちに、今のうちというのはその九・一一の前に、震災から六か月の前に、いろんなボランティアさんがやっぱりかかわれるような環境づくり、そのために、先ほどから申し上げているように、被災者の中で保護だけじゃなくて自分たちで頑張ろうとする人たちに對しては、制度として支えて、例えば何か工房ができたり仮設の商店街ができた、様々なチャレンジすればいいじゃないですかということ、ボランティアも後押ししながら、できるだけそこできつかけづくりをして、そして、特に若い人たちが、その距離感もありますけれども、しよつちゅう行つても嫌がられる場合もありますから距離感も必要なんですけれども、やっぱりそうした若い人たちが、孫が何かこう親戚のうちにたまに遊びに行くような感覚で、十月も十一月も十二月も、あるいは一年先もいつかりと交流できるような人間関係づくりがこの時期一番大事だということを、私、一貫してそういうことを進めていければいいなというふうに考えております。

○参考人(藤井聡君) 御質問ありがとうございます。今回の、今日公述申し上げた中では、耐震強化というところに原発施設というのは一つ書かせていただいていたんですが、この原発問題について二種類、分けて考えないといけないことがあると考えています。第一に、この原発問題、原発と日本国家がどういうふうにつき合っていくのかという問題が一つあります。その問題と、今年、来年、この原発をどうするかという二つの問題を分けて考えないといけないと思いが。

まず、今年、来年の問題を踏まえまして、これはドイツにしても同じでありますけれども、もし仮に中止ということを決めたとしても、だからといってすぐにそのリスクがゼロになるというわけではない。したがって、今存在している原発に対する徹底的な耐震強化というものを、やはりそれは図らないといけない、高レベルの放射性廃棄物等々についてもこれは図らないといけない。これはもう既にあるものでありますので、これは議論の余地なく徹底的な耐震補強をしないといけないというところは、これ自明であります。

第二点目に、これを長期的にどういうふうに考えるのかということについては、まず今回の原発事故の問題並びにこれからその耐震補強をするということ、どこまで補強されるのかということ、当然ながら、今回事故が起こったときどうなるかという情報が今我々かなり多く入手してあります。それと同時に、原発がなくなるときにどれだけのコストを我々支払う必要があるのかということについても、当然ながら長期的な判断をするときには必要になってきます。そのときに私が一番危惧しておりますのが安全保障の問題です。原発が、これは純国産エネルギーと言われるもので、元々の物資は輸入するわけでありまして、ウラン等を輸入するわけでありまして、あとはエネルギーを国内

でつくるということで純国産エネルギーと言われております。もし、原発を輸入エネルギーだとすると、日本のエネルギー自給率は四%になってしまう。これは強靱化の考え方として極めて脆弱な国家になります。その一方で、原発が国産エネルギーであるとカウントすると、これは二割弱が国産エネルギーになると。比較的、その意味において、安全保障という点においてこちらの方が強靱になります。この強靱さと原発が持続するということのリスクとをどういうふうに判断するかということについては、これは冷静に判断する必要があるなと思いが。

いずれにしても、エネルギー問題は、第二次世界大戦の例を引くまでもなく、エネルギー安全保障というものは国家の存亡にかかわるということは歴史に学べば我々知つてはいるはずでございますので、このエネルギー安全保障、四%の問題をどう日本民族として考えるのかということ、十二分に考えた上で原発の事故のリスクというものを考えた判断をしていただきたいというふうに私は思いが。

以上でございます。○参考人(長有紀枝君) 御質問ありがとうございます。残念ながら、私、その性暴力についての具体的な事例データを持つておりませんが、その点についてはお答えできませんので、どうぞお許しください。

他方で、警察がたになるといいますか、警察が出てくるような状況ではない状況で、例えば先ほどの生理用のナプキンの問題、あるいは着替える場所がないとか、そもそも全然プライバシーが守られていないとか、全く犯罪にさらされているわけではないけれども、大変なストレスにもさらされている方たちが大勢いるというのが現状でございます。その意味でも、冒頭で申し上げたとおりですが、女性が意思決定、災害復興の意思決定の場に出ていけるような対策を是非お願いしたいと思っております。

○吉田忠智君 ありがとうございます。

○委員長(柳田稔君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様一言御礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたり御出席をいただき、また貴重な御意見を賜り、本当にありがとうございます。委員会を代表して御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。(拍手)

午後三時二十七分散会

平成二十三年六月二十七日印刷

平成二十三年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D